

第3章 小菅をはかる・おしはかる—建造物群の原形と変容および現況

土本 優和

第1節 問題の所在—はかることとおしはかること—

市立と山伏に関する、石井進と徳江元正との鼎談にて、網野善彦は、商人史あるいは職人史に言及して、「しっかりした文書のみを史料として使うのではなくて、これまで偽文書、あるいは伝承と言われ、場合によっては内容が荒唐無稽という言い方で片付けられてしまってきた様々な史料にまで、視野を広げて考えていく必要」をのべた（以上、括弧内は、網野善彦・石井進・徳江元正鼎談「市・山伏・芸能」、網野善彦・塙本学・宮田登緒『列島の文化史9』日本エディタースクール出版部、22-66頁、1994年6月、25-26頁より引用）。小菅の原形と変容をとらえる上で、この指摘は有効であろう。たしかに、從来の実証主義的研究は、この種の史料をあつかってこなかった。このため、この種の史料とともに、かつてはこの種の史料を媒体としていた諸々の事柄はないがしろにされてきた。

では、偽文書あるいは伝承であって、内容が荒唐無稽とされてきた史料を、どのようにあつかうべきか。まずは、史料群のなかの個々の文言から真偽を判別できる事柄をえらびだし、その事柄に対して真偽の判断をくわえ、そうでない事柄には判断を保留する。そして、真偽を検証した事柄のうち、真と判別された事柄のみを根拠にして、全体像を構想していく。

とはいって、この方法の欠陥は、第一に史料群をこまかい断片にわけることにあり、第二に真偽をたしかめられる事柄のみをえりぬいていることにある。断片化された上で選択された個々の事柄をよせあつめて、はたして、全体に対する総合的判断を的確にくわえることができるのか。

他方、建造物を個々に調査して現況をとらえ、さらに復元的考察を個々にくわえる場合、どの時代までさかのぼって復元されるべきか、という判断は、個々の建物によって、ことなる。現況として捕捉された建造物はすべてが現時点という共時態を基本的にたもっている、と判断してよいものの、個々の建造物を個別に復元するかぎり、設定された復元年代は個々の建物によってことなるのだから、個々の建造物に対してなされた復元をよせあつても共時態がたもたれることはない。つまり、個々の建造物に対する復元をよせあつめてできる景観は、共時態をなさず、異時同図をしめる。

以上、二点の問題、すなわち、偽文書あるいは伝承などがもつ荒唐無稽な内容、および建造物の復元的考察がもつ非共時性は、とりわけ、景観を考察する上でさけることができない側面である。というのも、景観は、そもそも、こまかい小片にわけられたり、部分的にえらばれたりする対象ではないからである。

偽文書あるいは伝承の場合、問題は、分解された個々の命題が真か偽といった点にさきだって、史料群の全体が、どの程度、真なのか、どの程度、偽なのか、という点にある。この後者の点をとう必要がある。その後に、真か偽かを判別することができる命題に史料を分解していく作業が必要である。その個々の命題の真偽を検討した上で、総合的な判断がもとめられる。とはいって、景観は、総合的な判断をまつまでもなく、総体をなしている。とりわけ、景観という総体を総体のまとらえる、という方法に即したい。この方法による場合、景観はこまぎれにされないが、景観に対して推測がふくまれることになる。この方法をいまここで推景とよぶ。推景とは、対象となる景観の總体性と共時性を確保するためには、こまぎれにされることなく、推測された過去の景観である。

一般には、建造物に即して考察をすすめる際、建築造構を実測していくという地道な作業をつうじて、現時点という共時態を捕捉する。同時に、個々の建築造構に対して、復元的考察をくわえる。しかし、以下では、数あまたの建造物がおりなす景観を過去にさかのぼってとらえる際、建築造構に対する復元

の延長として考察をすすめるのではなく、総体性と共時性がたもたれた姿としての景観を推していく。つまり、推景をおこなう。この場合、網野善彦がいったように、たぶんに、その研究は、偽文書や伝承、あるいは絵画史料に依存することになる。しかし、推景の学問的価値は、ピンポイントの命題が個々に検証されるにさきだって、過去の全体像が、作業仮説として、さししめされることにある。現在、小菅を対象とする研究が必要としているのは、まさにこの作業仮説である。

よって、作業は二つある。第一が現時点での小菅を建築遺構に即して実測すること、第二が過去の景観の総体を共時態として想定することである。前者が小菅をはかること、後者が小菅をおしあかることである。

第2節 小菅をはかる

今回の調査研究にて現在に遺存する建造物を建築遺構と理解して、その実測とヒアリングを実施し、あわせて文献調査を実施した。その成果は、資料編（第5節）にしめしたとおりである。そこには、おもに社寺と民家があり、平面図、断面図、配置図をしるすとともに、考察をくわえた。さらに、仮設建物や、小屋をいべき小規模建造物をふくめ、図と考察をそえた。

小菅をはかったこと、すなわち建造物の現況把握は、一括して資料編（第5節）にまとめたので、ここでは詳細をのべない。

第3節 小菅をおしあかる

以下では、建造物の現況把握をふまえつつも、推景という方法にて、おもに建造物群からなる景観を、過去のいくつかの時点に即して、おしあかる。

推景① 古代山林寺院—山上伽藍の可能性

小菅の原初的となみとして、自然への畏敬と人々のくらしをとりあげができる。自然への畏敬が、神々のよりつきやどる場所をさだめ、修驗をはぐくみ、修驗道を開いた。他方で、神仏習合の側面から、仏教的な要素もくわわっていた。

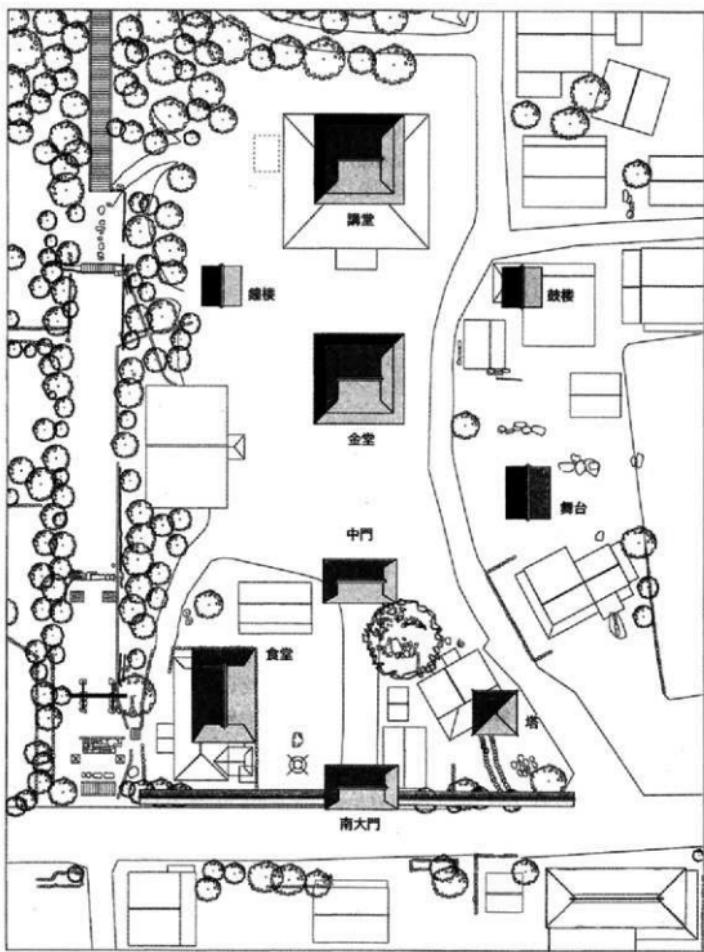
このとき、小菅にて考察すべきは馬頭観音坐像である。現在しられている3体の馬頭観音坐像のうちの1体が、平安後期の制作とされ、加耶吉利堂の本尊とつたえられている。また、現在、県宝に指定されている板絵著色観音三十三身図も加耶吉利堂にあった、とされている。

奈良の長谷寺（国宝）でも、観音菩薩三十三応化身像（板絵著色観音三十三身図）がつたえられており、ほぼ正方形をなす内々陣の三つの壁に板絵が配されていた姿をとらえた古写真がこされている（長谷寺・甲田弘明氏より古写真提供、奈良文化財研究所編『重要文化財 長谷寺本堂調査報告書』奈良文化財研究所、2004年3月参照）。この古写真と長谷寺本堂の平面を参照した上で、小菅につたえられている板絵著色観音三十三身図のおおきさをもとに、板絵が加耶吉利堂で配されていた平面を推定すると、図Aを提示することができる。この規模のお堂が奥社へいたる参道の途中に立地していた、とかんがえられる。

「信濃高井郡小菅山元隆寺之図永禄九年」（以下、永禄九年絵図、史料1-01後掲）は、現在、講堂がたつあたり（図58後掲）に伽藍配置をしめす。堂塔の姿をえがくとともに、その名をしめる。この絵図をまるごと信じることには問題がある。かといって、考察の対象からはずすもの的確ではない。真と偽

がいりまじった史料として永禄九年絵図をあつかう。

小菅の由来をつたえる文献史料は、永禄九年絵図と同様に、堂塔の名をします。まず、天文11年(1542)「元隆寺由来記」は、「いわゆる金堂・講堂および舞台・三重宝塔・荒神堂・鐘楼・大門」とします。また、慶長5年(1600)「小菅山略縁起」は、「金堂・講堂・五重塔・鐘楼・鼓楼・荒神堂・食堂・舞台・中門・南大門」とします。問題は二つある。第一、そもそもそのような堂塔がこの地にかつてあったのか。第二、かりにあったとすれば、現実の土地の上に配置され得る規模であったのか。永禄九年絵図をみるかぎり、現在の講堂がたつ土地のなかに複数の堂塔が立地し得る、と判断しがたい。とはいえ、

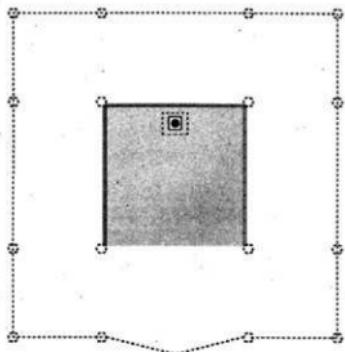


図A 加耶吉利堂の推定平面図(縮尺1/100) [作図 梅干野成央]

この絵図がえがく建物の柱の数に即して、建物の規模を想定し、それをこの土地の上におとしていくと、図Bがしめす姿となる。この姿は複数の堂塔が無理なく土地の上に配置された形である。

実際、山のなかに寺院をいとなんだふるい例として、奈良の室生寺がある。この寺の堂塔はすこぶるちいさい。とくに塔がちいさい。室生寺を念頭におけるば、法隆寺などの平地につくられた古代の伽藍ことなる規模の伽藍を山林に想定することがゆるされる。さらに、山林にて寺院がいとなまれたのは、密教寺院の展開と併行するとされる。しかし、奈良時代末期に興福寺の僧によってつくられたとされる室生寺の場合、密教建築が山林にいとなまれるにさきだって、山林に寺院がいとなまれていた。密教建築の特徴は、山上伽藍の造営、多宝塔の出現、礼堂付加の三つにある、とされる（太田博太郎『日本建築史序説 増補版』彰国社、1969年、初版1947年）。小菅の場合、山上伽藍の造営に関しては、「元隆寺由来記」に「伽藍造営の御願」との文言がみえ、「小菅山略縁起」に「麓に伽藍を建立ス」との文言がみえる。多宝塔の出現に関しては、「元隆寺由来記」に「三重宝塔」がみえる。礼堂付加に関しては確認できないものの、密教建築の特徴が天文11年（1542）と慶長5年（1600）の文献史料から確認できる。

古代山林寺院が小菅にいとなまれていた可能性は、平安後期制作とされる馬頭観音坐像にもとづく。北信濃の観音像を考察した原田和彦がこの点に関連して有意義な論点を提出した（原田和彦「北信濃における観音像」、『市誌研究 ながの』9、25-34頁、2002年1月）。原田によれば、第一、「北信濃における観音像は標高500メートルにある」。第二、「古代にさかのほる観音像を現在に伝える寺院の中には、文献資料などから明らかに古代には存在していたと想定できる寺院がある」。第三、「北信濃のこうした寺院にあっては、水源に近い場所に立地している例が多く見られる」。第四、「九~十世紀において集落の立地が丘陵部にうつる」。第五、「観音信仰（靈場）の成立について巨岩信仰との関係が想定される」。第六、「北信濃における観音寺院の存在は、観音信仰の地方における受容がなされ、それを深く崇拜する有力者層が多くいたことを示している」。



【復元にともなう推定条件】

- 1、馬頭観音堂を三間堂と推定
- 2、三十三女神板繪裏面に残る日焼け跡から、内々陣の3面に張られていたと推定
- 3、内々陣の周りに回廊があると推定

【参考資料】吳谷寺（奈良県）本堂

参照：文化庁「国宝・重要文化財大企画」（毎日新聞社、1998年）

図B 水株九年絵図がえがく伽藍の推定配置図（縮尺1/600）【作図 梅干野成央】

原田は、以上の指摘を小菅に対してじかには言及していない。しかし、原田の指摘を敷衍して、山本義孝が小菅との関連に言及した（山本義孝「山岳修験のルーツをさぐる」、笠本正治監修・長野県飯山市編集『修験の里 奥信濃小菅 修験道と飯山』（ほおづき書籍、101-132頁、2003年9月）。山本は、「小菅もこの事例にあてはまる」とし、「小菅は里山に設けられた山岳密教寺院として平安時代前期頃に成立したのではないか」とする。そして、「小菅山は学問僧が支配する天台系の山岳密教寺院として始まり、その一山の中に修験者が含まれていたと考えたほうが良いように思います。その後、京都新熊野社の社領小菅荘となるに及んで修験者の勢力が増し、戦国時代には修験者が一山の運営を握るまでになったのではないかでしょうか。しかし、戦国の争乱の中で武装集團であった彼らは滅び、江戸時代には元隆寺の別当を務めた大型院だけが残る集落となつた、と私は見ています。」とする。山本氏の指摘の根本は、修験道が展開するにさきだって、天台系の山岳密教寺院が小菅にて古代に成立していた、というものである。「これを学問の次元で実証するのは今のところ無理なようです」と山本はつけくわえるものの、この指摘は小菅のはじまりと変遷を理解する上ですこぶる有効な仮説といえよう。

また、馬頭観音坐像と板絵著色觀音三十三身図から加耶吉利堂として復元した建築のさらなる前身は、平安後期制作の馬頭観音坐像を安置していた堂で、それは現在の講堂がたつ場所にあった。永祿九年絵図がえがく比較的小規模な堂であった、という可能性を想定することができる。この場合、標高500メートルの土地で、水源祭祀とかわりながら、天台系の山岳密教寺院がいわゆる山上伽藍を構成しており、その堂に馬頭観音坐像が安置されていた、という景観を推定することができる。この景観が実際に存在したのか否かは、今後、検証していくなければならない。今後の検証と同時に重要なのは、山上伽藍というべきリアルなこの景観が小菅のイメージとして長期間にわたって共有されてきた点にある。

推景② 修験道の萌芽とその展開—奥社と加耶吉利堂と護摩堂をめぐる問題—

原田和彦と山本義孝の提示する仮説から、修験や修験道に先行する形で山上伽藍が古代の小菅にみられた可能性を想定した。この想定は、永祿九年絵図がえがく姿に対応する。古代山上伽藍の創建が的をえているのであれば、それから展開した修験は、奥社（社寺10後掲）、加耶吉利堂（図A）、護摩堂（社寺08後掲）といった建築からとらえられる。

奥社は、天文11年（1542）「元隆寺由来記」に、「八所權現本宮ならびに加耶吉利堂を再建し」とみえる。また、慶長5年（1600）「小菅山略縁起」には、「奥院・本堂・求聞持堂・文殊堂・愛染堂以上山上の四堂也」とみえる。まず加耶吉利堂は、奥社への参道の途中に立地していたとされ、雪崩や土砂崩で倒壊した、とつたえられ、その後、移築がくりかえされ、現在の馬頭観音堂（社寺15後掲）がたつにいたった、とされる。また、現在、長野県宝に指定されている板絵著色觀音三十三身図は、応永12年（1405）の墨書き裏面に確認され、かつては加耶吉利堂にあった、とされる。この意味で、加耶吉利堂は、峰でいとなまれた修験道が具体的な建造物と対応していたことをしめす。

つぎに奥社は、「小菅山奥院天正以来修復記録並馬頭観音由来」（小菅神社所蔵、重要文化財小菅神社奥社本殿修理委員会編集『重要文化財小菅神社奥社本殿修理工事報告書』同、1968年3月所収）からその変遷がわかる。この史料は、享保14年（1729）に棟札などをもとにして別当の誠孝が編纂したものである。これによれば、天正19年（1591）4月の「再興修復」が確認されるとともに、その後のたびかさなる修理が確認される。また、これによれば、「奥院三社頭造立永正五年九月成就畢」とあって、奥社の内陣に安置されている宮殿（寺社11後掲）が永正5年（1508）の造立であったことがわかる。このように、奥社に関しては、文献史料から創建と修復の年代がわかる。

つぎに、寛延3年（1750）とされる護摩堂についても、やはり、修験との関連がかんがえられる。実際、護摩堂のなかで、護摩がたかれた可能性がある。他方、「修験道の護摩は、密教の護摩がそのままとりいれられたとも考えられるが、日本の民俗行事や祭りの中に、火の中に靈力を認め、これを「ムスピ」

の一種として信仰した例が多く、それらの影響も無視できない。修験道には密教にみられない独自の護摩として、屋外で行なわれる探燈護摩がある。」(福島邦夫分筆「護摩」、宮家準編『修験道辞典』東京堂出版、1986年、131頁引用) さきに、修験道に先行する姿の古代密教山林寺院を想定したが、ここでは、修験道の成立後、独自の護摩として屋外でおこなわれる探燈護摩をくわえてかんがえる。この際、護摩堂は、室内でおこなう密教の護摩からきたものとかんがえるべきか、屋外でおこなう修験道独自の探燈護摩からきたものとかんがえるべきか。おそらく、後者であろう。

というのも、護摩に関して、永祿九年絵図(史料1-01後掲)が東側のかなりふかい峰に「護摩所」という文字をしるしており、「飯山市字境図」(史料1-14後掲)という地図も、二の鳥居と千曲川の間に、「護摩所」という字名をしるしている。天文11年(1542)「元隆寺由来記」は、「修験神輿前において柱松柴灯護摩を修す」とみえる。これに対して、慶長5年(1600)「小菅山略縁起」にみえる護摩の文言は、「奥院岩屋の宝池大師なめて甘露の味あり、よつてかんろ池と名く、其前に馬頭の護摩を修す、それより相続今に至て護摩を其所に行ふ」とある。なお、「かんろ池」は、現在の奥社の内陣にある甘露池に対応するであろう(図71後掲)。「馬頭の護摩」が火をもちいたものであれば、水と炎が対になっていたといえる。「満仏岩」(現在の万仏岩)に関連して、「椎現そのかみを降伏してしほらく鎮座す故御鎮座岩として凡人のふむことあたハざる奇岩あり、弘法大師其岩にて護摩を行ふ、瀧の水を汲で開闢とす故あか瀧と号ス、夫より毎月其傍におみて護摩を修す已上ハ當山界也」とある。つづいて、「金堂の庭の柱松ハ右の悪鬼惡神降伏の護摩なり」とある。つづいて、「奥院におみて長日の護摩を始給ふ」とある。

以上より、第一に、奥院のちかくで護摩を修していたことが「元隆寺由来記」と「小菅山略縁起」の双方から確認できる。また、万仏岩の奇岩にて護摩をおこなっていたことが確認できる。奥院岩屋も万仏岩の奇岩もともに、おそらく火をもちいて護摩を修したところで、そこに、炎と岩と水に即した儀礼を想定することができる。このことは、永祿九年絵図が二ヶ所の「護摩所」を峰にしるす点とも対応する。

おそらく、「元隆寺由来記」がしるす「修験神輿前において柱松柴灯護摩を修す」と「小菅山略縁起」がしるす「金堂の庭の柱松ハ右の悪鬼惡神降伏の護摩なり」とにおける護摩は、炎と岩と水が一体になった儀礼でもなく、おおきな炎をともなう探燈護摩でもなく、現在の柱松探灯神事につながる儀礼であろう。現在の柱松探灯神事は、柱松に人がのぼって、火をおこし、草をもやすもの、柱松そのものをもやすことがなく、おおきい炎をともなわない。また、この場合、岩や水(開闢)とじかには関連していないので、修験道独自の探燈護摩ではないであろう。この場合、「修験神輿前」とあるように、移動する「神輿」によって場が設定され、のちにその場が「金堂の庭」にさだめられた、と想定される。

炎と岩と水をともなう探燈護摩は神がよりつきやどる場とみなされていたところでなされた、とかんがえられるのに対して、「修験神輿前」における「柱松柴灯護摩」は神輿とともに神が移動したところでなされた、とかんがえられる。

そこで、問題となる護摩堂であるが、岩で清水をたたえる池との関連からすると、この場所は、護摩堂というおおきい建物が近世に建立される前は、炎と岩と水をともなう探燈護摩をおこなうところであった、と想定される。このために、建物をともなわずに屋外でおこなう探燈護摩の性格からして、もともとは護摩堂はたっておらず、屋根をもたない護摩壇が清水をたたえる池のちかくにあったという景観を推定することができる。

近世に護摩堂というおおきい建物がたてられたのは、人々を内部にいれる空間がもとめられた結果とかんがえられ、その前身として想定されるのは建物をともなわない護摩壇である。よって、調査をすすめていけば、たとえば、現在の護摩堂の下に護摩壇の遺構が検出される可能性がある。小菅のどこかに石組の護摩壇が土中にのこされていても不思議ではない。護摩堂、大聖院庭園、大聖院の三者のとりあいがすこぶる不調和をなしているのは、以上の経緯によるのではないか。

他方で、「修験神輿前」における「柱松柴灯護摩」は、「護摩」としるされているものの、探燈護摩ではなく、修験道の柱松であろう（宮家準「吉田神道と修験道一大元宮と柱源・柱松を中心の一」、「国学院雑誌」104-11、130-146頁、2003年11月）。これは、現在、講堂の前でおこなわれる神事に共通する。

なお、永祿九年絵図のえがく石垣は近世の姿になっている。現在につたえられているこの石垣は背がたかい。大工事をともなったであろう。また、石垣の上はたいらになっている。以上より、近世にこの石垣が造成されるに際して、たいらな土地が造成された可能性がある。永祿九年絵図が近世に模写されたものだとすれば、過去をかきうつすときに目の前にみえる姿を過去の全体のなかに書きこんでしまった、と想定することができる。この場合、絵画を転写する過程で、模写された時代にひきずられた部分が生じたわけである。

推景③ 院坊と在家の立地

永祿九年絵図（1566）に即して、山上伽藍の可能性を検討した。このほか、注目すべきは、院坊と在家である。まず、在家として想定される建物として、永祿九年絵図が描く切妻平入の屋根がある。これと対照的なのは、西大門の東側で院または坊としてその名がしるされ、その建築形態がえがかれたものである。二列にならぶ切妻の屋根をもつこの建物を、いまかりに院坊と区別して、在家とよぶ。絵図が切妻の屋根をえがく箇所は二ヶ所ある。一つが「西大門」のすぐ東である。いま一つが「西大門」の北側である。ともに路の両側に平をむけて切妻が二列ならぶ。前者の軸が南北、後者の軸が東西である。とりわけ、前者の南端には「廻訪宮」がある。四本の単線でえがかれた個々の屋根は、切妻平入の建物をしめす。これらが何をさすのかが問題である。

まず、「西大門」の南に相当する箇所、つまり現在の仁王門（社寺01後掲）の南に相当する箇所では、この屋根のえがかれている箇所に対応するところにて発掘遺構が検出された（飯山市教育委員会編集『飯山市埋蔵文化財調査報告第68集 小菅修験遺跡2002』同、2003年3月）。一部の柱穴には錢がうめられていた。そのため、常設の建物とかんがえられる。とはいって、そこに人が常住したかはわからない。

現在の小菅には、このような掘立柱構造の小規模建造物はない。また、院坊に相当する建物もみあたらない。そして、永祿九年絵図が院坊をえがいていた土地に民家がたっている。このことから推して、たとえば中世末の放火を境として、院坊は、社寺とともに焼失した、あるいは空き家となったので、院坊の跡にうつりすむ形で近世初頭に民家が成立し、後に堅牢な築構をもつ近世民家へと変容していく、今日にいたる、と想定することができる。

また、発掘された在家のすぐ東側に背はひくいが横にながい石垣が出土している（前掲『小菅修験遺跡2002』）。この石垣は裏込め石が十分でなかったことが確認されている（社寺16後掲）。このことから推すと、この石垣は、中世にさかのばるもので、掘立柱構造の小規模建造物と併存していた、とかんがえてよいだろう。端的にいえば、永祿九年絵図は、院坊と在家を区別している。いまは、院坊も在家もなく、かつて院坊をえがかれていた領域に民家がひろがっている。このことから、院坊の跡をつかって民家が成立した、と想定できる。その時期は中世末の放火の後とかんがえるのが自然であろう。

推景④ 市立一「飛さや」と「高見世」—

小菅では市立がなされていたことが伝承されている。今回の調査で、市立の様子を描写した絵図史料を複数点、発見した（史料1-04、05、06後掲）。そこにえがかれているのは、市立の際にもうけられた小屋である。それには二種類ある。一つが「飛さや」である。いま一つが「高見世」である。「飛さや」は現在の講堂の周囲をとりまく形でえがかれている。また、その領域は「堂庭」としるされている。他方、「高見世」は仁王門から奥社入口にいたる参道の両側にえがかれている。

このように、空間的な立地については、「飛さや」と「高見世」の差異を絵図史料から看取することが

できる。しかし、これをもって、「飛さや」と「高見世」の内実をただちに指摘するにいたらない。

修験による市立は、1970年代後半から指摘されている（菊地利夫「会津高田・修験山伏による定期市の空間組織とその歴史心理」、『房総研究』16、1-6頁、1978年、菊地利夫「会津盆地の修験山伏による定期市の市立とその歴史心理」、『歴史地理学会会報』103、1-10頁、1979年、史料1-08後掲）。また、冒頭で述べた網野善彦らの研究は、1990年代のもので、従来、偽文書ないし伝承として、荒唐無稽とされてきた事柄をあつかおうとする姿勢であるものの、もっぱら商業史と戦争史という枠組みに、なお、とらわれていた。欠落していた観点は、修験による市立を空間として捕捉するというものである。たしかに、修験による市立が伝承されてきた地域にて、空間と了解される対象は研究されてきた。しかし、修験による市立は、はなから荒唐無稽として、しりぞけられていた。

修験による市立に合致するのは、「飛さや」よりも、むしろ「高見世」の方である。「高見世」は、路に面した二列の建物からなり、路の上端と下端が限定されている。また、実際、修験による市立が伝承されているそのほかの地域でも、「高見世」が確認される。

では、「飛さや」とは何であろうか。「飛さや」を、単に「ひさや」としてしまうこともできる。ただ、「飛さや」とよめる史料もある。おそらく、もともとは「飛（とび）さや」で、後に「ひさや」とよぶにいたったのではないか、とかんがえた場合、かつて、「飛（とび）」とよばれた人々が気にかかる。「飛」に関する、「『新編会津風土記』に、木地屋はつねに山林に小屋掛けをして暮らし、付近に良木がなくなるとまた他の佐山へ漂泊し住所を定めることができないが、そのような生活を会津あたりで「飛」といったと記している」という指摘がある（橋本鉄男「山伏と木地屋」、大林太良『日本民俗文化大系〔普及版〕第五卷 山民と海人=非平地民の生活と伝承』小学館、99-139頁、1995年1月、135頁引用）。橋本「山伏と木地屋」によれば、「飛」は木地屋である。また、「飛」と山伏との間には、「漂泊の道に生活にも相重なるもの」がみられるという。「飛さや」が飛（とび）のさやであれば、「飛さや」は、修験山伏とは区別された、木地屋といった人々が市立に際してたてた非常設建物である、といえる。また、飛（とび）に関連して、「トビ 兵庫県宍粟郡富柄村で、博労や山賊が村に入つてくるとき、トビという仲介人を連れてくる。トビは自分で山を買つて、それを材木商に売る仲買の仕事をするものもあるが、普通は單なる仲介人で手数料をもらうのである（奥播磨）」（民俗学研究所編著『改訂 総合日本民俗語彙 第三卷』（平凡社、1955年、1056頁）、という指摘もみられる。

対して、「高見世」は修験山伏と関連する市立の非常設建物である、といえる。実際、「飛さや」と「高見世」の空間的な構成はすこぶる対照的である。「飛さや」はまったく基軸にそっていない。しかし、「高見世」は両端のさだめられた基軸に規定されている。

現在の小菅の民家造構のなかには、参道へいたる路に面して、ミセとよばれるちいさい部屋をもつものがある。これは、もともとは背後の民家と別棟で立地していた「高見世」が、のちに民家の一部屋としてとりこまれた結果である、とかんがえられる。実際、大場修は、信州原村に即して、路に面した、別棟のミセが、主屋へ取り込まれて、常設店舗になる実例を指摘している（大場修「常設店舗の成立と町場の創出—信州原村—」、大場修『近世近代町家建築史論』中央公論美術出版、122-134頁、2004年12月所収、1998年8月初出）。

第4節 小菅のいとなみ

以上にて、四つの推景をした。この四つは様々ないとなみにかかる。これらのいとなみには、建造物ができるにさきだって展開していた場合もあり、また、建造物ができるとともに展開していく場合もあるだろう。とはいって、個々の建造物に即した復元的考察の場合、建築ができたことによって展

開していったいとなみをとらえることができても、できた建築にさきだつといなみを把握することができない。後者については、過去の景観をおしはかるという、ここで推景とよんだ方法によって、うかびあがる、とかんがえたい。

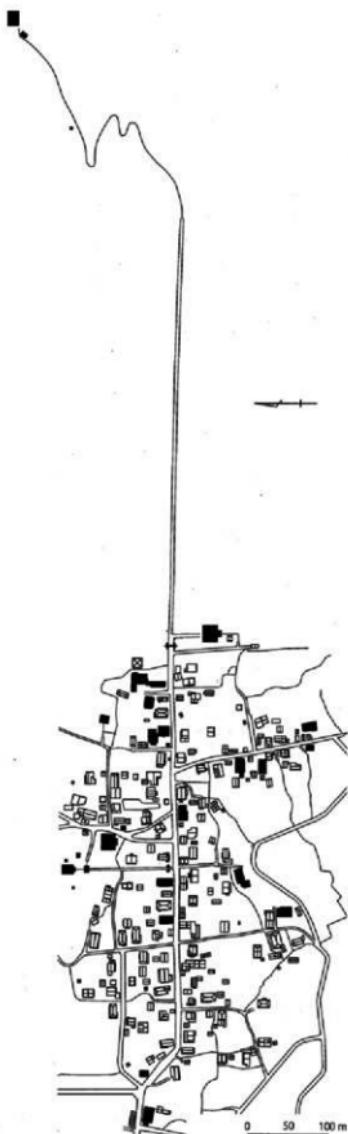
以上にした四つの推景は、いくつかのいとなみに関連する。

第一、伽藍をもつと想定される古代山林寺院は、観音信仰、水源信仰、巨岩信仰、集落移転といつたいとなみと併行する。第二、奥社と加耶吉利堂と護摩堂は、修驗の萌芽と修驗道の展開に併行する。さらには、修驗道独自の屋外でなされる採燈護摩といつたいとなみは、密教の護摩と柱松採灯神事との差異でとらえることができる。第三に、院坊と在家の立地は、神仏の器としての社寺ではなく、人の器としての建物が常設化されていく、といつたいとなみに対応する。第四に、「飛さや」と「高見世」による市立は、宗教的な領域あるいは居住のための領域にマーケットを、一定の場所に一定の期間だけ設定するといつたいとなみに対応する。これら四つのいとなみを根本からさえてきた二つのいとなみがある。この二つは、小昔の諸々の建造物をはかるという作業をつうじて捕捉したものである。すなわち、自然への畏敬と人々の暮らしである。

第5節 資料編 一小菅をはかる一

- 第1項 はかることの特徴とその意義
- 第2項 小菅をはかる：民家編
- 第3項 小菅をはかる：社寺編
- 第4項 史料1：絵図面
- 第5項 史料2：古文書の翻刻

建物の実測調査は、平成15年8月から平成16年12月にかけておこなった。左図(図1)の網かけされた建物は、実測調査を行つた社寺建築・民家を示している。



▲図1 小菅全図：実測建物の分布図 (1:6000)

第1項 はかることの特徴とその意義

はかることとおしはかることの双方をとりあげつつ、両者を区別してきた。はかることが実測であり、おしはかることが推測である。推測するという作業、すなわち過去の景観をおしはかることの意義は、先述のごとく、ピンポイントの命題が個々に検討されるにさきだって、過去の全体像を、作業仮説として、さしめすことにある。他方、実測するという作業、すなわち個々の建造物をはかることの特徴とその意義は、以下のとおりである。

第1、一般に研究の対象は研究者の外側にある。しかし、実測の場合、研究者は研究対象の内側にいる。たとえば、試験管のなかの微生物を観察する場合、研究者は試験管のなかにはいることはない。しかし、建造物を実測する場合、研究者は建造物のなかにいる。その際、研究者は、縮尺をともなって、対象をはかるので、モノのおおきさや空間の規模をとらえている。研究者は、みずから自身をともなって、対象の中で対象をはかっている。また、研究者は、じかにモノに接して、はかっているので、おおきさばかりでなく、モノの質を体感している。このことにより、おおきさが適切でない結論を鵜呑みにすることがなくなり、材質が考慮されていない結論を不十分と感じるにいたる。以上の点は机上の作業と対比される。

第2、研究者は、縮尺をかえて、対象をはかることで、ちいさいものも、おおきいものも、とらえることができる。つまり、研究者は、一つの対象のなかでことなる縮尺を行き来している。これによって、木をみて同時に森をみるとことができ、森をみて同時に木をみるとができる。これにより、建築的なスケールと都市的なスケールにあるギャップをうめることができる。また、研究者は、博物館のなかのモノではなく、現実の土地の上にあるモノをはかっているので、周辺環境とモノとの関係を体感しているとともに、建造物と土地との関係を体感している。おのずと、研究者は、建造物ばかりでなく、建造物を核とした造園を、具体的に体感している。

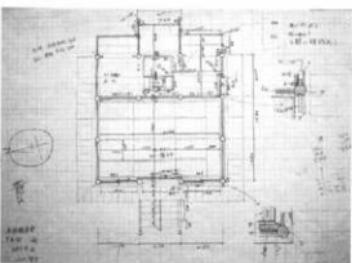
第3、研究者は、実測という作業をつうじて、現在という共時態を把握している。現在というこの共時態が、まったくあたらしいもののみで構成されているのではなく、まったくふるいものののみで構成されているのでもない点を研究者は体験するにいたり、あたらしいものとふるいものが混在している姿が当たり前と研究者はかんがえるにいたる。さらに、その共時態は、実測をすすめる過程でも、微細な変容を確実にとげている点にきづくにいたる。

第4、共時態を捕捉する観点は、現在に対してばかりでなく、過去に対してもむかっていく。そのとき、現代の景観をはかるという実測が、過去の景観をおしはかるという推測に転換する。

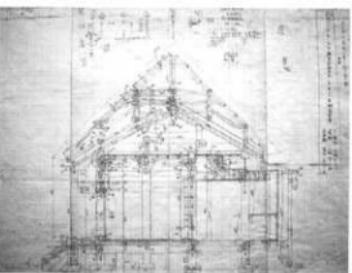
第5、同時に、観点は未来にむかう。事物は、じきにふるくなるが、すべてがあたらしいものにかわるのではなく、ふるいものにあたらしいものがかけわえられていく点にきづく。つまり、ふるいものとあたらしいものとが統合していく漸進的な変容過程を、未来の景観に對して構想することができる。



▲図2 馬頭観音堂平面図 野原【古川晴之作図】



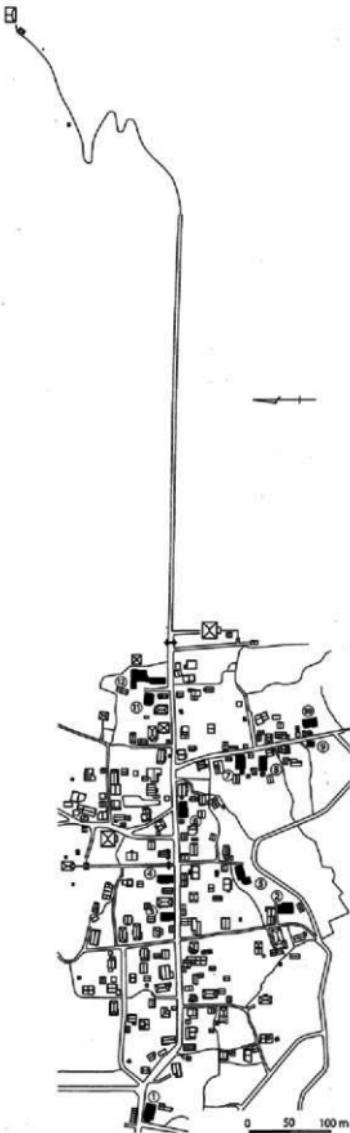
▲図3 馬頭観音堂平面図 野原【山口智子作図】



▲図4 馬頭観音堂断面図 野原【土本俊和作図】

第2項 小菅をはかる：民家編

- | | | |
|-------|----------------|-----|
| 民家 01 | 真崎ふじ子家住宅 | : ① |
| 02 | 蒲原良典家住宅 | : ② |
| 03 | 鶴尾宇内家住宅 | : ③ |
| 04 | 真崎一徳家住宅 | : ④ |
| 05 | 丸山幸次家住宅 | : ⑤ |
| 06 | 吉原 信家住宅 | : ⑥ |
| 07 | 小林清和家住宅 | : ⑦ |
| 08 | 市村文昌家住宅 | : ⑧ |
| 09 | 市村まち家住宅 | : ⑨ |
| 10 | 吉原正剛家住宅 | : ⑩ |
| 11 | 小林収高家住宅 | : ⑪ |
| 12 | 中島 一家住宅 | : ⑫ |
| 13 | タテノボセ造りの小規模建造物 | |
| 14 | 小菅民家のミセ空間 | |



▲図5 小菅全図：実測を行った民家の分布図 (s:1/6000)

民家01 真嶋ふじ子家住宅

仁王門のすぐ西側に位置し、参道に棟を平行にしてたつ。屋号のアラシヤは、他の民家よりも新しくたてられた事に由来するのだという。

かつて、仁王門の西の参道沿いには、民家は建っていなかったという。それは、仁王門のはらみもっていた結界性によるためであろう。その風景は、「永禄九年小菅山元隆寺之図」¹¹⁾にも確認することができる。

[岡本・梅干野]

参考文献：1)「永禄九年小菅山元隆寺之図」【史料1-0】

調査実施日 平成15年8月28日
世帯主 真嶋ふじ子
屋号 アラシヤ



▲図6 真嶋ふじ子家住宅 平面図 (s1/150)



▲図7 真嶋ふじ子家住宅 断面図 (s1/150)



▲写真1 真嶋ふじ子家住宅 北西面

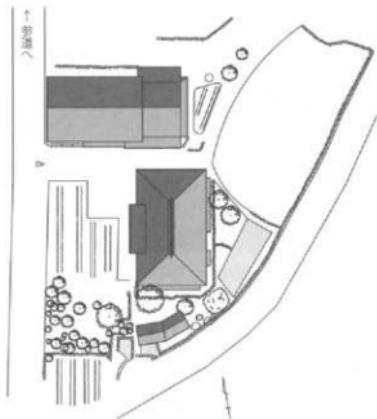


▲写真2 真嶋ふじ子家住宅 南面

民家02 蒲原良典家住宅

建造から200年近くがたち、大規模な改修も行われていないため、小菅の民家の古い形態を残す。かつて、玄関があり、柱に馬の逃亡を防ぐための馬せんば跡が柱に残っている。敷地内にたつ土蔵では、年始の行事で土蔵開きが行われる。蒲原家では、先祖代々伝えられてきた年中行事を絶やすことなく行っている。[岡本]

調査実施日 平成15年10月2日
世帯主 蒲原
築年数 150～200年
屋号 オオサワ
付属建物 土蔵、味噌蔵



▲図8 蒲原良典家住宅 配置図 (s:1/700)



▲写真3 蒲原良典家住宅 全景



▲写真4 蒲原良典家住宅 味噌蔵 建物内部にまで水路が引き込まれており、以前は紙漉に利用されていた。



▲図9 蒲原良典家住宅 平面図 (s:1/150)



▲図10 蒲原良典家住宅 断面図 (s:1/150)

民家 03

調査をおこなった民家のなかで、建造が最も古く、改修も大幅に行ってないため、小菅民家の古い形態をとどめている。

屋号のヤマネヤは、参道に面した座敷の縁側部分で薬などを売る小間物屋を商っていたことに由来する。現在も、ミセを出していた当時の板戸の跡が柱に残る。鷺尾宇内家住宅のほかに、ミセをもつ民家は、奥社への参道沿いに4軒確認できた(民家14戸類)。

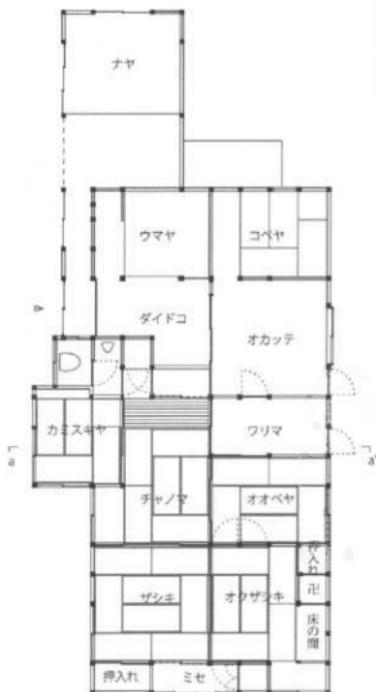
また、昭和30年頃まで馬を飼っていたため、ウマヤが現存する。

[岡本・梅干野]

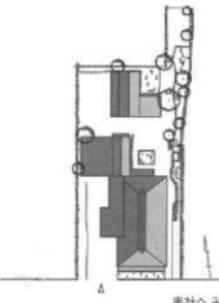
調査実施日 平成15年8月30日
世帯主 尾宇内
築年数 鶴230年
屋号 ヤマネヤ



▲写真5 鶴尾宇内家住宅 南西面 写真右手に見えるガラス戸の部分が、かつてのミセ空間にあたる。



▲図11 鶴尾宇内家住宅 平面図 (s:1/150)



▲図12 鶴尾宇内家住宅 配置図 (s:1/700)



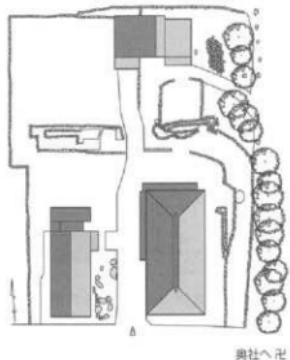
▲図13 鶴尾宇内家住宅 断面図 (s:1/150)

民家04 真嶋一徳家住宅

秋になると、軒下に干し柿がつるされた風景が印象的である（写真6）。参道に桟を垂直に向けてたてられており、南東の参道に面した座敷部分で、祭礼時に店が出されていたという。

[岡本]

調査実施日 平成15年11月5日
世帯主 真嶋一徳



▲図14 真嶋一徳家住宅 配置図 (s:1/700)



▲写真6 真嶋一徳家住宅 南西面 向かって右のガラス戸部分が、祭礼時のミセ空間にあたり、そこを商人に貸して店が設けられたといふ。



▲写真7 真嶋一徳家住宅 全景



▲図15 真嶋一徳家住宅 平面図 (s:1/150)



▲図16 真嶋一徳家住宅 断面図 (s:1/150)

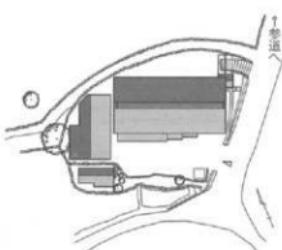
民家 05 丸山幸次家住宅

主屋の屋根は切り妻形式で、多雪地域の小音には珍しい瓦葺きである。丸山家では、平成 5 年まで紙漉が行われており、紙漉釜のふたを開けるための滑車が屋根裏に残されていた。

主屋裏の石垣は二段組になっており、一段目と二段目の間が昔の路になっている。この石垣は昭和 27 年に修復されたものであると
いう。

調査実施日 平成 15 年 9 月 3 日
世帯主 丸山幸次

[同本]



▲図 17 丸山幸次家住宅 配置図 (s1/700)



▲図 18 丸山幸次家住宅 断面図 (s1/150)



▲図 19 丸山幸次家住宅 平面図 (s1/150)



▲写真 8 丸山幸次家住宅 東面



▲写真 9 丸山幸次家住宅 南面

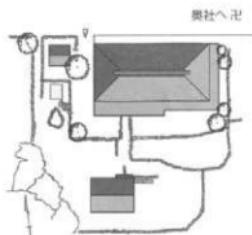
民家 06 吉原信家住宅

主屋は18世紀後半に野沢温泉村の前坂集落から移築されたと伝えられている。寄棟形式の茅葺き屋根で、小菅で唯一トタンがかけられず、茅葺きのまま残されている。講堂の正面に位置し、参道に面して棟を平行に向けてたてられている。祭礼時には、参道に面したオクザシキの床の間部分にミセが出されていたという。 [岡本]

調査実施日 平成15年9月10日
世帯主 吉原信
付属建物 土蔵



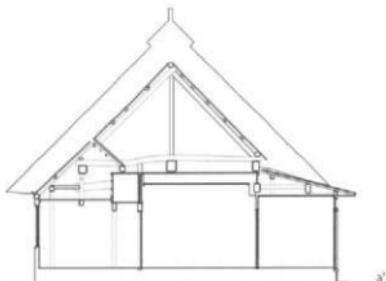
▲図20 吉原信家住宅 平面図 (1/150)



▲図21 吉原信家住宅 配置図 (1/700)



▲写真10 吉原信家住宅 北西面 老木と茅葺きの屋根が、見事な風景を作り出している。この風景は小畠の宝といえるだろう。



▲図22 吉原信家住宅 断面図 (1/150)

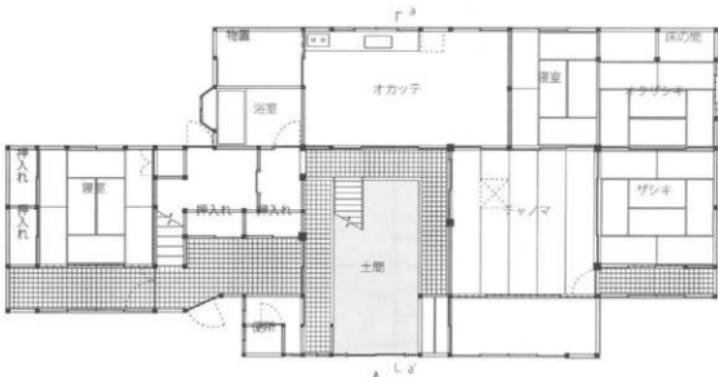
民家 07 小林清和家住宅

主屋は現在、切妻形式のトタン屋根だが、昭和30年頃までは杉板で葺いたコバ葺きの屋根であった。

明治時代に大火で以前の建物を消失し、現在の主屋を再建したという。昭和54年に行われたの増築を経て、現在に至る。

[岡本]

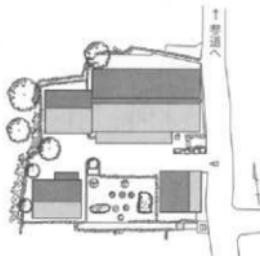
調査実施日 2003年9月5日
世帯主 小林清和
築年数 約100年
付属建物 土蔵、物置2棟



▲図23 小林清和家住宅 平面図 (s:1/150)



▲図24 小林清和家住宅 断面図 (s:1/150)



▲図25 小林清和家住宅 配置図 (s:1/700)



▲写真11 小林清和家住宅 北面



▲写真12 小林清和家住宅 南東面

民家08 市村文昌家住宅

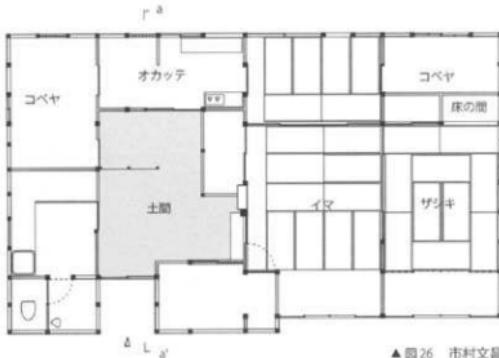
大きな改修がなされていないため、小菅の民家の古い形態を今に残す。イマ手前の土間部分には室があり、現在も貯蔵庫として利用されている。また、土間の南に紙漉場として利用されていた部屋がそのまま残されている。その他、紙漉西には乾燥場が残されている。

精の皮を取るためのクシヒロイバ、

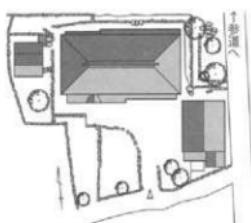
[岡本]

参考文献：山口哲子「小菅民家の平面形態に関する研究」（平成15年度信州大学工学部社会開発工学科建築コース卒業論文梗概集 第21号）、99-100頁、2004.2)

調査実施日 平成15年8月27日
世帯主 市村文昌
屋号 ショウジンバ
付属建物 土蔵、クシヒロイバ
乾燥場



▲図26 市村文昌家住宅 平面図 (s:1/150)



▲図27 市村文昌家住宅 配置図 (s:1/700)



▲図28 市村文昌家住宅 断面図 (s:1/150)



▲写真13 市村文昌家住宅 全景



▲写真14 市村文昌家住宅 北西面

民家 09 市村まち家住宅

明治初期の建物で、屋根は切妻形式の茅葺き屋根にトタンに被せたもの。小普では切り妻の茅葺きはあまりなく、特徴的な建物である。

[岡本]

調査実施日 平成 15 年 8 月 27 日
世帯主 市村まち
(管理者 市村文昌)
築年数 約 120 年



▲写真 15 市村まち家住宅南面



▲図 29 市村まち家住宅 断面図 (1/150)

棟持柱構造だった市村まち家住宅

この建物は本来、焚き物などをおく小屋として利用されていたものを、30 年ほど前に、住居として改修したものである。

飯山の他地域には、タテノボセと呼ばれる棟持柱を持つ物置小屋が数多く存在している。市村まち家住宅もタテノボセの特色をもつ。現在は天井や外壁に仕上げが施してあり、確認が困難だが、改修時に両妻面に棟持柱が建っていたことが確認されている。

タテノボセは土台建であるが、市村邸は礎石の上に立ち地盤を持つ棟持柱であると言われている。[平川・鶴明]



▲図 30 市村まち家住宅 平面図 (1/150)



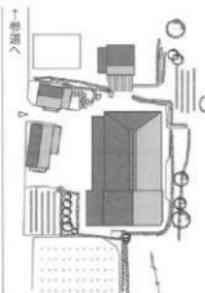
▲写真 16 市村まち家住宅西面

民家 10 吉原正則家住宅

主屋の屋根は、寄棟形式の茅葺き屋根にトタンが被せられている。南 1/3 は改築されているため寄棟形式の屋根が途中で切断された形が特徴の民家である。北西の小屋には豊富な清水が引込まれており、漬物の貯蔵などに利用している。

調査実施日 平成 15 年 9 月 5 日
世帯主 吉原正則
付属建物 物置 2 棟

[岡本]



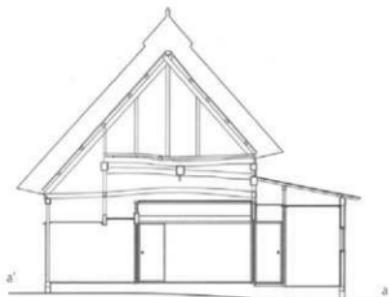
▲図 31 吉原正則家住宅 配置図 (1/700)



▲写真 17 吉原正則家住宅 茅葺き屋根を修理する吉原正則氏



▲図 32 吉原正則家住宅 平面図 (1/150)



▲図 33 吉原正則家住宅 断面図 (1/150)

小管の茅葺き職人

小管には 5 人の茅葺き職人がいたという。しかし、時代の変化とともに茅葺きの屋根にはトタンが被せられ、茅葺き職人の需要が減り、吉原正則氏は小管で最後の茅葺き職人となつた。

吉原氏はこの日、平成 15 年 9 月 20 日に小管の吉原信家住宅（民家 06 前期）の茅の補修を行つた。古い茅を抜いて新しい茅を差し込み、古い茅もたばね廠して差し直すという作業を一人で、手際よくこなす。足場は細い丸太を編んで組んだもので、昔ながらの工法で行つてた。

「この仕事がきっと最後の仕事になるだろうなあ。」と言つた吉原氏は満足そうに微笑んでいたが、どこか寂しげだった。

[岡本]

民家 11 小

現在の建物がたてられてから、小林収高氏が5代目にあたり、築年数は約200年になるという。敷地の南東には屋敷神として風の神様の祠を祀る。

敷地内にたつ物置は、明治時代の建物で、屋根は板葺きになっている。小菅では、板葺き屋根の建物はこの物置だけだという。

調査実施日 平成 15年9月1日
世帯主 小林収高
付属建物 約 200 年
屋号 上根（カウネ）
付属建物 物置

[岡本]



▲図34 小林収高家住宅 配置図 (s:1/700)



▲図35 小林収高家住宅 平面図 (s:1/150)



▲写真18 小林収高家住宅 南面



▲図36 小林収高家住宅 断面図 (s:1/150)



▲写真19 小林収高氏所蔵奥社板図（左）型板（右）

奥社修復に用いられた板図と型板 小林収高氏は昭和41年から43年にかけて行われた奥社修復工事に参加されており、そのときに用いたものがこの板図と型板である。両方とも非常に優れており、特に型板はこの型板のあらゆる箇所を用いて同規格のものが、現場で作り出すことができる。

[岡本]

民家 12 中島一家住宅

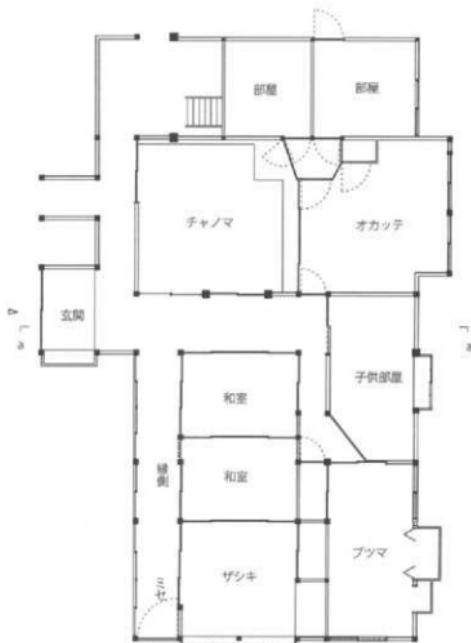
参道から少し奥まった所に主屋がたてられ、棟を参道に垂直に向けてたつ。南西に位置する座敷前の縁側で祭礼に際して店をだしていたという。

敷地内にたつ土蔵は、半間ごとに柱が入っていて、「この土蔵だけは壊してはいけない」と伝えられているという。[岡本]

調査実施日 平成 15 年 9 月 10 日
世帯主 中島一
築年数 150 年程度
屋号 上根の中島
付属建物 土蔵、息子夫婦の住居



▲図 37 中島一家住宅 配置図 (s:1/700)



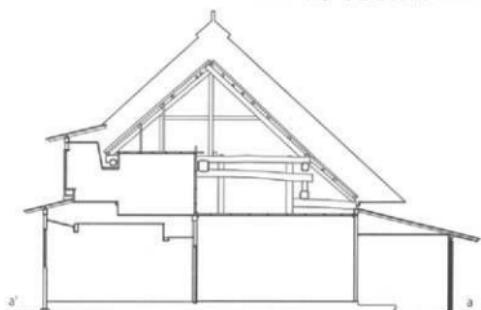
▲図 38 中島一家住宅 平面図 (s:1/150)



▲写真 20 中島一家住宅 北東面



▲写真 21 中島一家住宅 西面



▲図 39 中島一家住宅 断面図 (s:1/150)

民家13 タテノボセ造りの小規模建造物

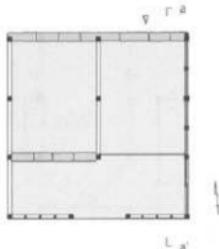
真島昭一家住宅 車庫

調査実施日 平成16年10月8日

所有者 真島昭一



▲写真22 真島昭一家住宅車庫 東面



▲図41 真島昭一家住宅車庫 平面図 (s:1/150)

廣瀬喜作住宅 物置小屋

調査実施日 平成16年10月5日

所有者 喜作



▲写真23 廣瀬喜作住宅 物置小屋

タテノボセ 多雪地帯である飯山地方には、屋根にかかる雪荷重を支えるためにタテノボセと呼ばれる棟持柱を用いた構造の小規模な建物がある。この構造はタテノボセ造りと呼ばれる。現在はそのほとんどが物置小屋として使われている。一般に雪国の民家の架構は雪荷重から生じる架構のねじれを防ぐために梁が太く、複雑に組むとされている¹¹⁾が、タテノボセ造りは棟持柱を採用しているため梁は細く、ごく単純な架構である。『深雪下水内都の地理的考察』ではタテノボセを用いなかった場合、雪荷重によって切妻の妻面が一方に傾いてしまうことを指摘し、雪国における棟持柱の必要性を説いている¹²⁾。

また、土台がはいっていることもタテノボセ造りの特徴である。太い梁を用いずに棟持柱を採用できたのは、土台を用い軸部を固めたためであると考えられる。小倉にはタテノボセ造りは、内風ふみの部物置、瀬嘉作部物置、市村まち邸の3種にみられ、中でも市村まち邸は住宅に改築した珍しい例である。また、真島昭一邸の駐車場も土台と棟持柱をもつ建物である。これは、雪に強いとされる棟持柱構造の特性を受け継いだものであろう。¹³⁾

[鶴岡・早川]

参考文献 鶴岡康平・早川慶春「タテノボセと土台からみた小規模建造物」(平成16年度筑波大学工学部社会開発工学科建築コース卒業論文研究会第21号), 23-26頁, 2005.2), 1) 川崎宗次「雪ひびく民家ー間取り・構造・内装」(佐藤と喜造社, 1993.11), 113頁参照, 2) 可別春樹「深雪下水内都の地理的考察」(下水内教育会, 1929.1), 49-50頁参照



▲図40 真島昭一家住宅車庫 断面図 (s:1/150)



▲図42 廣瀬喜作住宅物置小屋 平面図 (s:1/150)

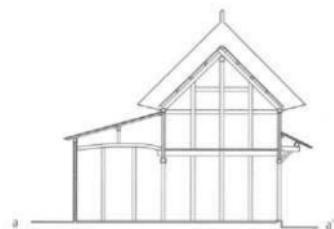


▲図43 廣瀬喜作住宅物置小屋 断面図 (s:1/150)

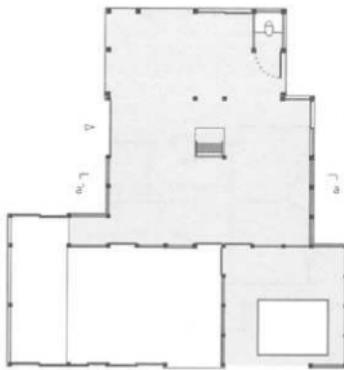
内堀ふみの家住宅 物置小屋

調査実施日 平成 16年 10月 1日

所有者 内堀ふみの



▲図 44 内堀ふみの家住宅物置小屋 断面図 (s:1/150)



▲図 45 内堀ふみの家住宅物置小屋 平面図 (s:1/150)



▲写真 24 内堀ふみの家住宅 物置小屋



▲写真 25 滝沢昇家住宅 物置小屋

滝沢昇家住宅 物置小屋

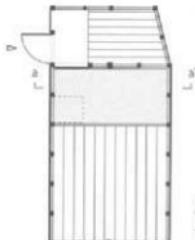
調査実施日 平成 16年 11月 28日

所有者 滝沢昇

この建物は熊山市の柳新田にある建物だが、典型的なタテノボセ造りの形を伝えている建物として紹介する。

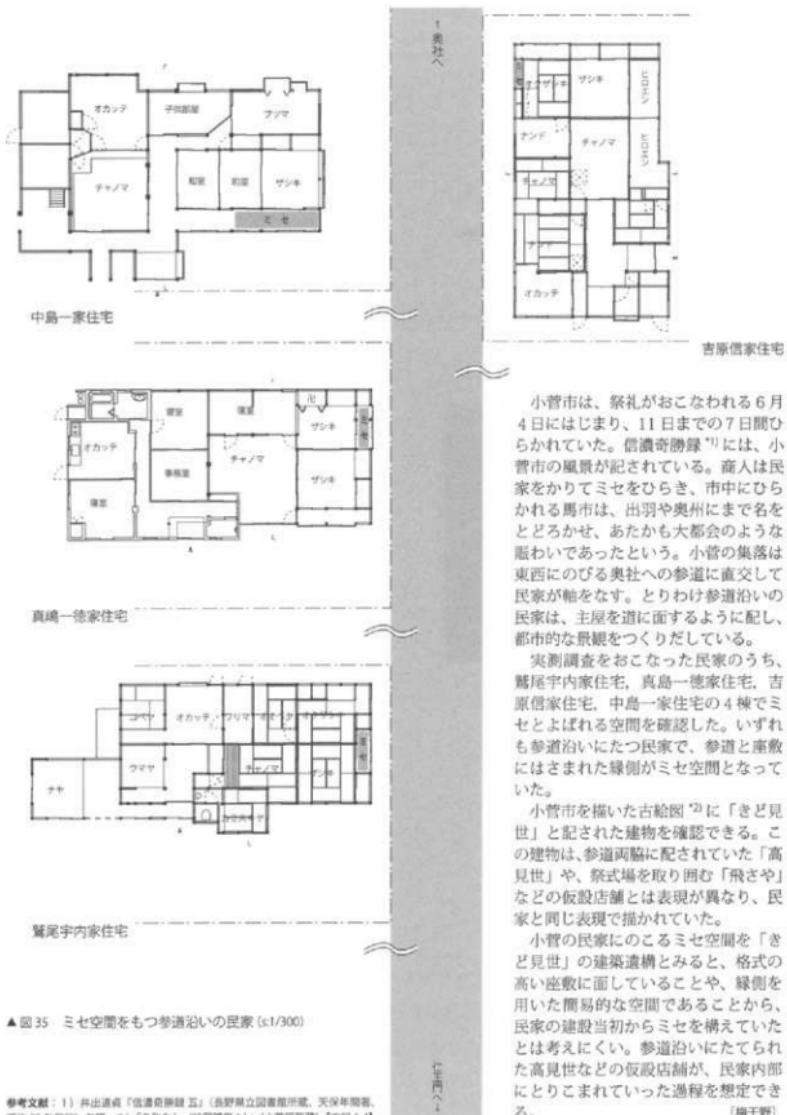


▲図 46 滝沢昇家住宅物置小屋 断面図 (s:1/150)



▲図 47 滝沢昇家住宅物置小屋 平面図 (s:1/150)

民家 14 小菅民家のミセ空間



▲図35 ミセ空間をもつ参道沿いの民家 (1/300)

参考文献：1）井出道貞「佐渡奇跡五」（長野県立図書館所蔵、天保年間著、明治20年発行）参照。2）「名称なし」（60回講堂）（小菅区所蔵）【2科1-4】



吉原信家住宅

小菅市は、祭礼がおこなわれる6月4日にはじまり、11日までの7日間ひらかれていた。信濃奇跡¹⁾には、小菅市の風景が記されている。商人は民家をかりてミセをひらき、市中にひらかれる馬市は、出羽や奥州にまで名をとどろかせ、あたかも大都会のような賑わいであったといふ。小菅の集落は東西にのびる奥社への参道に直交して民家が軸をなす。とりわけ参道沿いの民家は、主屋を道に面するように配し、都市的な景観をつくりだしている。

実測調査をおこなった民家のうち、鷺尾宇内家住宅、真鍋一徳家住宅、吉原信家住宅、中島一家住宅の4棟でミセとよばれる空間を確認した。いずれも参道沿いにたつ民家で、参道と座敷にはさまれた縁側がミセ空間となっていた。

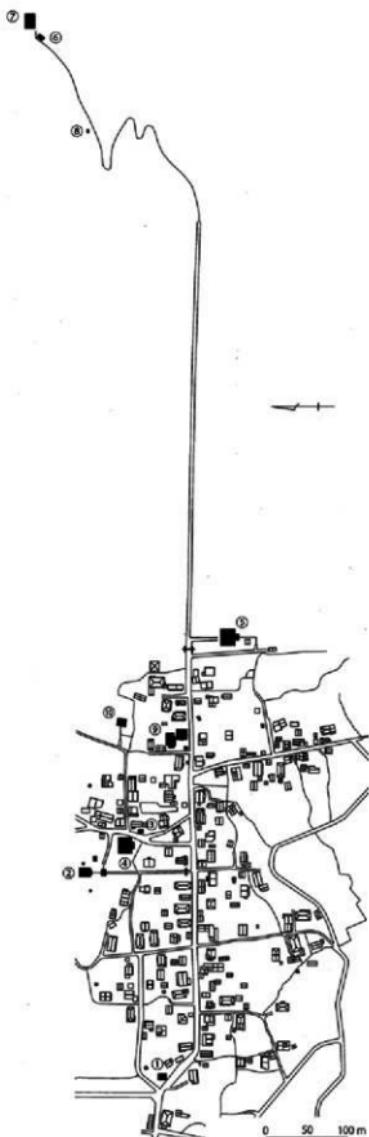
小菅市を描いた古絵図²⁾に「きど見世」と記された建物を確認できる。この建物は、参道両脇に配されていた「高見世」や、祭式場を取り囲む「飛さや」などの仮設店舗とは表現が異なり、民家と同じ表現で描かれていた。

小菅の民家にのこるミセ空間を「きど見世」の建築構造とみると、格式の高い座敷に面していることや、縁側を用いた簡易的な空間であることから、民家の建設当初からミセを構えていたとは考えにくい。参道沿いにたてられた高見世などの仮設店舗が、民家内部にとりこまれていった過程を想定できる。

〔梅千野〕

第3項 小菅をはかる：社寺編

- 社寺 01 小菅神社仁王門 : ①
 02 小菅神社里宮本殿 : ②
 03 小菅神社神楽殿・御輿殿 : ③
 04 小菅神社御旅所 : ④
 05 講堂 : ⑤
 06 小菅神社の祭礼と仮設建物
 07 小菅市跡の発掘遺構
 08 小菅神社護摩堂 : ⑥
 09 小菅神社オカリヤ : ⑦
 10 小菅神社奥社本殿 : ⑧
 11 小菅神社奥社宮殿
 12 小菅神社愛染宮 : ⑨
 13 菩提院鐘樓
 14 菩提院本堂 : ⑩
 15 菩提院鍾音堂 : ⑪
 16 小菅の裏込めをはかる
 17 伝承と遺構にみる小菅の景観
 18 神仏分離令と小菅の景観



▲図49 小菅全図：実測を行った社寺の分布図 (s:1/6000)

社寺 01 小菅神社仁王門

二之鳥居を過ぎ、奥社へつづく参道をしばらくのばると、小菅集落の入口に仁王像がまえている。

仁王門の建造年に関する史料は確認できなかったが、17世紀後半の様式をもち、元禄期の建造とされている¹⁹⁾。

参道は仁王門をぬけると梅鉢積みの石垣にみちびかれ、いったん右手に曲折する。これは集落にはいる邪氣をふせぐ意味をもっているのだという。しかし、近世以前の絵図面のなかには、参道が仁王門で曲折せず、直線的に描かれているものがある²⁰⁾。コンクリートに覆われている建物の脚部を見ても、元来、礎石を地表に据えただけの簡易的なもので(写真28)、建物の位置が移された可能性がある。

【梅干野】

参考文献：1) 佐渡建築史研究会編『江戸時代のお寺とお寺』(福島市教育委員会、1992年)、18頁参照。2)『永禄九年小菅山元庵寺之図』(小菅神社所蔵)【史料1-01】



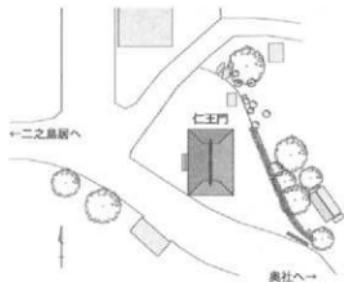
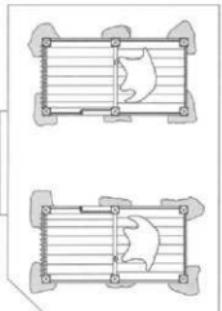
▲写真26 仁王門 全景



◀写真27 仁王像



▲図50 仁王門 平・断面図 (x1/150)



▲図51 仁王門 配置図 (x1/700)



▲写真28 昭和初期の仁王門 磚石がコンクリートにおおわれる以前の姿を寫したものである。礎石は地中に埋められておらず、地表に置かれただけの簡易的なものであった。【梅干野】

社寺02 小菅神社

小菅の集落を一望できる小高い丘の上に、小菅神社の里宮がある。古来より小菅山八所大権現里宮として、鷺尾宮司のおさめる社であつた。

社殿は、万治3年（1660）、飯山城主松平遠衣守忠樹によって建造されたことが伝えられており¹⁾、前面1間分に玄関を備え、東西1間分の広縁に外陣と内陣が囲われている。

実測調査によって、床下束材に「時大正拾武年五月再建 大工棟梁宮幣真誠 熊 高橋與平」と記された墨書きを発見した。現在の社殿は万治3年にたてられた社殿を大正12年（1923）に再建したものである。
【梅干野】

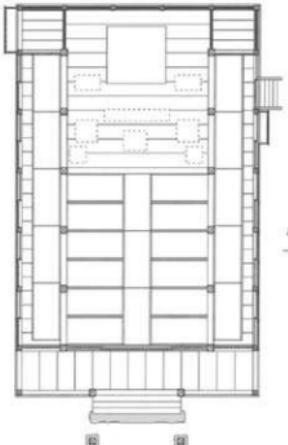
参考文献：1)『明治4年水内郡高井郡神社精錬帳（明1-43C1-7-1）』（長野県立歴史博物館）【史料2-12】



▲写真29 里宮本殿全景



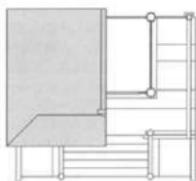
▲図52 里宮本殿断面図 (s:1/150)



▲図53 里宮本殿平面図 (s:1/150)



▲写真30 里宮本殿 内陣



▲図54 里宮本殿 平面図 (s:1/50)

生き物と共に生する建築

里宮本殿の実測調査中、宮殿の脇に体長3cmほどの、目もあいていない動物の幼生が置去りにされていた。里宮に住む動物の親子が、私たちの調査に驚き、はぐれてしまったのである。

調査で蛇やコウモリなどの気配を感じることは珍しくない。屋根裏では、生々しい翼や蛇の脱け殻に遭遇することもある。

小菅の社寺建築は、周囲の環境からきはなされたモノではない。山に抱かれ、生き物と共に共生する建築の姿があった。
【梅干野】

参考文献：土本俊和「これからのお山の建築～動物と人の共生～」(SHINANO) 新建新興社、9-12頁。2004年)

社寺 03 小菅神社神楽殿・神輿殿

里宮へ向かう参道の階段をのぼると、神楽殿がある。

神輿殿は、拝殿ともよばれ、間口3間、奥行2間の舞台となっている。宝曆4年(1754)の明細帳¹⁾には、すでに拝殿の名を確認することができるが、建造年に關する史料を確認することはできなかった。

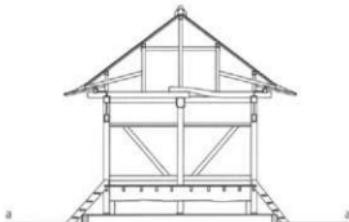
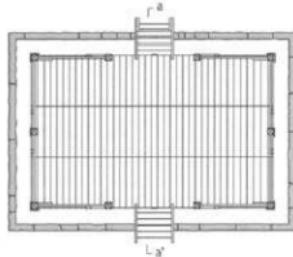
神輿殿は、前面2間四方の部屋に神輿を奉安し、奥1間分は、大正10年(1921)に不動院の建物を移築、転用したものである²⁾。

里宮の境内には、他に神饌所と神馬殿、御手洗、社務所がたつ。
【梅千野】

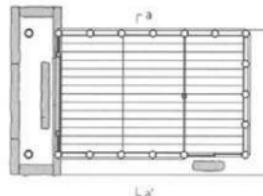
参考文献: 1)「宝曆四年 小菅村村替出資額」[小菅区所蔵] [史料2-04], 2)「昭和五年 財産及經理沿革 小菅神社」[小菅神社所蔵]



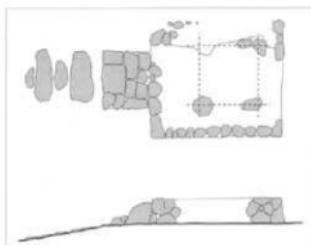
▲写真 31 里宮境内にたつ神楽殿と神輿殿



▲図55 神楽殿 平・断面図 (s1/150)



▲図56 神輿殿 平・断面図 (s1/150)



神

神輿殿には、大聖院の門徒であった不動院の建物を移築した、という記録のほかに、八幡宮を移築した、という伝承がある。

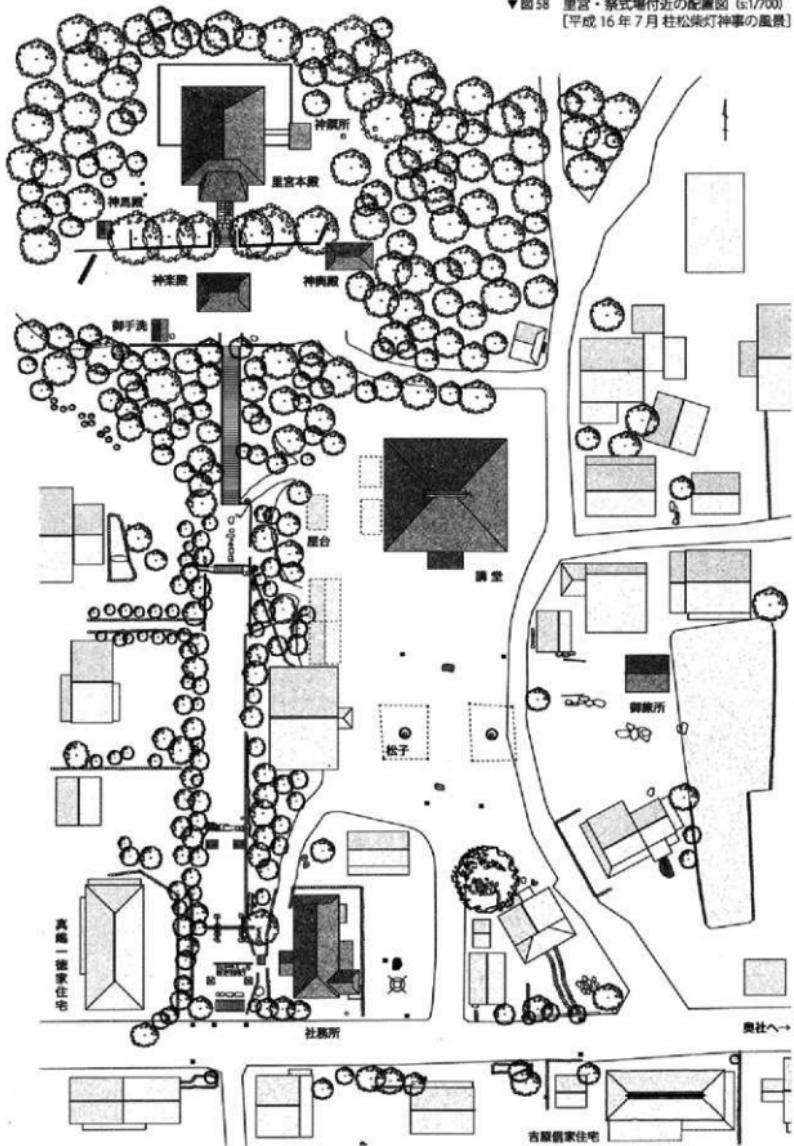
三之鳥居の北側に位置する八幡宮跡地には基壇のかこり、建物の規模を推定することができる(図51)。

基壇の上面には礎石の痕跡があり、1間四方程度の建物がたっていたと推測できる(点線部分)。八幡宮が1間四方の建物となると、神輿殿(2間×3間)への解体移築は規模的に困難である。

神輿殿は八幡宮を移築したのではなく、不動院を移築転用したと考えられる。
【梅千野】

▲図57 八幡宮跡地 (s1/150) 八幡宮跡地の配置図は、「社寺 17 伝承と遺構にみる小菅の景観」に示す。

▼図58 里宮・祭式場付近の配置図 (s:1/700)
[平成16年7月 柱松柴灯神事の風景]



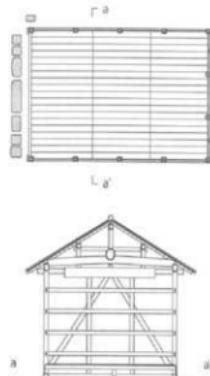
社寺04 小菅神社御旅所

御旅所は、祭礼の際に神輿が本宮から渡御して仮にとどまるための建築である。建物の脚部は土台建てで、神を乗せ移動する神輿と同じ形式である。現在の建物は、明治19年（1886）に再建されたものである¹¹⁾。

奈良東大寺の修二会では、二月堂閣伽井屋に粗朧をはる¹²⁾。小菅の柱松柴灯神事でも、御旅所に粗朧をはる（写真29）。これは神輿に乗って移動してきた神を祀儀として伝えられ、近年まで、参道沿いの民家でも参道と宅地の境界に粗朧をはっていたという。

粗朧は神の通りを装飾し、聖と俗を区別する結界であったのであろう。【梅干野】

参考文献：1) 森山茂市「小菅神社誌」（私家版、1931年）9頁参照。2) 文化庁「国宝・重要文化財大11建物（上巻）」（毎日新聞社、1998年）61頁参照



▲図59 御旅所 平・断面図 (s1/150)



▲写真32 御旅所 全景



▲写真33 粗朧をはった御旅所

社寺05 講堂

講堂は、祭式場に設けられた高さ1mほどの基壇上にたち、内陣に高さ2mの莊厳な阿弥陀三尊像を安置する。

現在の堂は、空心法印の発願で寛保元年（1741）に再建されことが伝えられている¹³⁾。また、講堂の本尊である阿弥陀三尊像中尊には墨書きがござれ、享保17年（1732）、京都の仏師奥田李之丞によって本尊が再建されたことが記されている。

本尊と堂の再建がほぼ同時期におこなわれており、巨大な本尊を安置するために、講堂を再建したと考えられる。【梅干野】

参考文献：1) 森山茂市「小菅神社誌」（私家版、1931年）10頁参照。2) 「中近世の地方山岳信仰に関する調査研究報告書」（元興寺文化財研究所、2003年）40頁参照



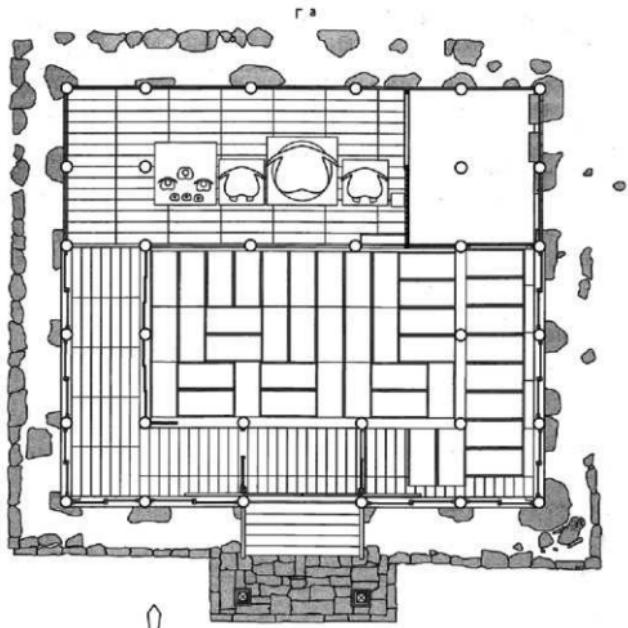
▲写真34 柱松柴灯神事直前の風景 美に講堂、その両脇に松子がたつ。

講堂の床板にのこる独楽の廻

明治時代にはいると、大型院別当の管理下にあった講堂に廻転遊観の荒波が迫った。明治政府より、廻の住まない堂を廻堂とする旨の布告が達せられ、講堂も廻堂の危機に陥った。

これをうけ、小菅村は講堂と祭式場を村の共有財産することで、この危機を脱したのである。

その後、明治8年（1875）から28年までの間、小学校として転用され、子供の学舎となり遊び場となつた。講堂の床板には、独楽遊びの跡がいまも生きている。【梅干野】



▲図60 講堂 平面図 (s1/150)
建物は、径9寸ほどの丸柱からなり、前面・東1間分の広間に囲われた外陣と奥2間に内陣が配されている。建物外周の柱の床下部分が6角柱となっており、建設当初は外縁が回っていた可能性がある。
〔梅干野〕



▲図61 講堂 断面図 (s1/150)

社寺 06 小菅神社の祭礼と仮設建造物（大燈籠・櫓）

小菅の祭礼空間を演出する大燈籠や櫓といった仮設建造物は、小菅集落の方々によって組み立てられる。そのため、建造物はきわめて単純なつくりとなっている。特出すべきは、単純な仕口と、建造物の脚部に据えられた音石である（写真35）。

大燈籠や櫓は、桟や繩で部材を固定し、組み立てていく。仕口も簡単なもので、組み立てや解体を容易に行うことが可能な構造となっている。

音石は仮設建造物の脚部がさし込まれるように、上場に穴が彫られた石で、上場以外はすべて土に埋まっている。こうして音石が常に地中に据えられていることで、祭礼時に櫓や大燈籠などを仮設する位置が約束される。穴は浅いもので4寸程度、最も深い大燈籠の音石は10寸の深さをもつ。



▲写真35 大燈籠の柱脚部と音石

▶図62 大燈籠の建設工程

大燈籠は柱松柴灯神事の行われる1週間前の日曜日に（図64）の①地点にたてられる。

平成16年7月11日の事前準備と、7月18日に執行された柱松柴灯神事を取材し、大燈籠の建設工程を図示した。

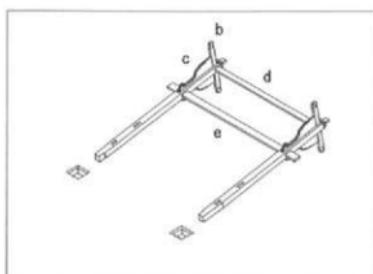
1-1 講堂内陣の裏に保管されている大燈籠の部材をとりだし、建設現場へはこぶ。

1-2 部材aを音石(g)の近くにねかしておく。



工程1

2-1 部材aに部材bにさしこむ。

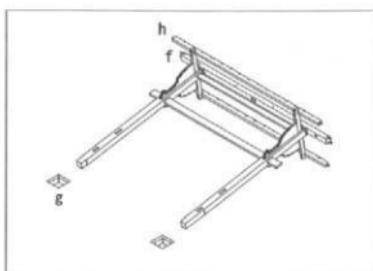


工程2

2-2 部材cを取り付け、桟をうちこむ。ここまで南北同時に進行する。

2-3 南北それぞれで組み上げたところで、お互いに部材dをさしこみ、桟をうちこむ。

2-4 部材eをさしこむ。



工程3

3-1 部材fを部材aの柱頭にとりつける。

3-2 部材aの柱脚を音石(g)にあわせる。

3-3 部材hを部材bに差し込み、部材fを縄で板に固定する。



工程4

4-1 クレーン車を準備する。部材bの中心に吊り上げ用のロープをつける。このとき、部材iを部材fの上にのせておく。

4-2 クレーンでゆっくりと引き上げ、部材aの柱脚を重石(g)の穴に落とし、榼を西に2つ、南北に1つずつうちこむ。

4-3 部材iを部材aにさしこむ。



工程5

5-1 部材iの両端に部材jをとりつけ、榼を内側から外側にむけてうちこむ。以前は部材jがなく、中央の柱だけで自立していたという。車が通過するために柱を長くし、補強のために部材jをとりつけられたのだといふ。

5-2 梯子で部材bに一人ずつ上がり、部材kを東西から北西、南東から北東の順でのせていく。



工程6

6-1 あらかじめ上げておいた部材iを固定する。

6-2 部材nをさしこむ。

6-3 部材mを部材iにさしこみ、この日の作業は終わる。

6-4 後日(7月15日)、講堂にて燈籠部分の文字入れがあがなわれる。

6-5 7月17日、文字入れされた燈籠部分(部材o)をとりつける。



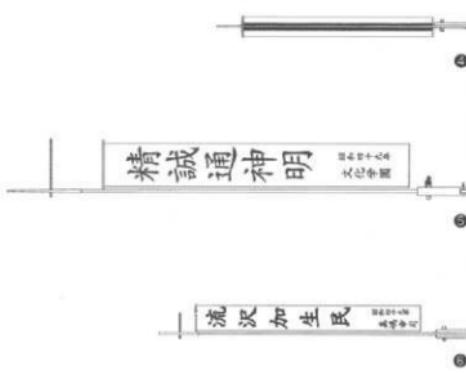
▲写真36 山の大燈籠



▲写真37 夜の大燈籠



▲写真 38 仁王門前の幟



▶ 図 63 竿・縄旗の立面図 (3:1/200)

大燈籠・縄旗・櫓をたてる

図 64 の●は縄旗や櫓のたつ場所を示している。平成 16 年 7 月 11 日におこなわれた松阪祭灯神事の準備を取材した。

準備は、沓石を覆っている格子を外し、穴にたまっている泥や水を掃除することからはじまる。これに並行して大燈籠の部材と大幟、縄旗の束材を講堂から運びだし、竿を講堂裏からだす。仁王門下の束材は仁王門に収納されていた。沓石の掃除がおわり次第、縄旗の束材をたて、桿をうって固定し、竿をたてていく。その後、大燈籠の部材、仁王門下櫓、マジマ莊横櫓、大幟、講堂前の吹き流し、講堂前縄旗、火の見櫓下吹き流しの束材と竿材を各地点に設置した。ここで午前の仕事はおわる。午後、区長の挨拶の後、祭事部が大燈籠をたて、同時に集落の方々が仁王門下・マジマ莊櫓の櫓をたてる。大燈籠をたてると、大幟・火の見櫓下吹き流し、講堂前縄旗、講堂前吹き流しをたてていく。

【梅干野・岡本】



▲ 図 64 淀石の配慮図 (3:1/2500)

社寺 07 小菅市跡の発掘遺構

小菅市 小菅市は、明治初頭に休市となるまで、柱松栄灯神事の開催から1週間、毎年ひらかれていた。信濃奇勝録¹⁾によると、小菅市の間、小菅はあたかも「大都會」のようであったという。小菅市の風景を画いた絵図面²⁾から、「飛さや」「高見世」「きど見世」とよばれる3種類のミセの形態を確認することができる。「飛さや」は講堂を中心にして祭式場を囲み、「高見世」は奥社への参道の両脇に描かれている。また、「きど見世」の名は、足元と思われる描寫の横に記されているから、民家の隙にみられるミセ空間³⁾を意味しているのである。

小菅市跡の発掘 平成16年9月から、「飛さや」の建築遺構をめざし、発掘調査をおこなった。市神が祀られている北側の地点から、間口2間、奥行1間半の建築遺構を発見した(図65)。検出された遺構がら、遺構面は近世以降のものと判断できる。「飛さや」は史料⁴⁾に間口2間、奥行2間の規模であったことが記されているから、検出された遺構を「飛さや」跡と考えても、規模に無理はない。特出すべきは遺構にみられる脚部の構造である。4つの石を「口」の字に組み、楔を打って固定したものの、中央の穴に3寸角ほどの柱がさしこまれるように組まれていた(写真39)。この造りは、祭礼の際にたてられる職や大沿慶の脚部に据えられた古石(写真40)に近い構造である。

仮設建物の脚部に据えられた石 小菅の祭礼や市では、建造物の設営にあたって、「石に据られた」または「石で組まれた」穴で建造物の脚部を仮設的に固定する手法がとられていた。いずれの形態も、木造建築の脚部を支配的に捕捉してきた、据立または礎とは明らかに異なる形態である。
【梅千野】

参考文献：1) 井出道貞「信濃奇勝録五」(長野県立図書館所蔵、天保年間著、明治20年刊行)
参照、2) 「名称なし」(絵図鑑)【小菅町所蔵】[史料1-04]【史料1-05】[史料1-06]、3) 「民家 14 小菅園家のミセ空間」参照、4) 「名称なし」(絵図鑑)【小菅町所蔵】[史料1-05]



▲写真39 発掘調査にて検出された石組みの柱穴



▲写真40 大幅の古石



▲図65 飛さやの発掘遺構 [講堂周辺地区 C 地点] (S:1/80) 配図図は「社寺 17 伍承と遺構にみる近世小菅の景観」に示す。

社寺 08 小菅神社護摩堂

小菅八所大権現の別当寺であった大聖院の敷地内に護摩堂はたつ。堂は寛延3年（1750）に建造されたことが伝えられている¹⁾。大聖院の庫裏は昭和30年代後半まで存在しており、近年行われた発掘調査によって完全なかたちで礎石が検出された²⁾。

護摩堂の建物は、前面を外陣とし、内陣の両脇には脇間を配する。脇間の奥には

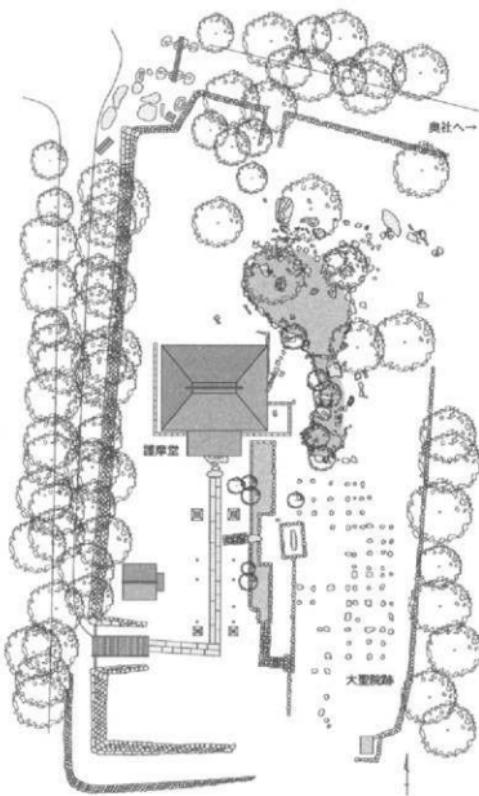
護摩堂の東側から大聖院へと廊下でつながっていた³⁾。

護摩堂は、護摩を焚くための建築である。内陣中央の床に、護摩を焚いた黒ずんだ痕跡を確認することができる。しかし、内陣上部には護摩による煤跡がそれほどみられないことから、頻繁に護摩は焚かれていなかったと考えられる。

護摩堂の北東には、中世にさかのぼるといわれる庭園がある。この庭園を含めて大聖院の敷地全体を見たとき、庭園と護摩堂の正面性が合致しない。建物内に護摩が焚かれていた痕跡があり確認できない点や、庭園との位置関係が合致しない点など、多くの疑難をのこす。

【梅千野】

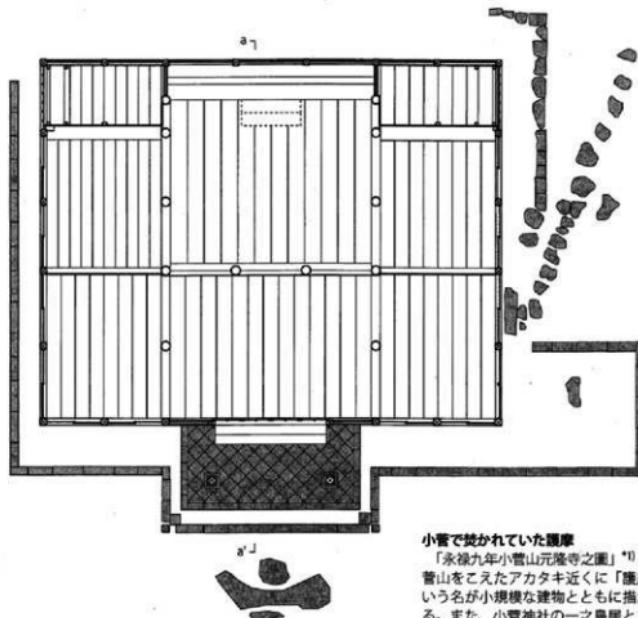
参考文献：1) 佐藤建築史研究室編「江戸時代のお宮とお寺」（飯山市教育委員会、1992年）30頁。2) 飯山市教育委員会編「飯山市伝統文化財調査報告 第49集 市内遺跡 - 千利道跡・小菅大聖院跡・大曾道跡」（飯山市教育委員会、2002年）。3) 「名称なし」（柏原大聖院）（由大型社家所蔵）【史料1-08】



▲図 66 大聖院跡地 配置図 (s1/700)



◀写真 41 祭礼時の護摩堂（中央）と大聖院跡（右）



▲図67 護摩堂 平面図 (s:1/150)

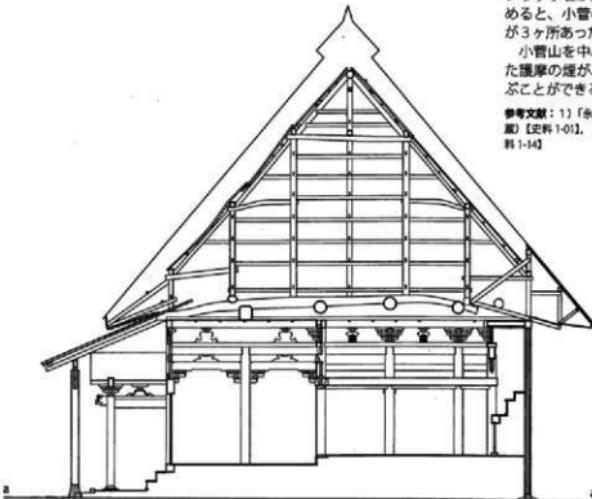
小菅で焚かれていた護摩

「永祿九年小菅山元隆寺之圖」¹⁾には、小菅山をこえたアカタキ近くに「應廣所」という名が小規模な建物とともに描かれている。また、小菅神社の一之鳥居と二之鳥居の間に位置する関沢集落にも「護摩所」という小字名が残る²⁾。これらに護摩堂を含めると、小菅の周辺には「護摩」を焚く場が3ヶ所あったことになる。

小菅山を中心とした修驗の道場で焚かれた護摩の煙が、空高くたちのぼる風景を偲ぶことができる。

【梅千野】

参考文献：1)「永祿九年小菅山元隆寺之圖」(小菅神社所蔵)【史料1-01】、2)「施山市字境図」(施山市典行)【史料1-14】



▲図68 護摩堂 断面図 (s:1/150)

社寺09 小菅神社オカリヤ

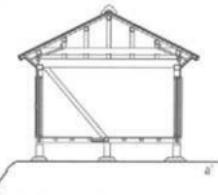
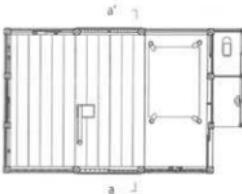
奥社への参道をのぼり、女人境界をすぎるとオカリヤがある。オカリヤは、近世の村明細帳に御供所と記され⁷¹⁾、明治以降は神饌所と記されている⁷²⁾。御供所と神饌所は、ともに神に奉る供物を貯える建物を意味する。

オカリヤの建造年に関する史料は発見できなかったが、板壁に明治27年(1894)の落書きを確認した。また、柱松焚灯神事の際に、松神子が参籠していたことが伝えられており、その名残として板間中央に囲炉裏がある。〔毎干野〕

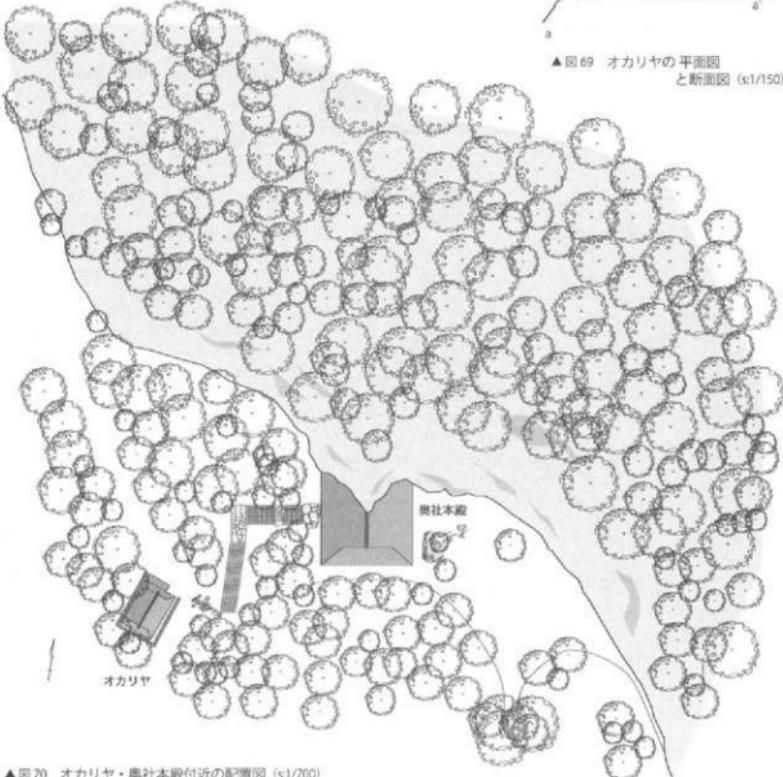
参考文献: 1)「信濃国高井郡小菅村指出明細帳」(小菅工作所蔵)【史料2-01】、2)「神社台帳書出稿」(昭62.3.29)【長野県立歴史館蔵】【史料2-1D】



▲写真42 雪の中のオカリヤ



▲図69 オカリヤの平面図
と断面図 (s1/150)



▲図70 オカリヤ・奥社本殿付近の配置図 (s1/700)

社寺 10 小菅神社奥社本殿

小菅神社奥社本殿の社殿は、他に類例の少ない間口 4 間、奥行 4 間の建物で、懸造の特徴をもつ。外縁を配し、3 間分の外陣と 1 間分の内陣を備えている。内陣は背を直に岩壁に面し、3 基の宮殿を安置する。

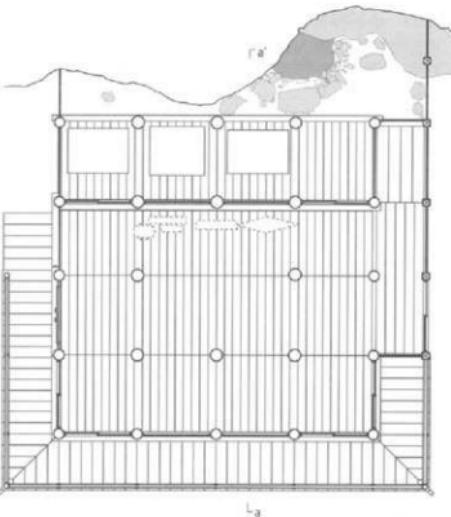
宮殿のない一間の奥には、岩から途切れることなく湧きだす水が池をなしている。この池は甘露池とよばれ、小菅信仰の原風景を偲ばせる。奥社本殿の建立に先立つ建築のいとなみは、水が絶えることなく湧く岩にかたかけた小屋であったのだろう。

社殿の建立は、天正 19 年（1591）と伝えられており、「小菅山奥院天正以来修復記録」¹¹⁾には、その後の度重なる修復が記録されている。

現在の社殿は、昭和 42 年（1967）に行われた大修理により、その姿を大きく変えた。これ以前は、雪の荷重に耐えるため、軒に屋根を支える支柱がたてられていた。

【梅干野】

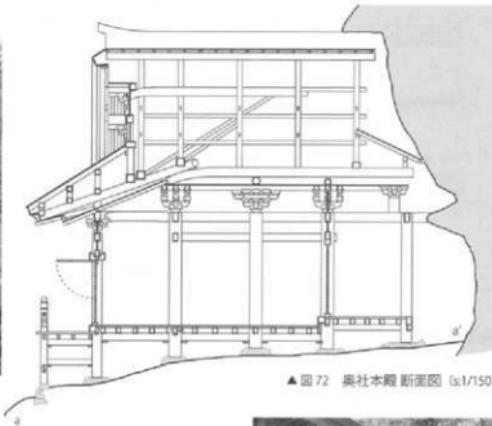
参考文献：1) 「小菅山奥院天正以来修復記録」（小菅神社所蔵）



▲図 71 奥社本殿 平面図 (x1/150)



▲写真 43 奥社本殿 全景



▲図 72 奥社本殿 断面図 (x1/150)

►写真 44 奥社の雪回い 平成 15 年 11 月 8 日に行われた小菅神社奥社本殿の雪回いを取材した。雪回いに向かうは氏子総代会の方々 5 名。午前 8 時に出発。雪が 1 m ほどもった参道を登り、9 時に奥社に到着した。その後、1 時間あまりで雪回いをおえてしまった。雪回いをやらなければ、一冬で建物は自然に負けてしまうといつ。地域の人々が地域の大切なものを感じ、自らの手で管理していく、人と自然と建物の原風景があった。昭和 42 年の奥社本殿改修工事によって失われた軒先の柱は、多雪な地域において建物を維持していくための、建築のいとなみから生じたデザインであった。



【梅干野】

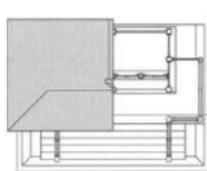
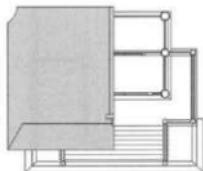
社寺 11 小菅神社奥社宮殿

小菅神社奥社本殿の内陣は、背を岩肌に面し莊厳な空間となっている。内陣4間のうち西側3間は宮殿がおかれ、東側1間は水分神として甘露池を

奥社宮殿の建立年について「小菅山奥院天正以来修復記録」¹¹⁾は、永正5年(1508)に3基同時に建造されたことを記している。

左右宮殿は数度の修復をうけているものの、建設当初の姿をのこし、重要文化財に登録されている。昭和42年(1967)におこなわれた奥社本殿の修復工事の際、左右2基の宮殿の修復も同時におこなわれた。中央宮殿は、慶応3年(1867)の建造といわれている¹²⁾。

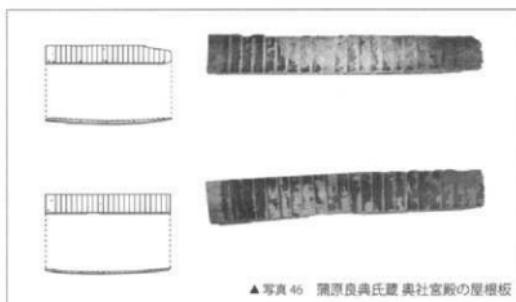
参考文献：1)『小菅山奥院天正以来修復記録』(小菅神社所蔵)、2)小菅の文化財公開事業運営委員会編「図録小菅の文化財」(施設市教育委員会、2000年)5頁参照



▲図73 奥社宮殿 平面図 (s:1/50) 左：中央宮殿 右：左右宮殿



▲写真45 奥社宮殿三基



▲写真46 蒲原良典氏蔵 奥社宮殿の屋根板

奥社宮殿の屋根板

蒲原良典氏が所蔵する奥社宮殿の屋根板を取材した。この屋根板は昭和42年(1967)の奥社修復の際に廃棄処分となっていたものを持ち帰ってきたものだという。屋根板は一枚板に反りを持たせ、柿蓋に似せて加工されたものである。左右どちらの宮殿のものが判断しかねるが、屋根板の形状から、屋根側面に畫かれていたものであろう。

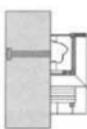
昭和42年の奥社修理工事まで、永正5年(1508)の当初材が多く残されていたことが記録されており、材の朽ち方をみると、蒲原氏の所蔵する屋根板は建造当初材の可能性がある。小林収高氏も同様の屋根板を所蔵していた。¹³⁾ [梅干野]

社寺 12 小菅神社愛染宮

奥社へ向かう参道には、賽の河原、愛染岩、不動岩、女人結界など信仰の世界がつづく。愛染岩は自然木によって結界され、岩のたもとに愛染宮がある。

社殿の建立年に関する史料は確認できなかったが、天和2年(1682)の「寺社領並由緒書」¹⁴⁾、宝曆4年(1754)の明細帳¹⁵⁾には愛染堂の名を確認する事ができる。また、愛染岩のたもとは平らに整地されており、かつて小規模な堂がたっていた可能性がある。¹⁶⁾ [梅干野]

参考文献：1)「寺社領並由緒書」(所蔵先不明)【史料 2-01】、2)「小菅村利田出覚度」(小菅工所蔵)【史料 2-04】



▲図74 愛染宮 平面図 (s:1/50)



▲写真47 愛染宮と愛染岩

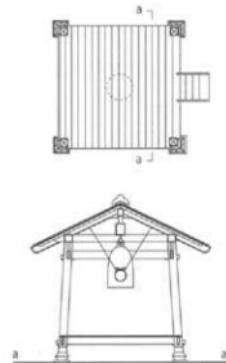
社寺 13 菩提院鐘

菩提院鐘楼の棟木下面に棟札を見出した。棟札には「聖主天中天迦口頬伽口 宽政六甲寅年八月十五日 奉造立小菅山八所大權現神前鐘樓豎宇 大工當村中嶋小七藏治 小工要之丞惣三郎 □衆生者 □口今敬礼 十八願主當山中□□法印誠孝」と記され、鐘楼は寛政6年(1794)、大型院に建立されたものであったことがわかる。

嘉永4年(1851)「神山名勝之圖」¹⁾には、菩提院に鐘楼は描かれておらず、大型院の敷地内に描かれている。対して、明治初期の絵図面²⁾には菩提院に鐘楼が描かれ、大型院には描かれていません。菩提院鐘楼は、神仏分離令に伴って大型院から移築されてきたと考えられる。

【海千野】

参考文献：1)「神山名勝之」(田大智院社家所蔵)【史科1-02】2)「名物なし(絵図小菅村)」(市販区所蔵)【史科1-09】



▲図 76 菩提院鐘楼 平・断面図 (x1/150)

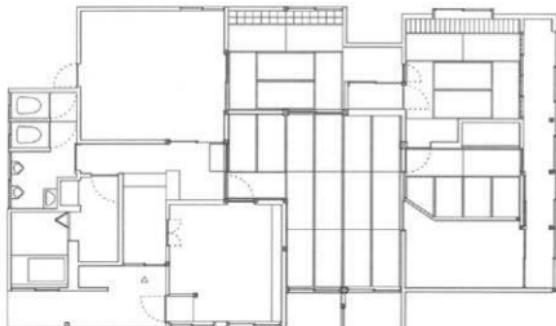


▲図 75 菩提院配置図 (x1/700)



◀写真 48 菩提院 全景 右が菩提院本堂、中央が庫裏、左が鐘楼である。手前に見える道は、衆落の中心をつらぬく奥社への参道である。鐘楼の左下方には、菩提院馬頭観音堂へとづく道が通っている。この道は、奥社への参道に直行し、小菅の南に位置する神戸集落と野沢温泉村を結ぶ南北軸の参道であった。

【海千野】



▲図77 菩提院本堂（下）と庫裏（上）の平面図（s1/150）

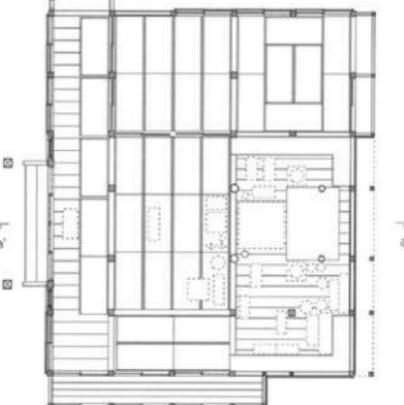
社寺14 菩提院本堂

菩提院本堂は、前面1間の広縁の奥に外陣と内陣を備え、北側2間に書院を配している。

菩提院の前身は「永禄九年小菅山元隆寺之圖」にも描かれている桜本坊と伝えられている。天和2年（1682）に記された「社寺額並由緒書」¹⁾には「高一石三十三坊奥徒今老坊残る桜本坊」と記されていることから、これ以降に桜本坊から菩提院へ改めたと考えられる。本堂の建立年に関する史料を確認することはできなかったが、元禄・宝永期の建築様式をもつ²⁾。

菩提院は神仏分離令に伴い、大聖院から仁王門、鐘楼、馬頭観音堂の管理を受け継ぎ、小菅の神仏習合遺構をいまに伝える。
【梅干野】

参考文献：1)「社寺額並由緒書」（所蔵先不明）[史料2-02]。2) 信濃建築歴史研究室編『江戸時代のお宮とお寺』（飯山市教育委員会、1992年）66頁参照



▲図78 菩提院本堂 断面図（s1/150）



▲写真49 菩提院本堂 全景

社寺 15 菩提院觀音堂（馬頭觀音堂）

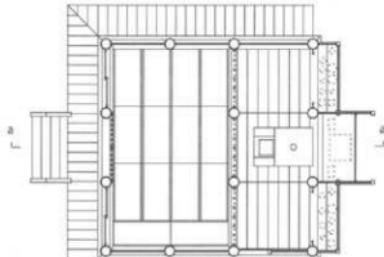
菩提院觀音堂の内陣には、小菅山八所大権現の本地仏であった馬頭觀音像が安置されている。近世以前に馬頭觀音像を安置していた堂は、カヤキリ堂または本地堂とよばれていた。中世の風景を描いたとされる「永禄九年小菅山元隆寺之圖」¹⁾をみると、奥社参道の中腹に馬頭觀音の梵語「カヤキリ」を確認できる。また、嘉永 4 年（1851）「神山名勝之圖」には、参道の下方に本地堂が描かれているから、馬頭觀音を安置する場は、参道の中腹から下方へと移されたのであろう。その後、本地堂は神仏分離令に伴い廃され、菩提院の管理する現敷地に移された。この移築は、建物の南側オダチに記された発見墨書き「明治廿七年三月中廢堂取崩全年八月本地へ再興落成畢」からも確認できる。

本地堂の建造年は享保 14 年（1729）と伝えられており²⁾、これは現存する菩提院觀音堂の建築様式に対応する³⁾。明治 27 年の移築は、前身建物の姿を壊すことなくおこなわれたのであろう。【梅干野】

参考文献：1) 『小菅山神社所蔵』[史文 1-01]、2) 『小菅山奥院天正以来修繕記録』(小菅山神社所蔵)、3) 佐藤建樹史研究室編『江戸時代の古きとお寺』(葛山市教育委員会、1992 年)、64 頁参照



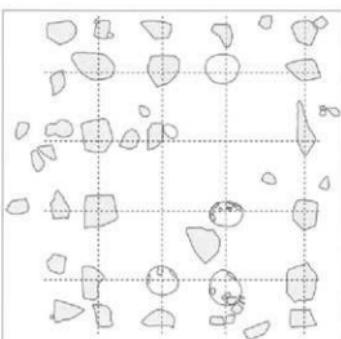
▲写真 50 菩提院觀音堂 全景



▲図 79 菩提院觀音堂 平面図 (st/150)



▲図 80 菩提院觀音堂 断面図 (st/150)



▲図 81 本地堂跡地の発掘

奥社へむかう参道下方の本地堂跡地において、杉の枯れ枝がつまる隙間から、いくつか大きな石が顔をだしていた。これらの石は、適度な間隔をたもち配置されていたため、発掘調査を行うこととなつた。

発掘調査によって検出された石は、明治 27 年に菩提院觀音堂として移築された本地堂の礎石であった。図 81 に示した点線は、菩提院觀音堂の柱割りである。寸法が一致していることから、明治 27 年の移築は、本地堂の姿を壊すことなくおこなわれたのであろう。

本地堂跡地の配置図は「社寺 17 伝承と遺構にみる小菅の景観」に示す。【梅干野】

社寺 16 小菅の裏込めをはかる

小菅の石垣 傾斜地にある小菅には多くの石垣が存在している。これらの石垣の中にはコンクリートへと姿を変えてしまったものもあるが、昔のまま残され存在感を示しているものも多数存在する。

小菅の石垣は社寺の石垣と民家の石垣の二つに大別できる。社寺の石垣は、石と石の間に隙間がほとんどなく、規則的に積まれている。中には大型院の石垣のような梅鉢積みと呼ばれる立派な石垣がある。梅鉢積みは石を梅の花弁に模して積まれていて、石と石の間にほとんど隙間がなく、角石の上から二番目に富士山をかたどった石を用いていることが特徴である⁵⁾。

一方、民家の石垣は、比較的小さめの扱いやすい自然石を用いた隙間の目立つ積み方になっている。

私の石垣調査 調査を行う箇所を参道沿いに設定し、70カ所を調査した。そして、石垣から集落の形成過程を探るために石垣の分類、構築年代の推定を以下の方法により行った。

【石垣の調査方法】

- ① 石垣の積み方の特徴を比較するために、参道沿いの石垣を幅4mの範囲で写真におさめる⁶⁾。
- ② 石垣を写真におさめていくと同時に、ノミ跡などの加工の有無を目視で確認する。
- ③ それぞれの石垣に棒を挿し、裏込めの有無の確認を行う。この方法は若本正治信州大学人文学部教授から「裏込めがない石垣は古いといわれている。それが小菅にそのまま当てはまるかはわからないけれど、石垣に棒をさして裏込めがない場合、その石垣は古いだろうと判断している」という指摘をうけ調査項目に加えた。

【分類方法】 上記の調査をふまえ、石垣の積み方の特徴を以下5項目で分類する。

- 1) 裏込めの有無
- 2) 横目地の通りの有無
- 3) 加工の有無
- 4) 根石の区別の有無⁷⁾
- 5) 天端の收まりが平坦か否か

以上、5項目で分類⁸⁾した石垣を地図上に記し考察を行う。

石垣の古さの基準 酒井健二は、「石垣を手がかりとして小菅神社の形成過程と小菅集落の構造を考古学的に考察した」が、「石垣の編年は確立されておらず（中略）年代を設定するまでには至らず、周辺の造営年代が明確な石垣と比較・検討が課題」と述べている⁹⁾。このことを考慮し、石垣の古さの基準を設定する。その基準は、平成14年（2002）に仁王門南地区で行われた発掘調査において掘り出された石垣（以下発掘石垣と略す）を用いる。

仁王門南地区の発掘は、平成14年6月4日から同年7月23日まで、飯山市教育委員会によって実施されたものである。現在この遺構は道路建設のためなくなっているので、報告書¹⁰⁾・発掘写真¹¹⁾をもとに考察する。

報告書によると、この発掘では掘立柱建物址、集石遺構、輪入鉄質や珠洲焼などとともに石垣も発掘された。

遺物から、この遺跡は中世の遺跡とかがんがえられているが、石垣は柱穴よりもあとから農地のために積んだものと解釈されている。しかし、この石垣の特徴は、i) 根石の下に小さな石が遺構面との隙間を埋めるようにしていられれている。ii) 遺構面の凹凸にあわせて石垣が積まれている。

以上の二点からこの石垣は遺構面に規定されていることがわかるので、柱穴と同時期に存在していたとかがんがえることができる。よって、この石垣は中世には存在していた。とかがんがえる。

また、発掘石垣には裏込めが入っていないかったという。裏込めが入っていない理由として二つの原因がかんがえられる。ひとつは技術的に未熟なために裏込めが入っていないこと、もうひとつは石が積まれた当時に裏込めを入れるという概念がなかったことである。これをふまると発掘石垣は、根石に50～80cmの大きめの石を用いていて、石と石の間もつまっている。天端も平らに納められている。そして、石と石の間にできた隙間に小さな石をつめでて丁寧な美しい積み方になっていることから、技術的に未熟とはかんがえにくい。

よって、この石垣は、技術的に未熟なために裏込めが入っていないのではなく、積まれた当時に裏込めを入れる概念がなかった。つまり中世以前には小菅では石垣に裏込めを入れる概念がなかったとかがんがえられるため、裏込めのない石垣を中世に通り得る石垣としてとらえる。



▲図82 石垣調査全図 (S:1/5000)



▲写真51 発掘石垣¹⁰⁾

小菅の古い石垣 70の調査ヶ所の石垣について先に述べた5項目の分類方法の内、まず裏込めの有無で分類を行うと裏込めのない石垣は、発掘石垣とパンバ（大聖院跡地西の路）の石垣（以下パンバ石垣と略す）とあわせて、9ヶ所存在する（図82参照）ことがわかった。そこからさらに残り4項目で分類を行うと、発掘石垣と里宮参道西の石垣とパンバ石垣の三つが抽出できた。パンバ石垣はかなり崩れてしまっているが、比較的崩れずに残っている根石部分および天端部分で検討したところ、用いている石の大きさ、天端の納め方等を見ても、比較的習熟した技術で裏打ちされていたと判断できる。このことからパンバ石垣は発掘石垣と里宮参道西の石垣と同等と判断した。

これらはそれぞれ 1) 仁王門の手前、2) 長野県無形民俗文化財である柱松栄灯神事の行われる祭式場の手前、3) 大聖院跡地の手前に位置する（これらは図82の⑥⑦⑧に対応する）。

1) 仁王門の手前の石垣 仁王門は小菅集落の入り口にあたり、仁王門はそこから内に邪惡な悪靈の類が中に入らないように集落を守る意味がある。その仁王門の手前にある石垣である。

2) 祭式場の手前の石垣 講堂のある祭式場は標高500メートルに位置し、その周辺には蓮池・御旅所、少し上に行くと馬頭観音堂がある。

標高500メートルの立地について北信濃の観音堂場にそくした興味深い指摘がある。

原田和彦は、「鍾音像をまつる寺院が（中略）そのほとんどが標高500メートルに存在するのである」と述べ、「北信濃のこうした寺院にあっては、水源に近い場所に立地している例が多く見られる」とし、観音信仰と水神信仰との関係を指摘している¹⁰。

この指摘を受け山本義孝は、「小菅もこの事例にあてはまる」と述べている¹¹。ように講堂のある祭式場は、標高500メートルの聖地で、宗教的といみなみの中心地といえる場の手前にある石垣である。

3) 大聖院手前の石垣 大聖院跡地では柱松栄灯神事の際、松神子が身を清めるという儀式を行う池がある。また、大聖院のすぐ北側には奥社参道の入り口にあたる三ノ鳥居が存在する。その手前にある石垣である。

以上のことから、抽出した3つの石垣はそれぞれ、集落の入り口、宗教的といみなみの中心地、奥社参道入り口の手前に存在していることがわかる。

結界と石垣 結界という語について『平凡社 大百科事典4』¹²は、「サンスクリット語ないしパーリ語 simabandha を漢訳したものといわれており、simaは界（さかい）>、bandhaはく結ばれたもの>の意であるからく結ばれた界の意」と説明している。また、『修辭道辞典』¹³は、「修辭道畫面で四至を定めてその内側を聖域とするなど修辭道場の四方に注連をはつてその内側を結界とすること、屋内の護摩壇の四方に糸をはつてその内部を結界とするもの、などがある」とある。このことから結界は点ではなく線として捉える必要がある。

集落全体で捉えると、仁王門や鳥居は点として捉えられる。するとそれ自身では、結ばれた界にはならない。

河野真知郎は、「外部から邪惡なものが侵入しないよう固める行為として、寺院の結界、神社の鳥居や玉垣の設置、宮都における四角四界（境）祭・七瀬祭などが、中世においてもひきつき実行されている」と述べ、玉垣が結界の機能を果たすことを示唆している¹⁴。

仁王門と発掘石垣の位置関係を考慮すると鳥居と玉垣の関係に類似する。そして、先に抽出された3つの石垣が位置するすぐ奥には、集落の入り口、祭式場、奥社参道の入り口が存在する。このようにこれら3つの石垣の共通点は、集落の重要な場の手前に存在するということである。

このことより、石垣は界を結ぶ意味を含み持っていたとかんがえられ、今回抽出した3つの石垣は、まずは仁王門で結界を張り、そしてさらに信仰の空間を結界し、奥社のある小菅山を結界していた、とかんがえられる。

以上のように小菅の石垣は、平坦な土地を作り出すための土留めとしてだけではなく、結界としても機能していたた、とかんがえられる。小菅はその機能を用いて、あるいは石垣に結界としての意味を持たせつけられた宗教的な小計画都市であった、とかんがえられる。

[岡本]

（註および参考文献）

- *1) 松沢邦男「牛野町にかかわりをもつ工たち」（信濃春慶出版センター、2004年） *2) この調査方法は酒井の行った手法を参考にした。酒井義典「小菅神社跡坊跡の考古学的研究」（『酒井』76、33-54頁、1986年） *3) 石垣の区別とは、石垣の基礎部分にあたる一番下に他の石よりも大きな石が用いられていることとする。
- *4) 北尾一郎「石垣能能 ものと人間の文化史」58（法政大学出版社、1987年） *5) 酒井義典「小菅神社跡坊跡の考古学的研究」（『酒井』76、33-54頁、1986年）
- *6) 岐阜市教育委員会「岐阜市埋蔵文化財調査報告書第6号 8巻 小菅神社跡坊跡」2002（『ほおづき書齋、2003年』） *7) 岐阜市埋蔵文化センター所蔵 *8) 言葉前記、岐阜市教育委員会「岐阜市埋蔵文化財調査報告書第6号 8巻 小菅神社跡坊跡」2002（『ほおづき書齋、2003年』） *9) 田原山田「北信濃における結界像」（『市町研究』がの9、9、25-34頁、2002年） *10) 山本義孝「山神移転のルーツをさぐる」（『日本正統派修辭道辞典』東京堂出版、110-132頁、2003年） *11) 下中邦輔編『平凡社 大百科事典4』（平凡社、1984年）1299頁 *12) 宮家準輔「修辭道辞典」（東京堂出版、112-113頁、1986年） *13) 河野真知郎「さまざまな祭祀・祝典」（小野正編著『祝祭・日本の中世遺跡』東京大学出版会、2001年）184頁



▲図83 パンバ石垣 立面図 (x1/80)



▲図84 里宮参道西の石垣 立面図 (x1/80)



▲図85 発掘石垣 立面図 (x1/80)

社寺17 伝承と遺構にみる小菅の景観

宝曆4年（1754）の明細帳^①に「寺四ヶ所 普提院愛染院淨蓮坊大日坊 是ハ先年三十七坊ノ内残リシ方」とある。近世中期の小菅村には、愛染院、淨蓮院、大日坊の3院坊があった。文化15年（1818）の明細帳^②にも、大聖院の門徒として愛染院、淨蓮院、不動院の名が記されている。愛染院、淨蓮院、不動院の名は、絵面図にも確認することができる。三之鳥居向脇に愛染院（図86③）と不動院（図86④）が描かれており、講堂が淨蓮院と記されていた^⑤。

これら院坊に関する伝承は、不動院跡地が「オフドウサン」と呼ばれていること以外、他に残されてはいなかった。また、神輿殿に残された伝承のように、伝承と発掘の遺構が対応しない場合もある（社寺03前編）。

地域に生きる伝承は、時と共に失われ、伝えられる事柄はうつり変わっていく。小菅に受け継ぎ伝えられてきた近世の事柄の多くは、その真偽にかかわらず、調査にて確認した史料や発掘遺構、建築遺構に対応した。それは人のいとなみと共に育まれた小菅の歴史に他ならない。小菅には、人の伝承と、維持されてきたものが相互に語りかける近世の景観が、いまなお生きているのである。

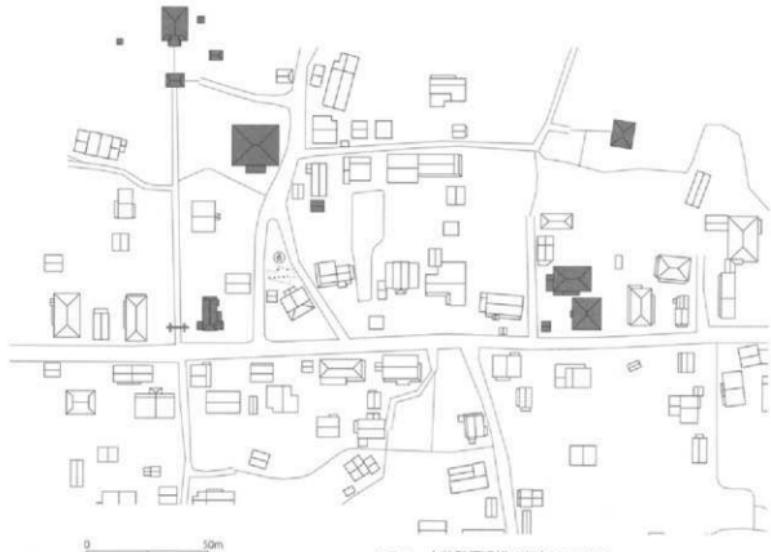
【梅干野】

参考文献：1)「宝曆四年 小菅村村差出實住」（小菅区所蔵）【史料2-4】、2)「佐渡國高井郡小菅村斜出明細帳」（小菅区所蔵）【史料2-6】、3)「名稱なし」（施設小菅村）（小菅区所蔵）【史料1-3】、4)「名稱なし」（施設小菅村）（小菅区所蔵）【史料1-7】



▲写真52 飛さやの発掘遺構

飛さやに関する検討は、「民家14 小菅民家のミセ空間」・「社寺07 小菅市跡の発掘遺構」にておこなった。



▲図86 小菅発掘遺構の分布 (s1/2000)

①～⑥のうち、発掘遺構を確認できるものについては礎石を示した。



▲写真 53 本地堂跡地の発掘 1



▲写真 55 八幡宮跡地 1

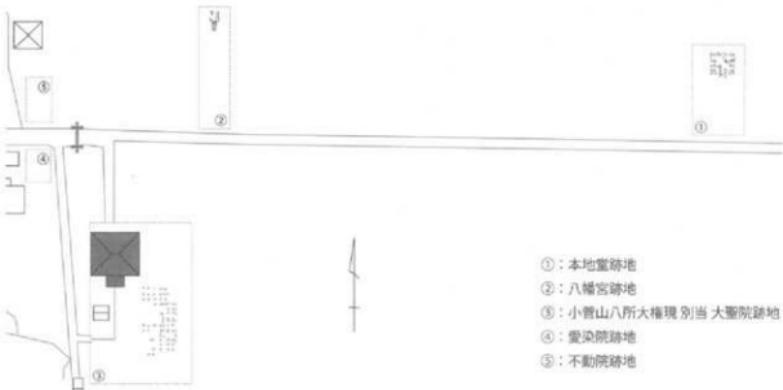


▲写真 54 本地堂跡地の発掘 2



▲写真 56 八幡宮跡地 2

本地堂跡地と八幡宮に関する検討は、「社寺 15 普提院観音堂（馬頭観音堂）」・「社寺 03 神楽殿・神奥殿」にておこなった。



社寺18 神仏分

近世以前、小菅山に抱かれた宗教建築群では、神宮寺の大聖院を中心とした修験がいとなまれていた。小菅神社は「小菅山八所大權現」と称され、大聖院の別当は社領高78石5斗4升4合、小菅村総家数81軒のうち23軒を社領百姓として支配する、いわゆる小領主であった。

小菅山八所大權現の境内地には、仁王門、講堂、御旅所、愛染院、不動院、護摩堂、鐘楼、八幡宮、本地堂、御供所、奥社本殿など数多くの宗教建築がたち、大聖院の別当によって管理されていた。これらの建物は神式、仏式のままであった神仏習合の景観をつくりだしていた。この景観は小菅のみならず、近世において支配的にみられたものである。

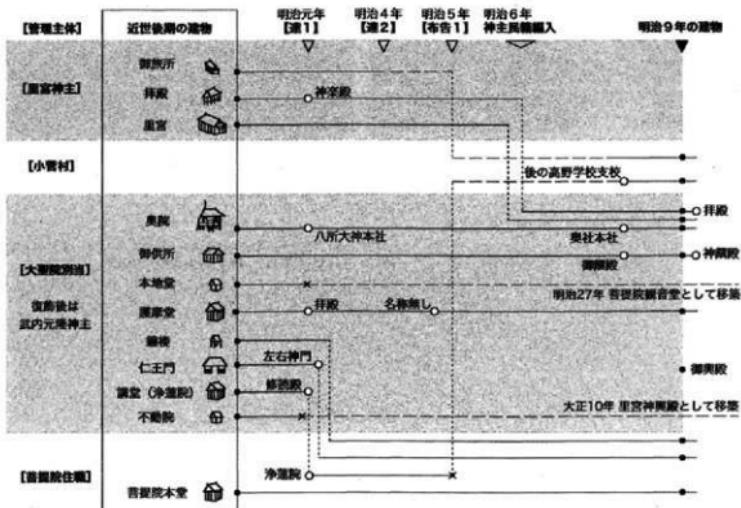
そのなか、明治維新の一環としておこなわれた神仏分離は、神仏の習合する景観に転換をもたらした。それは、修験の里であった小菅の景観にとっても大きな変わり目であった。

小菅の修験文化を担っていた大聖院の別当は、自ら復飾し、「小菅山八所大權現」から「小菅社八所大神」へと社号を改めた。これは神仏習合の性格を変え、神式一色にすることを意味した。それゆえ、神社境内にたつ仏式の建物は廻分の対象となつた。さらに、明治4年1月5日の太政官布告「社寺領上知令」によって、大聖院の社領はすべて没収され、数多くの宗教建築を維持するちからを失つた。

しかし、小菅には神仏習合の景観がのこり、仏式の建物は様々ななかたちで姿をとどめている。この背景として、宗教建築の管理主体が菩提院や小菅組へと転換されたことがあげられよう。

小菅は、建築などの管理主体が地域全体で転換することで、神仏習合の景観を維持してきた典型例といえる。(図87)に、この転換の過程を記述した。 [梅干野]

出典: 梅干野成央・土木俊和「神仏分離令を契機とした小菅のうつろい」
〔日本建築学会「2004年度大会 学術講演梗概集」F-2, pp.203-204, 2004年〕



秋葉社・坂淵社・八幡社・愛染院に關し、管理主体の転換を把握できなかつたため、除外して圖を作成した。
「○」名称変化、「×」屏風、「—」管理者不詳を意味する。

【追1】 明治元年3月28日「佛語ヲ以テ神号ト為ス神社ハ其事由ヲ隣上セシメ及佛像ヲ以テ神体ト為ス神社改メ社前二佛像佛具アル者ハ之ヲ除却セシム」

【追2】 明治4年7月4日「神社律制制定ニ付境内区別方ノ件」

【布告】 明治5年11月8日「無檀難住ノ寺院廃止及其跡地処分ノ件」

▲図87 小菅社寺建築における管理主体のうつりかわり(神仏分離令を契機として) この図を作成するにあたり、小菅区・長野県立歴史館所蔵文書をもちいた。もちいた古文書は「第5項 史料2:古文書の翻刻」に示す。

第4項 史料1：絵図面

- 史料 1-01 永禄九年小菅山元隆寺之圖 [小菅神社所蔵・年不詳]
出典：重要文化財小菅神社奥社本殿修理委員会編『重要文化財小菅神社
奥社本殿修理工事報告書』(長野県、1968年) 図版・図面 41頁
- 1-02 神山名勝之圖 [旧大聖院社家所蔵・嘉永4年]
- 1-03 名称なし (絵図小菅山) [小菅区所蔵・年不詳]
- 1-04 名称なし (絵図講堂1) [小菅区所蔵・年不詳]
- 1-05 名称なし (絵図講堂2) [小菅区所蔵・年不詳]
- 1-06 名称なし (絵図講堂3) [小菅区所蔵・年不詳]
- 1-07 名称なし (小菅神社奥社宮殿から発見された板繪) [所蔵先不詳・文政13年]
出典：重要文化財小菅神社奥社本殿修理委員会編『重要文化財小菅神社
奥社本殿修理工事報告書』(長野県、1968年) 図版・図面 35頁
- 1-08 修駿山伏の市立図
出典：菊地利夫「会津盆地の修駿山伏による定期市とその歴史心理」
〔歴史地理学会会報〕103、1979年) 8頁
- 1-09 名称なし (絵図小菅村) [小菅区所蔵・明治2、3年]
- 1-10 名称なし (絵図大聖院) [旧大聖院社家所蔵・明治初期]
- 1-11 名称なし (絵図小菅村社領) [小菅区所蔵・明治5年]
- 1-12 社寺領上知書上 [長野県立歴史館所蔵・明治5年]
- 1-13 名称なし (絵図小菅山八所大神)
[明治28年・長野県立歴史館所蔵(「上高井郡社寺取調書」の一部)]
- 1-14 飯山市字塊図 [飯山市発行・s1/8000]



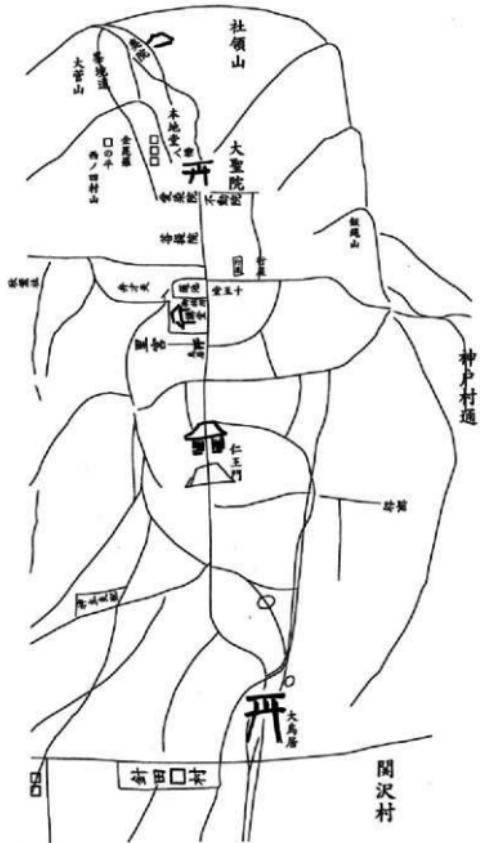
史料 1-01 永禄九年小菅山元隆寺之圖 [小菅神社所藏・年不詳]

出典：重要文化財小菅神社奥社本殿修理委員会編『重要文化財小菅神社奥社本殿修理工事報告書』(長野県、1968年) 図版・図面41頁

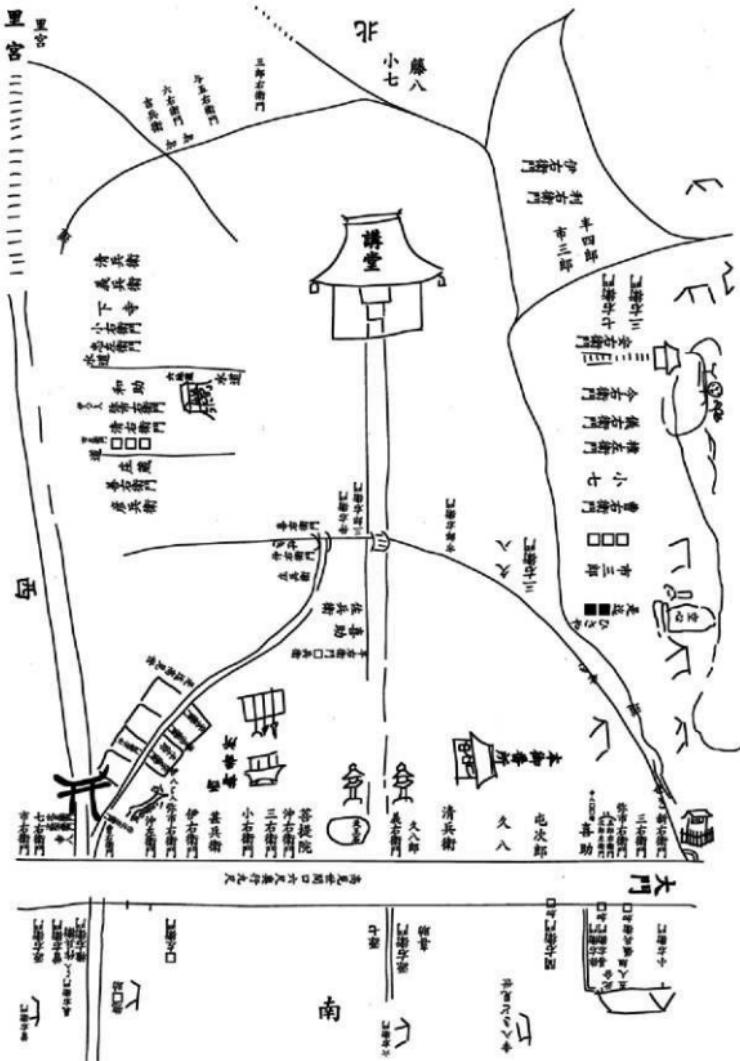


史料 1-02 神山名勝之圖 〔日大聖院社家所藏・嘉永4年〕

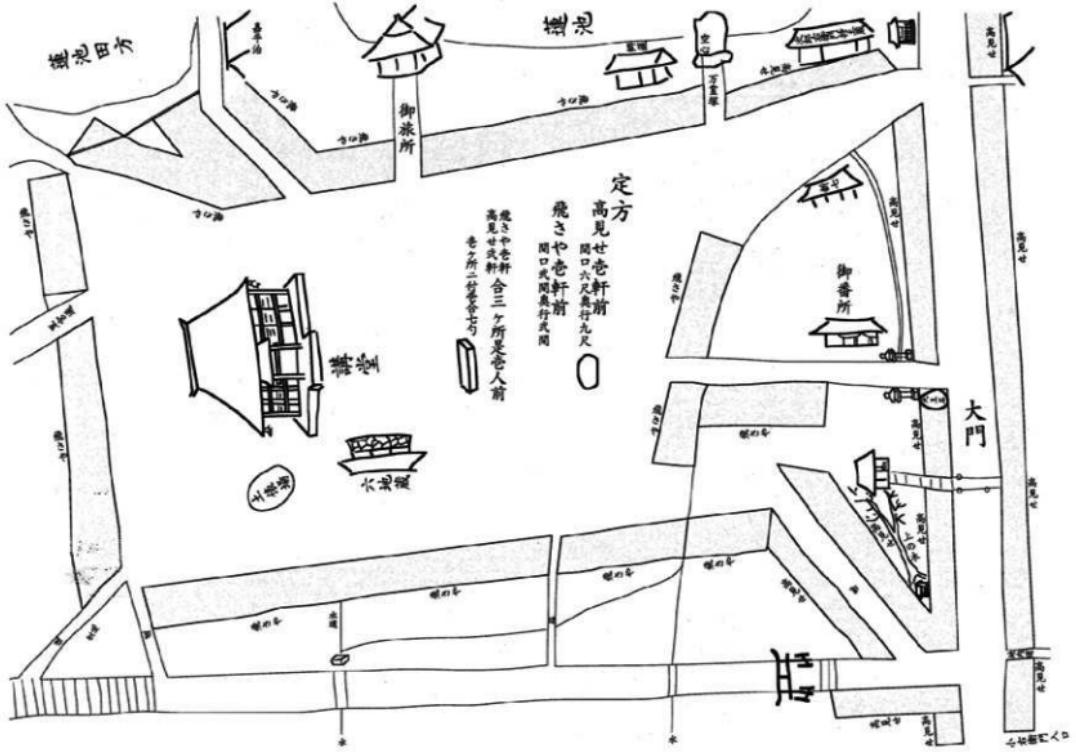
嘉永4年（辛亥）の夏の日、求めに応じて実際の風景を写したものである。この図の名称は「神山名勝之圖」で、雄山高野（雄壮な山と高い地にある野）を尋ねたものである。



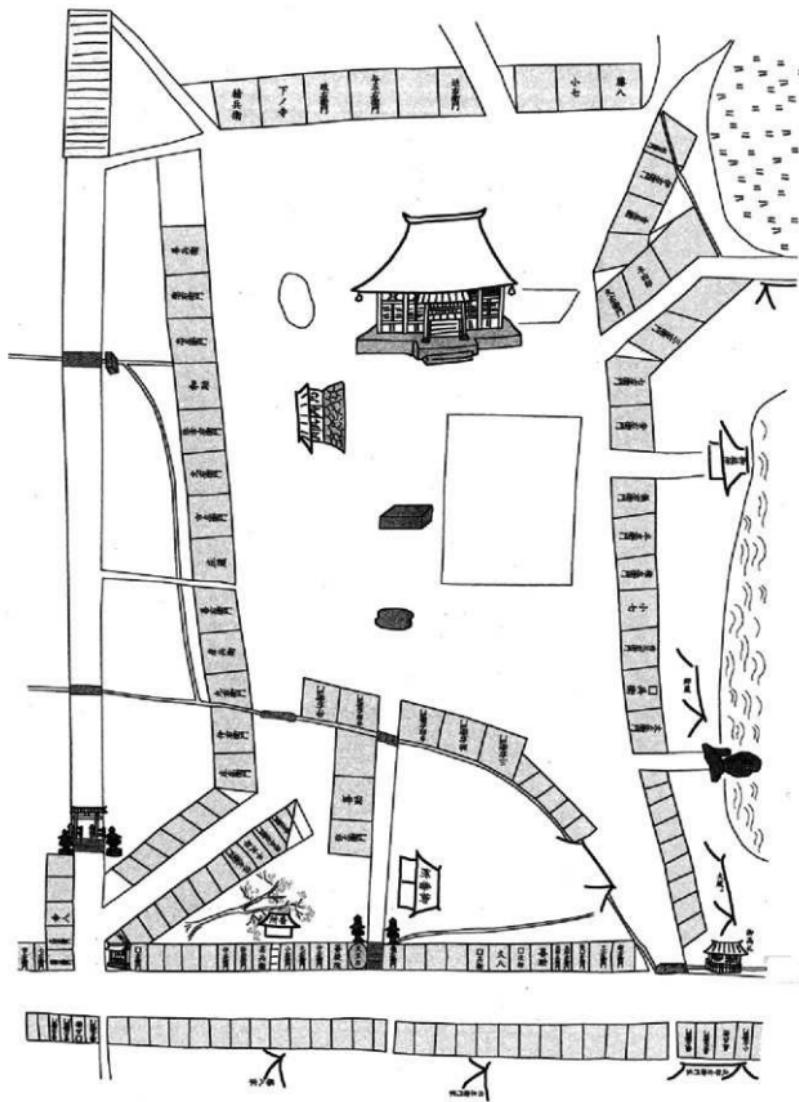
史料 1-03 名称なし（絵図小菩薩山） [小菅区所蔵・年不詳]



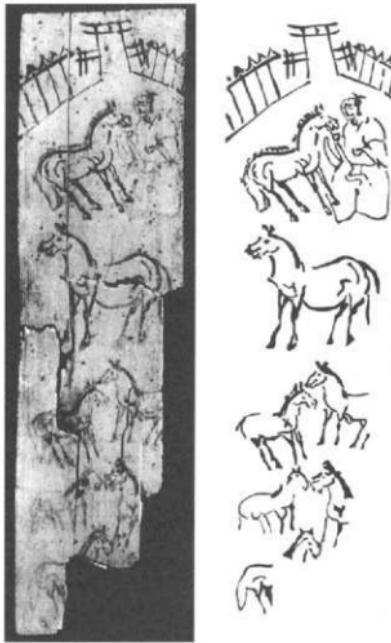
史料 1-04 名称なし（絵図講堂 1）【小菅区所蔵・年不詳】



史料 1-05 名称なし (絵図講堂 2) [小僧区所藏・年不詳]

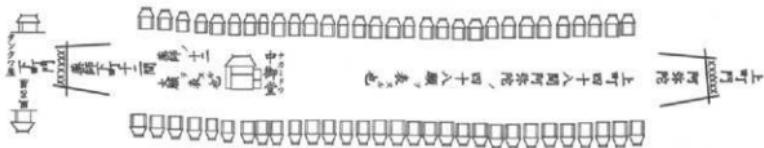


史料 1-06 名称なし（絵図講堂 3）[小野区所蔵・年不詳]



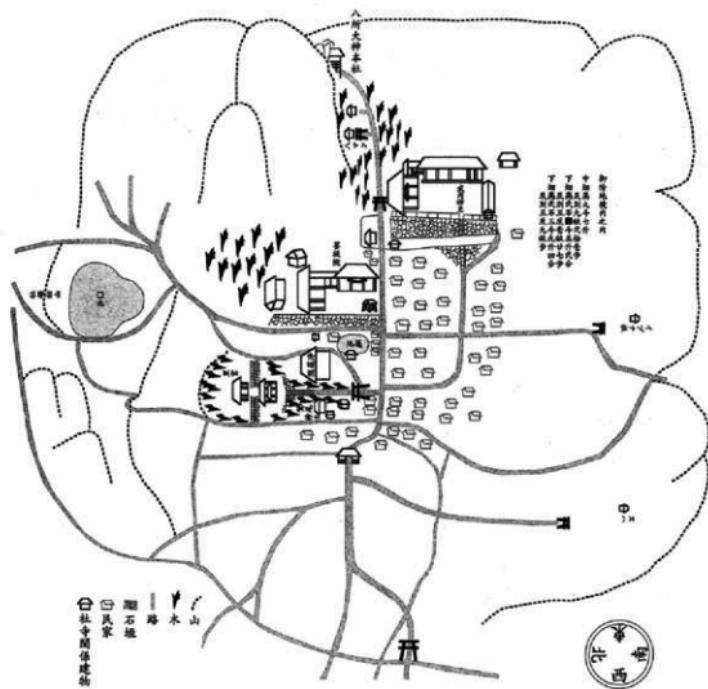
史料 1-07 名称なし（小菅神社奥社宮殿から発見された板絵）[所蔵先不詳・文政 13 年]

出典：重要文化財小菅神社奥社本殿修理工事報告書（長野県、1968 年）図版・図面 35 頁

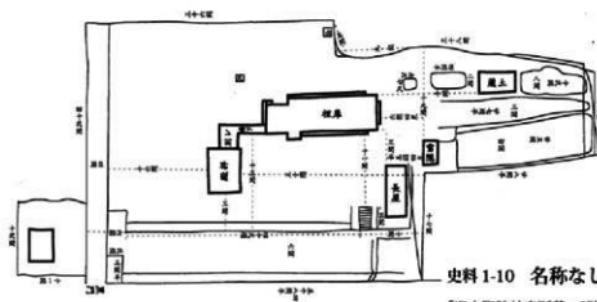


史料 1-08 修験山伏の市立図

出典：菊地利夫「会津盆地の修験山伏による定期市とその歴史心理」（『歴史地理学会会報』103、1979 年）8 頁



史料 1-09 名称なし（絵図小菅村）【小菅区所蔵・明治 2, 3 年】

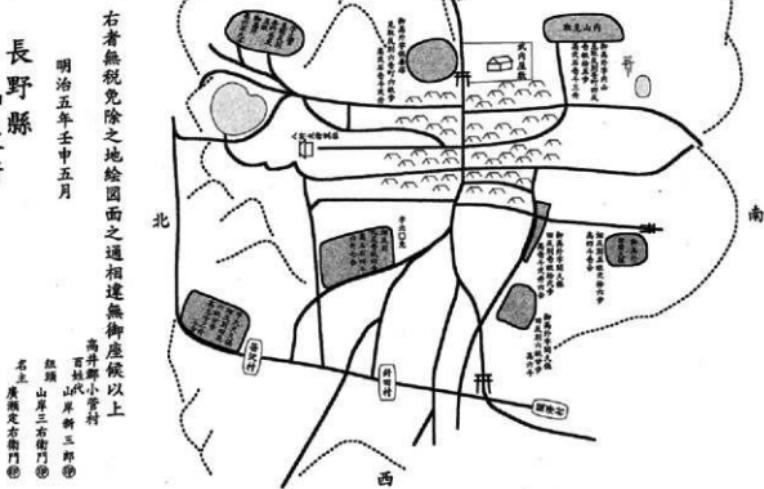


史料 1-10 名称なし（絵図大聖院）

【旧大聖院社家所蔵・明治初期】 大聖院の敷地を描いたもので、護摩堂が洋殿と記され、鐘楼が描かれていない。参道には黒門が記され、両脇に愛染院と不動院の敷地とおもわれる境界線がひかれている。

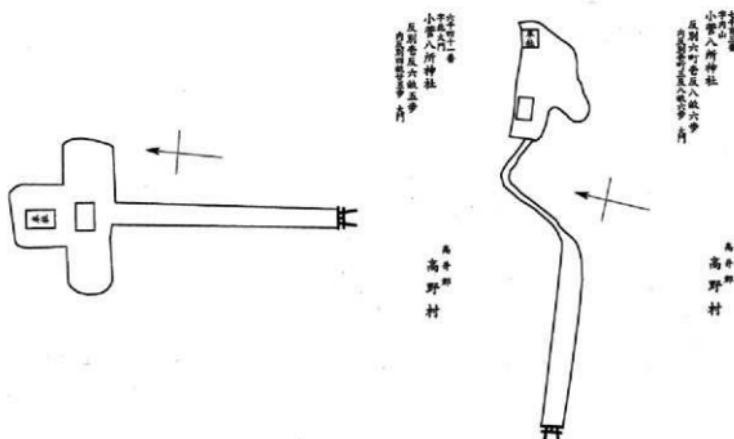
長野縣
御役所

明治五年壬申五月



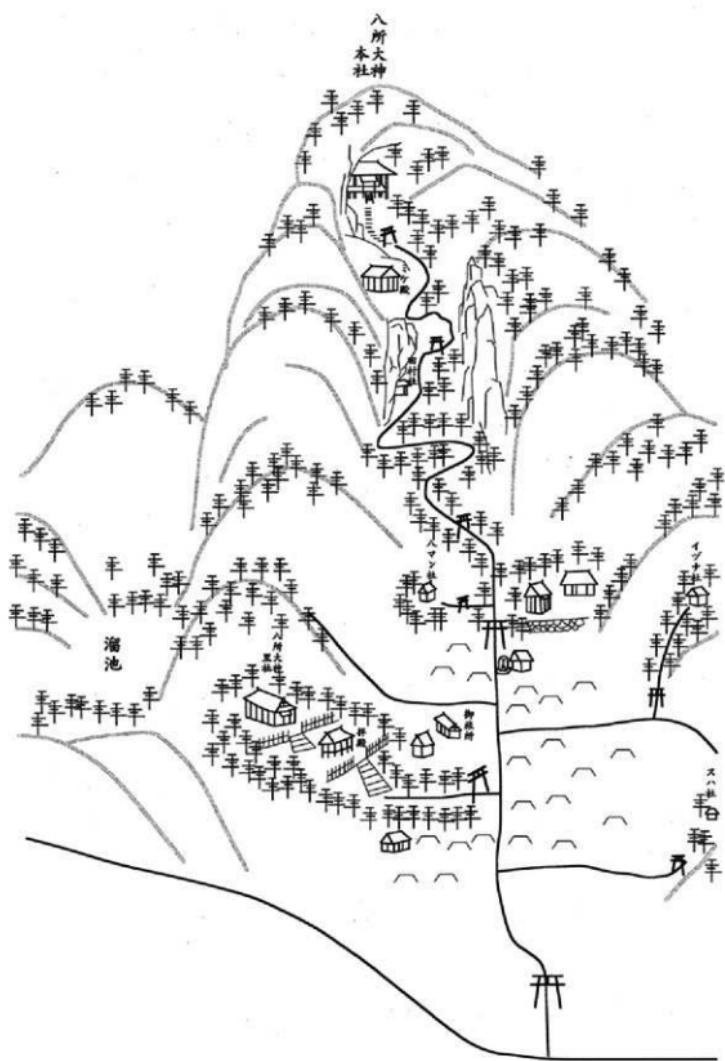
史料 1-11 名称なし（絵図小菅村社）

[小菅区所蔵・明治5年]



史料 1-12 社寺

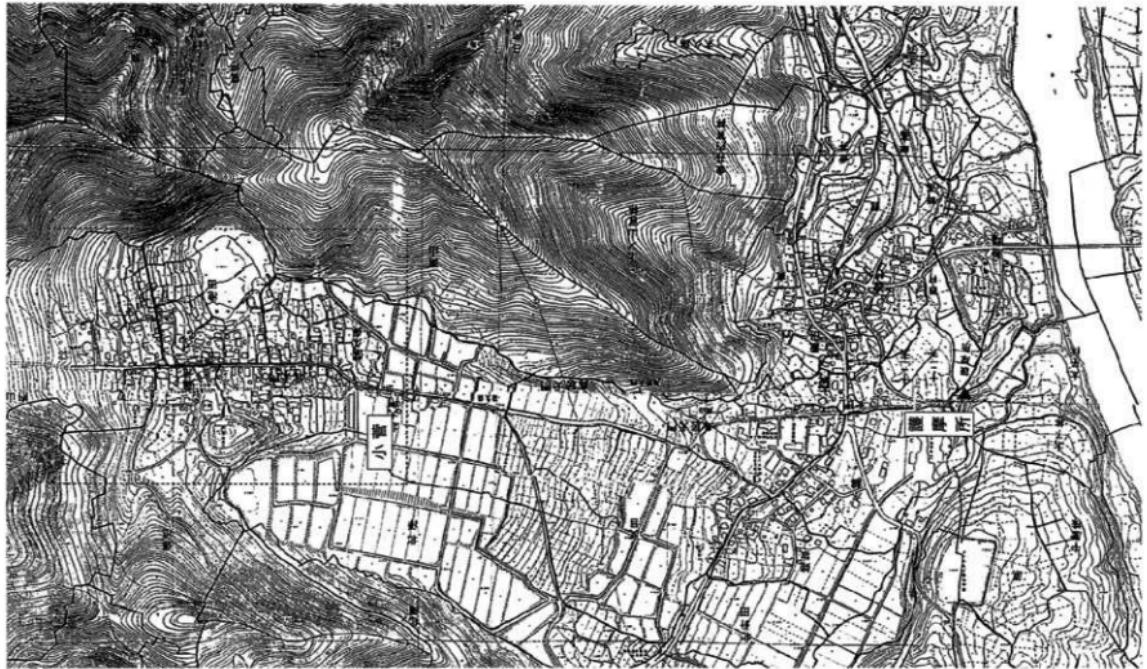
[長立歴史野所蔵・明治5年]



史料 1-13 名称なし（絵図小普山八所大神）【明治 28 年・長野県立歴史館所蔵「上高井郡社寺取調書」より】

史料 1-14 飯山市字境図 [飯山市発行、1/8000]

—208—



第5項 史料2：古文書の翻刻

- 史料 2-01 慶長 9 (1596) 年 「石見守 小菅山寺領高六十石所被成御寄進」(小菅神社所蔵)
- 2-02 天和 2 (1682) 年 「寺社領並由緒書」
新編瑞穂村誌刊行会編『新編 瑞穂村誌』(信濃毎日新聞社、1980年)
512頁より引用
- 2-03 延享 3 (1746) 年 「信濃國高井郡 小菅村御水帳之分権現領分」
「昭和八年 社格昇進願下高井郡瑞穂村小菅神社」(長野県立歴史館所蔵)
より引用
- 2-04 宝暦 4 (1754) 年 「小菅村村差出覺控」(小菅区所蔵)
- 2-05 天明 3 (1783) 年 「御祭禮日市中村定連判帳」(小菅区所蔵)
- 2-06 文化 15 (1818) 年 「信濃國高井郡小菅村指出明細帳」(小菅区所蔵)
- 2-07 文政 5 (1822) 年 「信州高井郡小菅村差出明細帳」(小菅区所蔵)
- 2-08 天保 3 (1832) 年 「信濃國高井郡内郷村高帳小菅村神主」(小菅区所蔵)
- 2-09 天保 3 (1832) 年 「信濃國高井郡内郷村高帳小菅村大聖院」(小菅区所蔵)
- 2-10 慶応 4 (1868) 年 「制札」(小菅神社所蔵)
- 2-11 明治 2 (1879) 年 「御除地納取並境内木数取調書上帳」(小菅神社所蔵)
- 2-12 明治 3 (1870) 年 「水内郡 高井郡 神社明細帳 上〈明 1-4 3C 1 7-1〉」(長野県立歴史館所蔵)
- 2-13 明治 4 (1871) 年 「高井郡 神社明細帳原本 二冊之内下〈明 1-4 2B 4 2〉」(長野県立歴史館所蔵)
- 2-14 明治 4 (1871) 年 「上 高井郡小菅村」(小菅区所蔵)
- 2-15 明治 4 (1871) 年 「高井郡小菅村 村差出明細書上帳 御普請明細帳上帳 下書」(小菅区所蔵)
- 2-16 明治 5 (1872) 年 「寺院本末一派明細帳 高井郡〈明 5 2A 20-13〉」(長野県立歴史館所蔵)
- 2-17 明治 6 (1873) 年 「寺院廃却届 高井郡〈明 6 2A 15-3〉」(長野県立歴史館所蔵)
- 2-18 明治 8 (1875) 年 「神社由緒書出縁〈明 8 2A 39〉」(長野県立歴史館所蔵)
- 2-19 明治 8 (1875) 年 「上 上知取調帳 第二十一區三小區高井郡小菅村」(小菅神社所蔵)
- 2-20 明治 8 (1875) 年 「社寺上地書上 第二十一區三小區高井郡小菅村」(小菅区所蔵)
- 2-21 明治 10 (1877) 年 「社地上上知無代下与台帳 高井郡他〈明 10 C 8〉」(長野県立歴史館所蔵)
- 2-22 明治 11 (1878) 年 「高井郡 神社取調帳〈明 11 F 10-13〉」(長野県立歴史館所蔵)
- 2-23 明治 12 (1879) 年 「下高井郡神社明細帳 長野県〈明 12 A 20-14〉」(長野県立歴史館所蔵)
- 2-24 明治 12 (1879) 年 「信濃國下高井郡寺院明細帳 長野県〈明 12 A 24-14〉」(長野県立歴史館所蔵)
- 2-25 明治 15 (1882) 年 「信濃國下高井郡神社明細帳〈明 15 A 20 14〉」(長野県立歴史館所蔵)

史料 2-01

石見守 小菅山寺領高六十石所被成御寄進

信濃國高井郡小菅山寺領
石六十石所被成御寄進也

慶長九 辰甲午 石見守（花押）

史料 2-02

寺社領並由緒書

小菅山八所大權現
改元平成天皇之御宇大同元丙戌年造築
権現社領

高八十五石 内式給六石芝野

此訖

高七拾三石 大聖院

高一石 三十三坊衆徒 櫻木坊

今堀坊殘る

高六斗五升 社家 山城正

高九斗五升 大工 源左衛門

高六斗五升 庭持

境内社頭佛宇

里 富 講 堂 仁 王 堂 愛 梁 量

白 山 八 楼 驚 王 社 加野吉利

御本宮

常 桑 賢 才 天 文 殊 普 龍 荒 神

准口號音 熊 藤 謙 謙 宮 塔婆一基

以上

史料 2-03

信濃國高井郡 小菅村御水帳之分権現領分

延享三年

信濃國高井郡

小菅村御水帳之内権現領分
寅三月

（中略）

惣石合七十八石五斗四升四合 権現領

外六石九斗七升八合 享保元申年 社領大菅畠

改出惣出 御百姓入作所待仕候

右當山権現領貴寺御支配之分御水帳

写指出申通相違無御座候以上

延享三年寅三月

信州高井郡小菅村

名主 金右衛門

組頭 助右衛門

同 前右衛門

百姓代口右五右衛門

別當

大聖院様

史料 2-04

小菅村村差出覺控

宝曆四年

信濃高井郡 小菅村

村差出覺控

戊七月

覺

信濃高井郡
小菅村

一家數合九拾軒

内 行口三軒 寺百姓拾八軒

四百十五人

人數三百十六人

内 男百六十人 馬口

女百六十六人

内 寺百姓拾八軒 但シ行口二軒

計人數八拾九人 内 男四十五人 馬三

女四十四人

（中略）

一 高三百七十六石六斗式升三合

社領口引代

内七拾九石四斗式升四合 社領口引

（中略）

一 當村氏神祭毎年六月四日柱松并神輿等口御座候

同十一日遯市立来リ日本祭礼日市中古來ヨリ

□時之御地頭様ヨリ御奉行様御志人口例年口口口

御幕御灯口等口前々ヨリ在リ候

附每年九月十九日ヨリ神事仕候

一 鳥祭水祭火祭等例年仕候

一 氏神八所大權現奥院御本社 一ヶ所

并御供所

社領高七八石五斗四升四合御高内 但不残別當支配

外六百九斗御除地畠

見取畠二町八反八畝廿八步

是ハ先年田村口之御口榮口社領口石之地ニ而御座候

當社大同元年之御建口口口御神体秘密ニ而不年ニ

一度以御開帳口口口口口口口口口口口口口口口口口口

殺生禁斷之地ニ而御座候口口右七ヶ村之氏子

鳥獸食シ（中略）

一本本地堂 一ヶ所 本尊馬頭觀音 別當支配

一 講堂 一ヶ所 本尊弥陀如來 同所

是ハ八年七堂伽藍の地口口境内式丁四方御除地ニ而

御座候口所前々ヨリ市場口口御座候右境内遠外ヨリ每

年祭礼日市中商見世小屋茶屋古來ヨリ惣村

百姓口持來し

一 楼現山 三ヶ所 内山大菅松林山 別當支配

一 里宮山 一ヶ所 社領御除地高七石參升見取畠八反歩

社堂 一ヶ所 但シ奥院之別社山林社領口神主支配

一 祭札御旗堂并拜殿 神主支配

一 席不から 拾七ヶ所 但シ権現境内并居村口外集

是ハ齋勤明神 八幡堂 斎懃堂 白山堂 愛染堂

熊野権現堂 神明堂 荷荷堂 觀音堂 不動堂

神功明神社 三大明神社 秋葉堂 神功堂

口口堂 十六堂

一二王門 帰ヶ所 廊八別當支配

一 鳥居 拾武ヶ所 但シ鳥居 口口 是ハ八年

松平口口口樣御修復

順御寄進口口
 一行屋 壱ヶ所 本尊大日如來
 真言宗高野山龍光院末寺
 一八所大権現別當 一ヶ所 大聖院
 一寺四ヶ所 菩提院 愛染院 淨満坊 大日坊
 是ハ先年三十七坊之内残リシ方
 外寺 壱ヶ所 是ハ大倉崎村ニありし
 寺号妙寺
 但 寺付畠高御御口口地
 右境内不殘古来ヨリ当村大聖院支配仕候
 受領口吉田殿門弟
 一社家 壱ヶ所 里宮神主 驚尾口口
 右之通書上申候少茂相違無御座候以上
 信州高井郡
 小菅村
 名主□□□□□
 組頭□□□□□
 組頭□□□□□
 百姓代□□□□□

中野
 御役所様

史料 2-05

御祭禮日市中村定連判帳

卯七月 高井郡
 小菅村

御祭禮日市中村定一札之事
 一、御公儀様御法度之趣口口可相定之事
 二、御祭禮日市中参詣之衆人者不及申、諸商人江對申し申し
 憲外過言 等無之様二階分大切二いたし。縦令村方之者利分有之事二而も用括いたし。勿論輪口口論之腰押、加勢等決而致間敷候。惣而他所之ものを取立候様ニ可心懸候事
 附、御祭禮日市中市場茶屋小屋坪江當村之男女提出、居酒給御敷候、是水之盡妻子ハ不及申、若者共能々可申間候事
 一、本見小屋代兩代共二間分錢貢三百文匹相定之、古來定見世九拾九軒江可割合之前々持來小屋場所二不拘、其年之增減ヲ相改、入用之見世數一所江寄七南軒二重屋、能懸ケ置可申、人斂之儀ハ本見世九拾九軒持來候ものより、代々順番ニ可相定之事
 附、小屋掛ケ儀ハ順番ニ不拘、見世間口式間小屋ニ而懸ケ置貢五百文完二相定之、仲間江申合、誰成共勝手次第二懸セ可申定之、若シ後年二到、日市繁昌いたし、前々之小屋場所不残入用之節ハ、先拂より持來之小屋場所江銘々懸ニ可取、其節ニ到候而も、此度相定之通旅人拂ハ順番、代々相勝、小屋代共九拾九軒江可割合之事
 一、堂庭茶屋小屋之儀ハ、西側小屋代錢六百文、東側小屋代八百文完二相定之、尤前々持來小屋場所ニ不拘、年々小屋員数増減次第ノ東二通り、同西二通り、小屋并能懸ケ置、右代錢茶屋小屋定式五拾軒、江可割合之事附、茶屋合軒慈貢三百文匹相定之、仲間申合、誰成共勝手次第二懸セ可申、尤後年二到、日市繁昌いたし、小屋不残入用之節ハ、前々持來之場所江銘々懸ニ可取事、雖然小屋代之儀者此度相定之通、五拾軒

江平均ニ可割合之事

一、於内見世貢服或ハ太物類商賣想而為致間敷定之事
 二、宿屋之儀ハ泊り旅館百式合四文、御旅籠五拾文、木錢四拾五文、米ハ真年々村定市相場を以可賣之、尤止宿旅人之儀ハ毎晚宿や中へ改、人相送シ、人數帳面二記置、旅館泊り客人二付、錢貢文ツヽ、木錢泊客人二付錢五文完、其旅人二不拘、右定之木錢旅館錢之内ニ而宿屋中より持出候、市御運上夫錢等ニ可致定之事
 附、右出錢改人者統書いたし差當有之もの民人宛、毎夜宿屋江相贈シ、得と相改、帳面二記置、市夫錢割合之儀宿屋より可為出之、尤改ニ出候世話費、老人二付錢武百文完、帳簿筆墨代共二式百文、都合六百文可出之事

一、馬宿之儀ハ想而内賣不可為致之、不殘當江出シ、可為致賣實、尤賣實二相成候馬宿疋二付、百姓萬完取之、内五拾文ハ為御運上、村役一方江相納、錢五拾文ハ其懸り之茶屋江可為取之、右世話いたし候もの老人、村方二而相極メ、市場ニ附置、馬賣實無油断相手帳ニ付、右出錢其目限々二双方江可相濟之、勿論馬市中話日江賣錢武百文可出之事

附、馬市之儀者前々之通り九日より十一日迄二相定之、馬引込ハ八日九日両日二相限り、若此定を相背、十日二入候馬有之ハ、一切宿賣申單相定之事、雖然満水・川支等ニ而延着仕候儀者、定外之事

一、酒之儀渡賣いたし候之もの居酒ハ不及申、小賣一切為致間敷定之事
 是ハ渡シ賣之者、小賣等いたし候へハ、茶屋受酒小賣のもの大勢不勝手二成候故、如此定之事
 一、堂庭ニおひてうちハ、ひゆうひゆう、からら等之赤物類商ハ不 残見世江入可申定之、尤右之内少分之商物二而、顛儀之旅人有者、式人數三人完組合、本見世江入可為商定之事

是ハ赤亦物類商之儀、小御物見世ニ相守之指掌二付、前々順吹賣味而餘、届兼候故、此度如斯本見世江入、小御物並ニ致置候定之事

一、始賣之儀、日拂リ多、甚強拂候故、今度式人完組合、茶屋小屋江入可為商定之、然間日拂り之ものハ不及申、小屋江不出あめ賣一切商賣為致間敷定之事

一、想而日拂リ商人之儀者、商事差留置も賃申間敷定之事附、商物多少ニ不依舊親類縁者たり共、此度定之音申聞、商差留迄追拂可申定之、雖然商物之品ニより又ハ不叶用事有之候而無批子縁ニて道拂ニいたし候もの有之ハ、為過意錢五拾文完取之、可相得定之事

一、宿屋江商物持參いたし候賣實仕舞不申内、野沢入湯杯ニ罷越候者有之者、日拂リ商人同断ニ為過意錢五拾文完可取定之事

一、口賣口賣一切為致間敷、膳事當村於市場可為致賣實定之事

附、御祭禮日市中御近村ニ有來候見世商者格別、軒小屋取繩、又ハ往来之道端ニ而ひかた杯いたし、諸商賣酒煎賣茶屋等不取繩、一里四方毎年製糞流可顧之事

一、出荷物附出之儀、背負荷共ニ不殊村方江引受、附送リ可申、尤馬指才判人極メ置、夜每二宿屋江相贈シ、出荷物委細聞立候上、間違無之様ニ手帳ニ記し置、村方ニ而附出候様ニ可相勘定之事

附、才判人世話費として老馴ニ付錢拾文ツヽ、同一背負荷錢五文完、馴賣錢之内ニ而才判人方江可定之事

右者當所御祭禮日市、近年不繁昌ニ而、市御運上等弁納ニ相成候者也有之候ニ付、今般村方及態談、書面之通相定之趣如斯、然上者以來相互無違乱應敷いたし、後年ニ改御祭禮日市

可為繁榮様二、惣連判一札如件

高井郡小菅村
天明三癸卯年七月
名主 権右衛門 (印)
組頭 要助 (印)
同 三郎右衛門 (印)
百姓 文六 (印)
百姓 忠右衛門 (印)
常右衛門 (印)
惣右衛門 (印)
権六 (印)
治助 (印)
宇八 (印)
重右衛門 (印)
源五右衛門 (印)
儀左衛門 (印)
清兵衛 (印)
利右衛門 (印)
七左衛門 (印)
半左衛門 (印)
太助 (印)
幸助 (九印)
儀兵衛 (印)
只七 (印)
清右衛門
四郎右衛門 (印)
庄七 (印)
惣五郎 (印)
三左衛門 (印)
平兵衛 (印)
傳之丞 (印)
又兵衛 (印)
利惣次 (印)
孫次郎 (印)
源六 (印)
市右衛門 (印)
仙六 (印)
孫左衛門 (印)
与五右衛門 (印)
与惣左衛門 (印)
喜助 (印)
太七 (印)
助七 (印)
清三郎 (印)
孫兵衛 (印)
伊野右衛門 (印)
友右衛門 (印)
吉右衛門
そめ (印)
八右衛門 (印)
半四郎 (印)
甚右衛門 (印)
六左衛門 (印)
幸八 (印)
伴右衛門 (印)
甚太夫 (印)
長三郎 (印)

要八 (印)
六之丞 (印)
善右衛門 (印)
久八 (印)
安右衛門 (印)
覺右衛門 (印)
弥右衛門 (印)
磯右衛門 (印)
數右衛門 (印)
幸左衛門 (印)
嘉左衛門 (印)
七之助 (印)
平右衛門
惣左衛門 (印)
又五郎 (印)
丹七 (印)
弥五兵衛 (印)
龜松 (印)
佐次右衛門 (印)
勘右衛門
銀右衛門 (印)
市郎兵衛 (印)
庄右衛門 (印)
丑松 (印)
新八
長次郎 (印)
仲右衛門 (印)
小七 (印)
庄兵衛跡
権六 (印)
藤吉 (印)
九助
権助 (印)
喜左衛門 (印)
惣右衛門 (印)
八兵衛 (印)
孫右衛門 (印)
定右衛門 (印)
弥次兵衛 (印)

史料 2-06
信濃國高井郡小菅村指出明細帳

文化十五年
信濃高井郡小菅村指出明細帳
寅二月十日

(中略)

是ヨリ口 信州高井郡 小菅村
一 村高四百石拾石六斗五升六合
此反別 五拾四町六反三畝七歩半
内
高七拾九石四斗三升四合
此反別 九町五反貳畝五歩
残高三百四拾石四斗三升六合
此反別 四拾五町壹反十三畝四歩半

(中略)
一家数 八拾巷
内 戸数拾口軒
□□□□

人数三百八拾六人
内 男百八拾五人
女二百零人
一馬 拾三正
外 口ハ無候口口

一家數拾三軒
社領百姓
是八大聖院ヨリ宗門帳納申候
百拾三人
人數百七人
右同所
五十四人
内 男 四拾八人
女 五拾九人
一馬 五正
右同所

(中略)

御高札 壱ヶ所 ○居村中口ニ御座候
○但シ御制札 四枚 長式尺九寸 横式尺三寸
御藏 壱ヶ所
御番所 壱ヶ所
是ハ祭礼日市中御奉行様被造御座候所
辻番所 壱ヶ所

(中略)

寺 壱ヶ所 高野山龍光院末
眞言宗 大聖院
同 門徒三ヶ所 愛染院 清蓮院 不動院

御高内 別當
一社領高七拾八石五斗四升四合 大聖院支配

外 切開六石九斗
一氏神 八所大權現奥院壇社 右同所
是八大同二年村田將軍後即再建之口口口ニ御座候
氏子七ヶ村殺生禁断之地ニ而鳥獸一切食候事口成不申候

御供所 壱ヶ所 右同所
一本本地堂 壱ヶ所 右同所
門徒之内右淨蓮院也

一講堂 壱ヶ所 右同所
是ハ祭礼日市奥行場ニ御座候

一大鳥居 壱ヶ所 右同所
外二小鳥居禁断御座候
一八幡社 壱ヶ所 右同所
一秋葉社 壱ヶ所 右同所
一飯綱社 壱ヶ所 右同所
一仁王門 壱ヶ所 右同所
大聖院末

一寺 壱ヶ所 真言宗 菩提院
一行屋 壱ヶ所 村支配

一十王堂 壱ヶ所 右同所
一國防大明神 壱ヶ所 右同所
京都吉田殿門弟

神主 壱軒 鶴尾拂磨
神主

一氏神八所大權現里宮本社 摂庵支配
一辻殿 壱ヶ所 右同所

一鳥居 壱ヶ所 右同所
一御旅所 壱ヶ所 右同所
一御除地高七石九斗 右同所
一社領御除地高八反步余 右同所
一當村氏神祭礼毎年六月四日ヨリ同十一日迄日市立来口候本
祭礼日市中口口口御地頭様ヨリ御奉行様御口口例年御口口
下候并御口御口口口前々ヨリ口仰付候
附九月十九日神事口口口候

(中略)

右之通り書上申所少茂相達無御座候以上
文化十五年

寅二月

高井郡
小菅村
名主 清左衛門◎
□□ □□□□◎
百姓代 友右衛門◎

大草太郎右馬様
中野 御役所

史料 2-07 信州高井郡小菅村差出明細帳

文政五年
信州高井郡小菅村差出明細帳
午四月

(中略)

一村高四百武拾巷石六斗五升六合
此反別五拾四町六反三敷七歩半
内
高七十九石四斗升四合 社領堀代引
此反別五町五反三敷五歩
残高三百四拾石武斗三升武合
此反別四拾五町五反三敷五歩半

(中略)

一家数 八拾巷
一人数 三百七拾四人 男百八拾七人
女九拾三人
一馬 拾四正
外二
一家數拾三軒
社領百姓
是八大聖院ヨリ宗門帳納申候
人數百拾三人 右同所
内 男 五拾四人
女 五拾九人
一馬 五正 右同所

(中略)

一御高札 壱ヶ所
但シ御制札 四枚 長式尺九寸 横式尺三寸

一郷歳
一御番所
是八祭日市中御奉行様被遊御座候所
一辻番所

杏ヶ所

杏ヶ所

愛染院 不動院

別當

(中略)

高野山龍光院末
一寺 杏ヶ所 真言宗 大聖院
同 門徒三ヶ所 愛染院 清蓮院 不動院
御高内 別當

一社領高七拾八石五斗四升四合 大聖院支配
外ニ切開六石九斗

一氏神 八所大權現奥院杏ヶ所 右同所
是八大同二年田村口御再建之口口口ニ御座候
氏子七ヶ村ハ殺生禁断之地ニ而鳥獸一切食不申候

古山善吉様
中野
御役所

史料 2-08

信濃国高井郡内郷村高帳小菅村神主

信濃国高井郡之内郷村高帳

信濃国高井郡

小菅村

神主

播磨

(中略)

御建立

*覆紙 是八大同二年田村將軍公御再建之口口口ニ御座
候氏子七ヶ村殺生禁断之地ニ而鳥獸一切食候事
皆成不申候

一御供所 杏ヶ所 右同所

一本里 杏ヶ所 右同所

門徒之内右淨蓮院

一講堂 杏ヶ所 右同所

是八祭日市奥場行場ニ御座候

一大鳥居 杏ヶ所 右同所

外ニ小鳥居數個御座候

一八幡社 杏ヶ所 右同所

一秋葉社 杏ヶ所 右同所

一飯糸社 杏ヶ所 右同所

一仁王門 杏ヶ所 右同所

大聖院末

一寺 杏ヶ所 真言宗 善提院

一行屋 杏ヶ所 村支配

一十王堂 杏ヶ所 右同所

一護防大明神 杏ヶ所 右同所

一金口藏社 杏ヶ所 右同所

京都吉田殿門第

一神主 巻軒 驚尾播磨

神主

一氏神八所大權現里宮宅社 播磨支配

一拜殿 杏ヶ所 右同所

一鳥居 杏ヶ所 右同所

一御旅所 杏ヶ所 右同所

一社領御除地塙八反歩余 右同所

一當村氏神祭礼毎年六月四日ヨリ同十一日迄日市

立来リ候尤祭礼日市中口時御頭様ヨリ

御奉行様御忠人例年御遊被下候

附リ九月十九日神事御座候

(中略)

右之通り書上申所少摩相違無御座候以上
文政五年四月

高井郡

小菅村

名主 □□衛門@

□□ □□衛門@

百姓代 □□衛門@

信濃国高井郡

小菅村

一里宮八所権現境内凡式町四方 杏ヶ所

一同高七石余 御除地 杏ヶ所

一同見取八反歩余 御除地 杏ヶ所

外

御料

高四百廿石石六斗五升六合 和田主馬殿御支配所

右之外入会無御座候

右口里宮八所権現除地郡村名書面之通

相違無御座候尤右之外改出新田并見取反高流作場林木

無御座候以上

天保三歳年十一月

信濃國高井郡小菅村

小菅山八所大権現

神主 驚尾播磨

御勘定所

右之通書上候 口付候ニ付写奉差上候以上

辰十一月

右

驚尾播磨@

右村

名主

儀右衛門@

和田主馬様

脇野町

御役所

史料 2-09

信濃国高井郡内郷村高帳小菅村大型院

信濃国高井郡内郷村高帳

信濃國高井郡

小菅村

大型院

(中略)

信濃國高井郡

小菅村
御除地

一 秋葉宮境内凡武拾間四方
一 松山御除地奉ヶ所

是八御除地御改之□□□二相成申候ニ付
一 村役人口□之上以後書上之為め□之口候
一 講堂境内凡武町四方 御除地壱ヶ所
一 二王門敷地凡八間四方 御除地壱ヶ所

外
御料
高四百武拾石三斗五升六石 和田主馬殿御支配所
内高七拾八石五斗四升四合 小管山八所権現社領
相成候付之口口

右之外入會無御座候
右口小菅山八所權現除地国郡村名書面之通相違
無御座候充右之外改出新田並見取□□□□場林木無御座候以上

天保三年十月

信濃國高井郡小菅村
小菅山八所権現
別當 大型院
新義真言宗

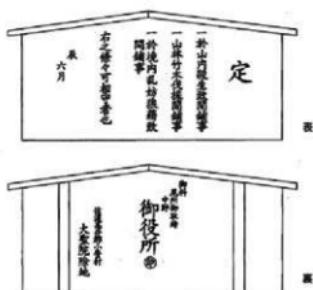
新編大日本

御勘定所

右之通書上口 口付候ニ付口奉御座候以上

辰十月

史料 2-10



三ヶ条にわたり禁制の念を説く木札が、護摩堂に保管されていた。境内にたてられていた制札と考えられる。この木札には中野役所が尾州織の管轄となっている。小常の墨してい

た中野県が尾州藩の管轄下であったのは慶應4年3月から明治元年8月までである。「辰六月」と書かれているから、木札は慶應4年6月のものであることがわかる。

史料 2-11

弁事役所宛高井郡小菅山別当大聖院等
復飾願並び社号改称願等

上

口上書を以御展覽由上候

今朝

口上書を以奉願上候
一小菅神社八所大神

右者先現之通除地被成之御顧候奉願上候、當社之儀者往古產子七ヶ高石毛も御座候矣、天正の度以米當國川中島戦略の筋一山三拾七坊之如甲州勢二被焼却、治年来余仁所二相成居候をや、神衆も申者再興戸辻二村人立彌壇里二層住仕保御、慶長八年卯年久保石見守殿御之第由膳申立候ニ付、前条之通除地被下置、其後坂山城主代々奇有之ノ領付を以、於今当社ニ而代々支配體在リ候所御相無體御候。

一当社社務之御儀演上者、私義神主ニ被仰付。
口下社家モ御座候得者は権様神主ニ被仰付、神道自身
祭事ノ次第事ニ被仰付者右之御殿門成に於て置度奉
願上候、且當山開山者役小角之草創之由月々開山會
法事執勤來り、開山之恩溥茂有之御靈間神号奉願上、
從之來之同日祭相勅申志願頭ニ被仰付、右頭之通鑑闇
被成下置候様願上候然ル、上者亦以抽丹誠乍恐天
朝万寿ノ奉祈念、万民泰平五穀豐熟之神祭
相勅由度奏候。

一先般神社之由緒書上可仕旨被 仰出候ニ付左之通申上候、
小雪山八所神本社一宇 一島屋ノ本社迄三拾六町

熊野	伊弉諾尊
金峰	安閑天王
白山	羣理靈命
立山	大國玉命
山王	大己貴命
走瀬	瓊々杵尊
戸隱	手力雄靈命
小等	素戔嗚尊

右八所之神二相違無御座候、當山者
天武天皇白風八年之草創二候、只今之本社者大同元年
田村縣官之御建立二而今以建替什候、當社之儀者

平城天皇勅願所二御座候由、従往古当社領之内殺生禁制二候間制二候間制札被為建置、其上座子々々村者今以鳥獸禁食候、古來く当社境内二下馬札被為建置候、前件口上書を以奉申上候處、出格之以御仁臨御賜濟被成下置候々々、重疊難有仕合ニ可奉存候、以上。	取米拾石五升四合式勺 一 煙草式拾石 此反別三丁三反三款拾步 取米四石五斗九升 内 弘化四年未年大地震 玄米武斗五升若合七勺 残玄米四石三斗三升八合三勺	永荒引
信濃國高井郡 小曾山別當大聖院 改名 武内大膳	御高外 一 玄米五斗四升	新田 見取 年々豊凶二付候 内山
弁事 御役所 右之通 弁事御役所江頭處度候間乍恐 御添承被成下置度奉願上候、	一 玄米武斗八升三合	見取
右 武内大膳◎ 同村 組頭 兵右衛門◎ 名主 甚三郎◎	一 玄米武斗七升武合 一 玄米拾三石六斗七升三合卷勺 一同 拾武石五升四合式勺	供養塚 見取 田方 烟方 新田
明治二年二月二日	一同 四石三斗三升八合三勺	烟方 新田
御科 尾州御轉 中野 御役所	一同 五斗四升	見取 字内山
	一同 式斗八升三合	見取 字供養塚
	一同 武斗七升武合 合玄米三拾石卷石卷斗六勺	見取
	内 玄米 三石 同 一石八斗 同 五石 同 七石 同 十石六斗六勺 同 五石 同 五石	祭典料 年中御神酒料 本社并請社修履料 年中掃除料 武内元隆扶持方 高井謹治 浅葉敬作

史料 2-12

御除地収納並境内木数取調調書上帳

御除地収納並境内木数取調調書上帳 高井郡小曾村 神主 武内元隆	合玄米三拾石卷石卷斗六勺	年々豊凶二付不同二御 座候
信濃國高井郡小曾村 八所大神 一 塘内 無反別 御除地 村惣萬四百石治若石六斗五升六合 内	一 境内 字大曾 一 社領松山 一 竹林	無御座候
御除地 高七拾八石五斗四升四合 八所大神社領 此反別九丁四反式拾五步 取米三拾三石四斗八升六合三勺	右之通相違無御座候以上 明治四年未年八月	右村 神主 武内元隆
此訖 一 田萬式拾石七石九升六合 内高若石武斗六升六合 無反別 残 高式拾石五斗三升四合 此反別九丁七反九升式拾五步 取米三拾六石八斗四升式合勺 内 弘化四年未年大地震 字口口 玄米卷石卷斗九升 荒所口下引 字水起 玄米卷石九斗七升六合 同所 口口口玄米三石卷斗六升九合	右之通取調相違無御座候依之村役人印形仕 口口差上候以上	右村 百姓代 孫右衛門 相頭 甚三郎 名主 六左衛門
一 烟萬三拾六石七斗七升四合 此反別四丁式反九升式拾三步	長野御縣 御役所	

史料 2-13

水内郡 高井郡 神社明細帳 上

神祇省江御原稿

神社明細帳

(中略)

高野

信濃國高井郡小菅村鎮坐

八所大神 式外

一 本社 橫六間 神楽殿 橫四間
豎六間半 豎二間半

鳥居 一基

一 祭神 (中略)

一大同元年勅請弘治年中川中島戰爭
之口燒亡其後万治三年口松平達江守
再建旧称八所大權現明治二年改号

一 祭日六月四日

一 社地 境内山林之内

一 勸願所并

口口

勸願口無之

一 社領除地高七石

口現米壹石七升

一 造當 除地口成口

氏子二而仕来口

一 神主 鶴尾政尾

口代九代

一 社中人員 男五人

女二人

一 縣廳迄 十里

末社

國防社

祭神健口名方命

社領除地高五斗武拾七合

二 三

口現米四斗七升六合

(中略)

高野

信濃國高井郡小菅村鎮坐

八所大神外前出/社ト二坐一社ナリ依テ前々台スキ口

一 本社 橫六間 拝殿 橫七間

豎五間

供所 橫二間半 鳥居 五基

豎三間半

一 祭神 (中略)

一 白鳳八年勅請大同元年田村

將軍建立社口明治二年二月

改旧号八所大權現

一 祭日六月四日

一 社地

一 勸願所并

口口

勸願口無之

一 造當 村費

末社

飯縄社

祭神口口口口命

祭日八月數日

八幡社

祭神譽田別命

祭日八月十五日

玉無社

祭神武内宿祢

祭日六月四日

秋葉社

祭神阿遇突知命

祭日六月廿四日

一 神主 武内元隆

元嵯峨御所御祈願所院宝格

大聖院明治二年巳年二月服飾

一 御宣 高井外記

右は斯不動院明治二年巳年服飾

一 御宣 浅葉内記

右は斯愛染院明治二年巳年服飾

一 人員 男五人

十里余

史料 2-14

高井郡 神社明細帳原本 二冊之内下

以書付奉願上候

御治下高井郡小菅社八所大神境内ニ

別紙之酒御御札被持建置候處今般

御縣廳御口歩記候ニ付右御御札墨

入被成下据奉願上候此段御口済被

成下圖候/雖有社合奉存候以上

明治四年未八月

小菅村神主

武内元隆@

名主

六左衛門@

長野黒

御役所

一 於山内殺生致間敷事

一 山林竹林伐採間敷事

一 於境内乱防狼藉致間敷事

右條々可相守者也

午四月

信濃國高井郡小菅村

大聖院口口

伊那縣

中野

御役所

史料 2-15

上 高井郡小菅村

上

高井郡

小菅村

高井郡小菅村

八所大神本社 武内神主
境内八丁四方

同郡同村

八所大神里宮 豚尾口
境内三千九百半坪

高井郡小菅村

新儀真言宗 住職
菩提院 美性
高野山龍光院末
境内二百坪

同郡同村

同家 净蓮院 無住二付 菩提院持
右菩提院末 境内九百坪

右之通り御座候以上

高井郡

一 高四百式拾卷石六斗五升六合 小菅村
此反別五拾四町六反卷歛拾六步

内

高七十八石五斗四升四合 除地
此反別拾八町九反卷歛拾八步半

高外

七石 除地

一 戸数百拾式軒

内

神主 四軒
寺 武ヶ寺
平民 卷百六軒

一 人口四百七拾人

内

神主 拾武人
内 男拾人
女武人
僧 武人
平民 四百五拾六人
内 男式百式拾三人
女式百三拾三人
尼僧修驗多非人
無御座候

一 馬式拾三疋

右之通り御候口相違無御座候

以上

明治四未年三月

右村

百姓代 助右衛門@
組 順久兵衛@
名 主清兵衛@

中野御縣

御役所

史料 2-16

高井郡小菅村 村差出明細書上帳

御普請明細帳上帳 下書

高井郡小菅村

明治四年

村差出明細書上帳

下書

御普請明細帳上帳

未二月

名主

清兵衛

(中略)

一 家数百式拾式軒

式拾三軒 社領百姓

内 四 軒 社 人 家

式 軒 寺 院

一 人数四百六拾六人 馬拾六疋

三百五拾四人 百姓 男百七拾九人

女百七拾五人

内 百 人 社領百姓 男四拾九人

女五拾零人

社 惣 人 拾 巻 人 男九人

女式人

(中略)

一 御高札 巻ヶ所

一 御制札 巻ヶ所

一 帳 房 巻ヶ所

一 御番所 巻ヶ所

是八祭禮之口御奉行様被遊御座候所

一 迹番所 巻ヶ所

(中略)

一 神主 卷 軒 武内大層

一 八所大神本社 卷ヶ所 同人支配

一 拝殿 卷ヶ所 同人

一 御供所 卷ヶ所 支配

一 鳥居 五ヶ所 同人

一 般禮社 卷ヶ所 同人

一 八幡社 卷ヶ所 同人

一 玉重社 卷ヶ所 同人

一 秘業社 卷ヶ所 同人

一 田村社 卷ヶ所 同人

一 神馬殿 卷ヶ所 同人

一 修口殿 卷ヶ所 同人

一 左右神門 卷ヶ所 同人

御高辻内 同人

一 社領高七十八石五斗四升四合 同人

御高外 同人 支配

一 高六石九斗 同人 支配

一 社地八丁四方 同人 支配

神祇官付属

一 神主 卷 軒 豚尾口 同人 支配

一 座神八所大神 墓宮 卷ヶ所 同人 支配

一 神楽殿 卷ヶ所 同人 支配

一 鳥居 卷ヶ所 同人 支配

一御所	壱ヶ所	同人支配	住職文政三長年八月二日菩提院轉住香衣壹也 免許明治元年隱居法號七拾貳年 以上僧賦人
祭礼口口御輿口所			
御高外			
一社領除地高七石		同人支配	一境内 反別四款貳拾步 此高五十六丈
一社地三千九百坪	壱ヶ所	同人支配	但シ 元社領除地之内 上知 年貴地
一寺	壱ヶ所	真言宗善提院	
一境内二百坪	壱ヶ所	同人支配	檀家 七拾軒
		支配人	
一國防大神	壱ヶ所	之右衛門	小本寺 同國同郡同村
一社地町四方		同人支配	一菩提院末 淨蓮院
御高外			元本寺大聖院中興始祖惠秀ヨリ分流當寺創立年號干支不 分明第五世宗音ヨリ以後無住元本寺復飾二付菩提院末當
一御除地高五斗式升七合		同人支配	住無之本寺菩提院住性務
一十王堂	壱ヶ所	村支配	一境内 反別壹反貳拾四步 此高壹石四斗五升六合
一行屋	壱ヶ所	同所	但シ 元社領除地之内 上知 年貴地
一名主組頃百姓代勤方之儀前ヨリ年番二			
御座候			
右之書面之通相違無御座候以上			
明治四年未年			
二月			
右村			之
百姓代 助右衛門			檀家 無御座候
組頭 久兵衛			
名主 清兵衛			
中野郡縣			統計
御役所			寺院 壴ヶ寺
			内 壴ヶ寺 有權 有住
			裴ヶ寺 無權 無住
			僧 壴人
			境内 反別合壹反六武貳拾四步 此高壹石壹升六合
			但シ 元社領除地之内 上知 年貴地
			檀家 七拾軒

史料 2-17

寺院本末一派明細帳 高井郡

自三拾八區至五拾一區
寺院本末一派明細帳
高井郡

新義眞言宗
本山 長野縣管轄信濃國高井郡小菅村
和歌山縣管轄紀伊國高野山 小菅村
龍光院末 小本寺 菩提院
大同元戌年古義眞言開祖祖師弘法大師
天承元亥年新義眞言開宗興教大師
元本寺大聖院中興始祖惠秀開山 延長十已年當寺創立
文化十一年十一月六日第六世孝寬秀壹也寺格免許元本
寺大聖院復飾二付當時高野山龍光院末
高井 第八世住職
長野縣管轄同國同郡同村農山岸三右衛門弟
英性
嘉永元年三月廿八日同郡同村大聖院ニテ
壬申三拾三歲
得度 法源貳拾五年
得度以後文久元酉年ヨリ同三亥年迄三ヶ年奈良縣管轄大
和豐山小池坊ニテ学修元治元子年十一月東京本所彌
勒寺地中法樹院住職弘勤寺役兼務香衣淺青貳也免許明
治元年十一月菩提院轉住

長野縣管轄同國水内郡新町村盡清水電兵衛叔父 第七世應居
享和元年三月十五日同郡管轄同村赤田村專祠寺二
於得度文化六年三月同寺未同郡都有旅村照泉寺

史料 2-18

寺院庵却届 高井郡

乍恐以書付奉願上候
第五拾壹卷
高井郡 小菅村
堂引請願人 義
一大日堂 但シ 間口三間 金井友助
析行三間 仏像之義ハ菩提院江引取可申候
堂引請願人 義
一大日堂 但シ 間口三間 倉科嘉平治
析行三間 仏像之義ハ菩提院江引取可申候
今般御布告二付無權無住之寺院庵堂ニ至迄口而
御葬上坡 仰出御知事委候但し佛像之義ハ菩提
院江引取可申候右堂之儀者村方ニ而遣當
仕来口申候ニ付早々引拂可申始右之者共引受居宅二
重度奉願上候何卒前願願之通御融濟被成下置
候以體有仕合ニ奉願願以上
願人 倉科 嘉平治

同斯 金井 友助 ㊞
 右村佛像引受人
 菩提院住職 山岸 英性 ㊞
 百姓代 真崎幸右衛門 ㊞
 戸長山岸三右衛門 ㊞

明治六西年四月
 長野縣權參事権崎寅直殿
 乍恐以書付奉願上候
 第五拾卷區
 高井郡小曾村
 新義真言宗
 菩提院末
 一本堂 但シ開口九間
 浄蓮院
 枢行八間
 但シ寺社之義ハ無税地ニ御座候ニ付御拂下口奉
 願口御座候無住
 右者今般名宗無種無住之寺院御廢止被
 仰出候ニ付今般淨蓮院佛像之義者本寺菩提院江引被
 諸堂本寺之義先村方小学校所ニ奉願上度候格別之
 御懇意ヲ以御採用被成度候ハ雖有奉願扶
 為恐以書付奉願上候以上
 右村佛像引受人
 菩提院住職 山岸 英性 ㊞
 百姓代 真崎幸右衛門 ㊞
 副長 加藤義左衛門 ㊞
 戸長山岸三右衛門 ㊞

明治六西年五月七日
 長野縣權參事権崎寅直殿
 先般堂庵廢止被仰口候ニ付區内被請當四月中御口口口

史料 2-19 神社由緒書出續

明治八年
 神社由緒書出續
 教部省へ
 上中外 神社掛

(中略)

長野縣管轄第二十一區信濃國高井郡
 小曾村鎮坐
 字小曾山
 一小曾社八所大神
 祭神
 伊弉冉尊
 口々冉命
 菊理豐命
 大己貴命
 大國魂命
 口力雄命
 腹國押武金日命
 黑佐之男命

由緒

當社之創卜從前八所大權現ト奉仰處御一新ニ付
 八所大神ト奉改佈號
 右八坐廣面押武金日命以上七神ハ天武天皇御代白
 麻八年鎮坐由須佐ノ男命鎮坐ノ儀者草創年不

詳說得共前領七神勸請以前ヨリ地主大神ト赤シ來候
 右ハ土地名實ノ延現今確口存有之和名口所載ノ
 神戸ノ故郷小曾村南十丁ノ神戸村アリ是往古神領ナリ
 口小見村ニ須佐之男命ノ御腰掛石アリ小曾本社境内ニ
 七木八石云云往古ヨリ唱アリ七木ハ巧チ或ハ焼残り形少シ
 ク今アリハ石現在縁由之蘊古今傳ニ有之矣

平城天皇御口奥羽逆徒逃治ノ御願トシテ大同元年
 田村將軍等再建ニ御坐候

延久八年源賴朝公御寄付
 但シ永祿四年九月當國川中島合戰之最大阪院始メ山衆
 徒トモ不殊甲州武田ノ軍兵ノ為メ被燒拂其節御寺記寺殘失
 尤モ八所大神本社ノミ相残只今現仕在后延享二丑年六月
 二十三日夜露火ニ而大聖院燒失旧記口荒堵燒失仕候

平城天皇越後天皇御願所ニ御坐候口天皇本社相殿ニ勸請仕
 依之前ヨリ故社舊殿大型院儀ハ御所御祈願所ニ被成獻候
 右由堵二付

御一付復請仕明治二年二月上京寺御所江御屋
 申上候處以来口ニ御祈願所ニ被成獻候ニ付御所ヨリ

伊部縣御役所江御口顛頂載仕右御役所江差上候
 繩岐御所ヨリ御口釐ノ写
 信州高井郡小曾村

元大聖院改

神主

武内大膳

一 先来年當 御所御祈願所ニ被申付候處今般
 遣奉朝命神主ニ相口候得共右神社之儀者往古ヨリ

厚御由緒モ有之旁々在来之通御祈願之儀被申

付置度候多同人ヨリ其御跡江頭出候ハ宣シク

御借拂之程願上候以上

繩岐御所

明治二巳年二月 渡辺越前
 角倉要人

伊那縣

御役所

信州高井郡小曾村
 奉仕之事

右席

國家祈禱祭祀肝要候縫神道人道致研究專以
 御國政之奉事仕候僅無忽可心得者也

明治二巳年三月 神祇官

右之通應而奉拝口御請申上候以上

右社神主

武内大膳

元隆 ㊞

本社舊神官家系 但シ元別當新義真言宗大聖院

慶長度中興元祖神袋ヨリ十一代元隆ニ至リ明治元

年復廟同ニ上京神主ト轉シ同六年五月五日

民籍編入同日祠堂拜命老年ニ付同八年二月廿四日

詳職同日廣助社掌拜命經テ十二代ナリ

里社舊神官家系

中口元祖鷲尾山城元重寛永廿年癸未八月

京都從吉田殿御許次頂戴仕右山城ヨリ當政雄

迄職テ九代明治六年五月五日民籍編入仕候

勸請 天武天皇白鳳八年

祭日 每年六月 四日 但し旧暦

九月十九日

定祭前日支配役所ヨリ願役名足輕六名出役

祭事中取締トシテ出役之御一新以來明治

三午年ヨリ止ム今ニ祭當日ハ八彦子七ヶ村吏
正服ニテ神拝入祭日前日後六日遅近ヨリ
諸葛人集マリ市場ニ仕来候

社殿建坪

本社	間口六間
	奥行五間
拜殿	間口七間
	奥行六間
御饌殿	間口二間三尺
	奥行三間三尺
里社	間口四間
	奥行六間三尺
神楽殿	間口四間
	奥行二間三尺
行社	間口二間
	奥社三間
一ノ鳥居	高サ二丈七尺二寸 但シ本社迄三十丁
	開キ一丈九尺一寸
二ノ鳥居	高サ一丈五尺三寸 但シ本社迄十五丁三十間
	開キ一丈三尺
三ノ鳥居	高サ一丈一尺五寸 但シ本社迄四丁
	開キ一丈九尺一寸
里社前鳥居	高サ二丈七尺二寸
	開キ九尺六寸

一本社境内 凡八丁四方

右八丁四方之内本社現境内凡二丁四方社參道鋪
居戸上從前下馬ヨリ本社迄十六丁巾凡七間有之由
明治四年未年九月上社上知御喫食之節由緒書ヲ
以テ申立て候處現今境内之儀同之上追テ御沙

汰可有之口口被申渡今以現境内不相

定候事

村高辻之内

一 旧社領高七拾八石五斗四升四合 朱印地 此貢米 三拾壹石合

斗四合

慶長八年徳川家康公ヨリ社領ニ被下候事
但シ社領百姓廿三戸

屋子

小菅村 神戸村 小見村 間沢村

針田村 笠沢村 前坂村

以上 七ヶ村往古ヨリ今ニ至リ鳥獸不食候

一 里社旧境内凡七丁四歩

現境内裏反六枚五歩

村高外

一 里社旧社領高七石 朱印地 此貢米 七石五斗

慶長八年徳川家康公ヨリ社領ニ被下候事

長野縣廳迄距離拾石里拾七丁

以上

明治八年五月廿八日

小菅村用攝

加藤儀左衛門◎

副戸長

村 越 茂 助

同

笠岡彌 慎治◎

社 掌

武 内 廣 助 ◎

長野縣參事議寄寛直殿

第二拾壹大區三小區
高井郡小菅村

氏神小管八所大神

旧祭日 六月 四日

九月十九日

改

祭日 八月 四日

十月十九日

本社旧社領高七拾八石五斗四升四合

此貢 米三拾壹石合四合

里社旧社領高七石

此貢 米三拾壹石合四合

小菅神社旧氏子

小菅村 戸數百十一軒 神戸村 戸數五十七軒 小見村

戸數三十六軒

間沢村 戸數五十九軒 針田村 戸數二十四軒 笠沢村

戸數十二軒

前坂村 戸數七十軒

合七ヶ村 戸數合三百六拾九軒

右者旧氏子ニ御座候處去ル明治四年未年戸籍取調之節各村社ヲ

以テ

氏神ニ書上仕候故當今小菅村戸數百拾戸八所大神ノ氏子ト

書上

仕候以上

明治八年十月十日

村用攝 加藤儀左衛門◎

社 掌 武 内 廣 助 ◎

代印

長野縣神社取調監御中

別紙

史料 2-20

上 上知取調帳 第二十一

高井郡小菅村

上知取調帳

第式拾壹大區三小區

高井郡

小菅村

信濃國高井郡

小菅村

一 反別拾壹町五反四畝拾春步

内

反別式武町九反七畝武拾四步

反別壹反四畝拾春步半

高七拾八石五斗四升四合

此貢米三拾三石四斗八升六合

此貢

田反別式四反五畝拾春步

内反別五反五畝武拾七步

高式拾壹石七斗九升九合

畑反別六町一合反武拾武步

高三拾六石七斗四升五合

畑反別三町九反一合武拾五步

内反別六反三畝拾五步

高式拾石

右之通取納我处相違無御座候以上

明治七年六月

御高外 八所大神里宮社領 四百式拾九番 字鳥居大門 一田反別六戸武拾歩 此高六斗 地代金七円也	此私下願中 鷺尾政雄	六百五拾武番 字内山 一大糞烟反別武拾四步 地代金五拾錢也	倉科口太
御高外 八所大神里宮領 二百八拾八番 字そりめ 一畠反別九反卷歎歩 此高五石四斗六升八合 地代金拾參円六拾七錢	同人	八所大神本社境外 字内山 一山林反別六拾四町歩 地代金六拾四円也	武内元隆 此私下願中
御高外 國防明神社領 千六百八番 字大曾 一田邊成反別卷歎拾式歩 此高卷斗式升六合 地代金式拾五錢也	山岸三右衛門 此私下願中	同所 松山 字大曾 一山林反別六町歩 地代金拾式門式拾五錢也 同 断	音提院
御高外 國防明神社領 千六百九番 同 所 一畠反別六戸武 此高五石四斗卷合 地代金卷円	同人	八所大神里宮境外 字北大門 一山林反別卷町巻反五戸武拾五歩 地代金拾円也	鷺尾政雄 同 断
御高外 八所大神里宮社領 千六百九番 同 所 一畠反別六戸武 此高五石四斗卷合 地代金卷円	此私下願中	同所 松山 字南山 一山林口反六敷歩 地代金三円也	山岸三右衛門 同 断
御高外 八所大神里宮社領 千六百九番 字大久保 一畠反別四反六戸武拾歩 此高九斗三升三合 地代金四円六拾式錢	村持 此私下願中	右之通ニ御座候以上 右村 村用振 明治八年三月 加藤儀左衛門	
六百六拾九番 字内山 一大糞烟反別七反卷歎拾五歩 地代金拾円也	武内元隆	史料 2-21 社寺上地書上第二十一區三小區 高井郡小菅村	
六百七拾番 字内山 一大糞烟反別七反歩 地代金四円六拾五錢也	此私下願中 武内元隆	第二十一區三小區 高井郡 小菅村 社寺上知書上 第二十一區三小區 高井郡小菅村	
六百六拾八番 字供養塚 一大糞烟反別五反歩 地代金三円六拾六錢也	同人 同 断	八所大神上知 一大糞烟反別武町四反七戸武拾五歩 賣米四斗九升八合 地代金式拾五円廿五錢也 内 六百六拾九番 字内山 大糞烟反別七反卷歎拾五歩 此賣米卷斗四升三合 此地代金拾円也	職人 武内元隆
六百六拾七番 同 断 一大糞烟反別五反六敷歩 地代金七円也	同人 同 断	六百六拾七番 字内山 大糞烟反別七反歩 此賣米卷斗四升三合 此地代金四円六拾五錢也 六百六拾七番 字供養塚 大糞烟反別五反六敷歩 此賣米卷斗升式合 此地代金七円也 六百六拾八番 字同所 大糞烟反別五反歩 此賣米卷斗	
五百七拾番 字瀧池 一大糞烟反別卷反三戸九歩 地代金卷円七拾五錢也	音提院 此私下願中	六百六拾七番 字内山 大糞烟反別五反六敷歩 此賣米卷斗升式合 此地代金七円也 六百六拾八番 字同所 大糞烟反別五反歩 此賣米卷斗	
七百式拾八番 字池田 一大糞屋敷反別式戸式拾歩 地代金卷円五拾五錢也	金井久口 此私下願中	六百六拾七番 字内山 大糞烟反別五反六敷歩 此賣米卷斗升式合 此地代金三円六拾六錢也	

史料 2-23

高井郡 神社取調帳

高井郡
神社取調帳
社寺掛

(中略)

北第二十一区三小区高野村
高井郡 旧小菅村

郷社

一八所大神
氏子戸數百七戸
本社李小菅鎮座
境内官有地
反別六町豊反八畝六歩
里社北大門鎮座
境内官有地
反別豐反六畝五歩
字小菅山鎮座
郷社
飯綱社
境内官有地
反別豊反三畝八歩
字小菅山鎮座
郷社
八幡社
境内官有地
反別三畝拾歩
字南山鎮座
郷社
諏訪社
境内官有地
反別貳畝拾五歩

右之通相達無之候此印上候以上
明治十年五月

代議人 山岸傳右衛門@
用掛 吉原治郎右衛門@
副戸長 笠岡彌 治@
祠 崇武 内廣助@

長野縣權令植物實業段

史料 2-24

下高井郡神社明細帳 長野県

下高井郡神社明細帳
長野県

(中略)

長野縣管下信濃國下高井郡高野村宇 奥社 内山
里社 北大門
郷社
一祭神 素口造尊 健御名方命
伊弉諾尊 宇加魂命

遷々杵尊 舞田別命
大日貴命 天照大御神
大國魂命 大山祇命
手力雄命 日本武尊
菟理媛命 濑織津姫尊
廣國押武日尊 綾津主命
合殿 平城天皇
嵯峨天皇

一由緒

祭神八座/内素口鳴尊勅請/年月不詳古
来地主神ト稱石口碑ニ傳ル嵯峨上古比神
小路山奥社/地ヲ距ル三十町南西二休息シ今腰掛石存
奥社/地ヲ見立應神ノ討平テ鎮座シ給フ
ト云今敷掛口存外七神・白鳥・八年勅請ニテ小管
山八所権現ト稱寺院ヲ建テ別置奉仕ス
大同以後實言宗ノ奉事仕又僧空海參詣ノ時護摩執行等
ノ古跡存スト云里社八犬元年創
立ノ旨又桓武天皇ノ御宇東夷謀叛ノ時
勅使ヲシテ逆徒追治ノ御祈念アリ大同元
年坂上田村廢 朝命ヲ奉シ奥社再建 勅
願所ト成リ嵯峨天皇ノ御宇亦 勅願町ト
成ル其後平城嵯峨二天王ヲ合殿ニ勅請ノ旨
里社八犬元年九月兵火ニ焼失其後
年月不詳上杉氏再建万治三年旧坂山城主
松平遠江守忠樹再建八日管神戸前坂世
次計田間闇小見七ヶ村ノ産土神ノ如維新
後旧小菅村ノ産土神トス然レ氏旧例ニ依
リ七ヶ村人民祭典ニ從事スト云建久以来
社領若干ヲ有シ慶長十一年以来更二除地
七十八石余所有ノ處維新ノ際上如ス大同
以降備四四十八神職四戸修驗四戸神樂掛
四戸奉仕ノ處永禄四年罹災ノ後断絶入別
當大聖院ノ天正年間中興其後奉仕ノ處明
治元年復饗同二年二月神祇官ヨリ更ニ当
社奉仕ノ道ヲ受又同年三月嵯峨御所ヨリ
從前ノ通祈願所タルヘキノ達アリ神官警
尾口寛永二十年以後相繼ノ處維新ノ麻勝
慶明治二年二月旧伊那郡ヘ願當社号ニ改
同六年四月本縣第五十一區ノ郷社ニ列ス

一社殿間數

奥社本社	間口六間
	奥行五間
神懸殿	間口三間三尺
	奥行二間三尺
御輿殿	方三間
御旅所	間口二間
	奥行三間
鳥居	高四間三尺二寸
	間三間一尺一寸
同	高二間三尺三寸
	間一間五寸
同	高一間五尺五寸
	間一間三尺三寸
同	高一間一尺五寸
	間一間二寸
里社本社	間口四間
	奥行六間三尺
拝殿	間口四間
	奥行二間三尺
鳥居	高二間五尺
	間二間一尺

一 境内坪數並地種

奥社	彦八千五百四拾六坪	宮有地第一種	一 小菅神社々領之儀ハ古ヨリ旧小菅村旧神戸村旧前坂村旧坂沢村旧田村旧閑沢村明治九年高野村ト改ム其外封土アリシニ建久八年源賴朝改メテ永七百貢文被附此據
里宮	四百八拾五坪	同上	永百三十貢文 小菅村ヨリ 別當大聖院分
外			同貳拾十五貢文 北澤村ヨリ後坂沢村とす 同院分
祭式場九百四拾三坪	當村字蓮池		同八十貢文 針田村ヨリ 御額料
地價金六拾九錢			同八十六貢文 前坂村ヨリ 祈禱料
一里社境内神社三社			同百貳拾貢文 神戸村ヨリ 修復料
秋葉社			同百十貢文 閑沢村ヨリ 祭典料
祭神 軒遇灾智命			内永十五貢文 大倉崎村ヨリ
從前字大善ニ鑑座/處明治五年當境			同百四十九貢文 小見村ヨリ 乘徒料
内二移入			内永貳十貢文 小沼村ヨリ 祭典料
社殿 方四尺			以上
玉壇社			右御附二相成繁榮タリシニ永祿四年九月兵燹ニ罹リ貳十 餘年亡所ノ妻ニ立至リシニ天正年慶僧神袋大聖院住職シ追 々再興百姓立拂火跡ニ永祿四年迄八字大普字鳥居大門 木ニ農家有之住居一村
祭神 武内宿祢			落シナ故ニ二ニ字坊名ヲ以テ呼フ
由緒 不詳			一慶長一年會徳川氏政權ヲ執ルニ当ル由緒上申セシニ左之 通被附
社殿 方一間			一本社々領高七八石五斗四升四合
田村社			此社領百姓貳十三戸
祭神 板上田村唐			右社領百姓貳十三戸々籍薄明治四年上知迄武内元隆へ納來 ル
由緒 不詳			一本社境内八丁四方
社殿 方一間			一里社々領高七石
一子戸數百九戸			一同社境内戸丁四方
一普吉應迄ノ距離	奥社ヨリ十一里十八町余		右本社里社ハ明治八年二今ノ境内坪敷ニ改メラル
以上	里社ヨリ十一里余		以上
			古来ヨリ境内に制札及ヒ下馬アリ

史料 2-25

信濃國下高井郡神社明細帳

(中略)

國家祈神祭記肝要機械神道人道致研究專以テ國政之處奉仕候無怠可心得者也	
明治二巳年二月	神祇官
右之通譲而奉拝口御請申上候以上	
右社神主	武内大膳
	元隆
其筋嵯峨御所ヘモ御届ノ口添簡御渡シ付伊那郡御役所ヘ	
差上ル	
其寫	
信州高井郡小菅山	元大聖院改
	神主武内大膳
一先來年當御所御祈願所ニ被申付候處今般遣奉 胡命神主ニ	
相轉シ得共右神社之儀ハ往古ヨリ厚ク御由緒モ有之旁々	
在來ノ通譲祈願之儀被申付置候條同人ヨリ其御筋へ願出	
候ハ口宣ク御借擇之程願上候以上	
嵯峨御所	
明治二巳年二月	渡辺越前
	角倉要人
伊那縣	
御役所	
一小菅社内大年度ヨリ兩部習合シ四十八坊七堂御靈神龕四	
戸修驗四戸神樂掛四戸水有莊屋結構ヲナシタリシニ永祿四	
年九月川中場合戰之節甲兵火叉放古記及ヒ珍宝書籍木拂	
失敗散セラル只残レルハ小菅八所大神本社ノミ本社大同元	
年田村將軍ノ再建ニシテ明治十二年ニ至リ其ノ存在ス里社	
ハ上杉氏再建又万治三年斎山城主松平遠江守樹再建今ノ里	
社是ナリ	

(因制札、下馬)

右明治四年
 一祭典之儀永祿年度迄ハケ度正三五六八九十一十二大祭其外小祭數度有之ミニ全年ノ兵燹後南竜池北竜池蓮池ホニ横ヲ架ケ兒舞神樂有今壇池ヲフテ神樂橋ト稱シ南竜池ハ追々田畠二開闢シ少シ古キ名ヲ知リ其跡ヲシルノミ古典埋滅シ只今七月十五日十月十九日旧六月四日九月十九日明治六年二改ム兩度ノミ尤モ七月十五日往古ヨリノ遺典ニシテ明治三年八改支派役所ヨリ御奉行ト唱ヒ奇名別ニ足輕六名出張祭典中取職相或ル且祭日前六日後六日馬市ト唱シロ社千餘頭ノ来リ或ニ遠近ヨリ諸商人入来リ群衆最モロコス日本氏子継代トシテ各村ヨリ老名ツ、出頭ス但シ姓子曰小菅村旧神戸村旧前坂村旧坂沢村旧田村旧閑沢村明治九年高野村ト改ム小見村明治九年確高野村ト改ム全ク七ヶ村各司ルノノ祭具ヲ調達シ夫人ヲ譲シ七月十一ヨリ十四日迄祭場ヲ裝束ス明治四年各村戸籍取調上申ニ至リ旧小菅村除ク外六ヶ村各村社ヲ以テ氏神ト記載スルトイヘ口ノ祭典仕入ハ從前之通ニヲ執行ス古來ヨリ祭典場地内ニ制札アリ当村鎮守祭礼日中市所々ヨリ參詣ノモノ有之商人共大勢立入候積ニ付取締等念入不法狼藉ハ勿論山林竹木振ニ伐採野火ヲ放シ且發生堅致間敷事

但シ平日トモ同様可心得事

一 小菅社内ニ浅茅野アリ古ヨリ境内ニ建ル石碑有神本人跡跡淺茅野尔之神小菅権口隱離故吾不口七木八石其外珍木奇石且ハ甘露池及ヒ名所古跡或ハ諸家ノ歌跡アレド頃ワシク今群ニ登記セス
 一御社号之儀ハ小菅山八所大權現ト稱シ來ル口御新際小菅社八所大神ト改稱セラル明治二巳年二月中伊那縣ニ於テ社口ノ儀小菅社八所大神ト御指令ニ相成候事
 一明治六年六月郷社二列セラル

— 本社旧神守ハ天正年度中興祖神袋別当真義真言宗大型院ヨリ十一代元隆ニイタリ明治元年復飾武内大膳元隆ノ口同二年上京神主二轉シ同六年五月五日民籍二編入候同日同掌持命同八年三月辞職同日武内廣助祠掌持命總十二代	同 蒲原 善右衛門㊞
— 里社旧神官寛永二十年八月賢馬山城元重京都吉田殿ヨリ御許状拝受右山城ヨリ当正直迄給テ九代明治六年五月五日民籍ニ編入ス	下井郡高野村 大角 正㊞ 郷社八所大神同宮 武内 廣助 右村戸長 吉原治良右衛門㊞
本社建物	長野縣令大野誠殿
— 本社 間口六間 奥行五間	社号御口可指令写（中略）
— 御輿殿 間口三間 奥行三間	
— 神櫛殿 間口三間三尺 奥行二間三尺	
— 御旅所 間口二間 奥行三間	
— 一ノ鳥居 高ニ丈七尺二寸 開高丈九尺一寸	
— 二ノ鳥居 高高丈五尺三寸 開高丈三尺	
— 三ノ鳥居 高八尺四寸 開高六尺五寸	
— 四ノ鳥居 高高丈七尺五寸 開高九尺三寸	
— 五ノ鳥居 高七尺五寸 開高六尺二寸	
— 本社境内 表方八千五百四十六坪 宮有地第壹種 九百四十三坪	
— 祭式場 地價金六十九銭	
里宮建物	
— 社殿 間口四間 奥行六間三尺	
— 拝殿 間口四間 奥行二間三尺	
— 鳥居 高ニ間五尺 間二間一尺	
— 同社境内 四百八十五坪 宮有地第一種	
— 境内神社三社	
秋葉社 祭神 刹遇突智命 由緒 劍立不詳從前當村字大音ニ勤謹有之候口明治四年社寺掛御口口之節御説論ニヨリ本社境内へ遷社入	
建物 間口四尺 奥行四尺	
玉垂社 祭神 武内宿赤 由緒 劍立不詳 社殿 間口六尺 奥行六尺	
田村社 祭神 板上田村靈 由緒 劍立不詳 社殿 間口六尺 奥行六尺	
— 氏子百九戸	
— 長野縣迄本社ヨリ拾寄里十八丁十六間五尺里社ヨリ拾寄里拾六間五尺右取綱之通相違無之候也	

明治十四年九月廿六日

氏子總代
足立 沖右衛門㊞

図版一覧

凡例 アルファベットは作図協力者を示す。

TT 土本俊和 HS 梅干野成央 OS 岡本茂 YT 山口智子 UK 雄鶴康平 HY 早川慶春 ST 新川竜悠 NT 西山哲雄
TH 渋沢秀人 TN 土屋直人 FS 藤ヶ谷さやこ SK 芝景子 SH 島崎広史 FH 古川清之 MS 松田真一 TA 寺田善
YS 山城佐和子

図面

図1 小菅全図：実測地物の分布図（s:1/6000）作図HS

図2 馬頭鏡音堂記測図 舞帳【古川晴之作図】

図3 馬頭鏡音堂平面図 舞帳【山口智子作図】

図4 馬頭鏡音堂断面図 舞帳【土本俊和作図】

図5 小菅全図：実測を行った民家の分布図（s:1/6000）作図HS

図6 真嶋ふじ子家住宅平面図（s:1/150）実測NT作図YT FH

図7 真嶋ふじ子家住宅断面図（s:1/150）実測TH作図UK FH

図8 萩原良典家住宅配置図（s:1/700）実測OS作図YT FH

図9 萩原良典家住宅平面図（s:1/150）実測YT作図YT FH

図10 萩原良典家住宅断面図（s:1/150）実測HS SH作図HY FH

図11 葦尾宇内家住宅平面図（s:1/150）実測YT作図YT FH

図12 葦尾宇内家住宅配置図（s:1/700）実測OS作図YT FH

図13 葦尾宇内家住宅断面図（s:1/150）実測HS OS作図UK FH

図14 真嶋一徳家住宅配置図（s:1/700）実測TA作図YT OS

図15 真嶋一徳家住宅平面図（s:1/150）実測YT作図YT OS

図16 真嶋一徳家住宅断面図（s:1/150）実測TH HS作図UK OS

図17 丸山幸次家住宅配置図（s:1/700）実測HS作図YT MS

図18 丸山幸次家住宅断面図（s:1/150）実測OS作図UK MS

図19 丸山幸次家住宅平面図（s:1/150）実測YT作図YT MS

図20 吉原信家住宅平面図（s:1/150）実測YT TA作図YT OS

図21 吉原信家住宅配置図（s:1/700）実測OS作図YT OS

図22 吉原信家住宅断面図（s:1/150）実測HS SH作図UK OS

図23 小林清和家住宅平面図（s:1/150）実測YT作図YT MS

図24 小林清和家住宅断面図（s:1/150）実測OS作図UK MS

図25 小林清和家住宅配置図（s:1/700）実測HS作図YT MS

図26 市村文昌家住宅平面図（s:1/150）実測YT作図YT FH

図27 市村文昌家住宅配置図（s:1/700）実測TA YS作図YT FH

図28 市村文昌家住宅断面図（s:1/150）実測HS作図YT MS

図29 市村まち家住宅断面図（s:1/150）実測UK作図UK MS

図30 市村まち家住宅平面図（s:1/150）実測YT作図YT MS

図31 吉原正則家住宅配置図（s:1/700）実測SK作図YT MS

図32 吉原正則家住宅平面図（s:1/150）実測YT作図YT MS

図33 吉原正則家住宅断面図（s:1/150）実測HS OS作図UK MS

図34 小林收高家住宅配置図（s:1/700）実測TA作図YT MS

図35 小林收高家住宅平面図（s:1/150）実測YT作図YT MS

図36 小林收高家住宅断面図（s:1/150）実測HS OS作図HY MS

図37 中島一家住宅配置図（s:1/700）実測OS作図YT OS

図38 中島一家住宅平面図（s:1/150）実測YT作図YT OS

図39 中島一家住宅断面図（s:1/150）実測HS OS SH作図UK OS

図40 真島昭一家住宅車庫断面図（s:1/150）実測UK作図UK

図41 真島昭一家住宅車庫平面図（s:1/150）実測HY作図UK

図42 康源喜作家住宅物置小屋平面図（s:1/150）実測NT作図UK

図43 康源喜作家住宅物置小屋断面図（s:1/150）実測TH作図UK

図44 内藤ふみの家住宅物置小屋断面図（s:1/150）実測HY作図UK

図45 内藤ふみの家住宅物置小屋平面図（s:1/150）実測ST作図UK

図46 渋沢昇家住宅物置小屋断面図（s:1/150）実測UK作図UK

図47 渋沢昇家住宅物置小屋平面図（s:1/150）実測HY作図UK

図48 ミセ空間を持つ参道沿いの民家（s:1/300）作図HS

図49 小菅全図：実測を行った社寺の分布図（s:1/6000）作図HS

図50 仁王門・平・斬面図（s:1/150）（平面）実測NT作図HS（断面）実測YH作図HS

図51 仁王門 配置図（s:1/700）実測YT作図HS

図52 里宮本殿 斬面図（s:1/150）実測TH HS作図HS OS

図53 里宮本殿 平面図（s:1/150）実測YT作図HS

図54 里宮殿 平面図（s:1/50）実測ST FH作図OS

図55 神廟殿 平・斬面図（s:1/150）実測HS作図HS

図56 神開殿 平・斬面図（s:1/150）（平面）実測HS作図HS（断面）実測UK HY

図57 八幡宮跡地（s:1/150）実測HS 作図MS

図58 里宮・祭事場付近の配図図（s:1/700）実測TT SK OS作図HS OS

図59 御旗所 平・斬面図（s:1/150）（平面）実測YT作図HS（断面）実測HS作図HS

図60 聖堂 平面図（s:1/150）実測YT作図HS

図61 聖堂 斬面図（s:1/150）実測HS OS作図OS

図62 大燈籠の建設工程 実測 土本研究室一同 作図HY

図63 築・繕旗の立配図（s:1/200）実測 土本研究室一同 作図HS

図64 老石の配置図（s:1/2500）実測 土本研究室一同 作図HS

図65 飛ざやの发掘構造【貴堂周辺地区 C 地点】（s:1/80）実測・作図 長崎市教育委員会 リライト MS

図66 大庭院跡地 配置図（s:1/700）実測 信州大学農学部 OS 作図OS

図67 譲摩堂 平面図（s:1/150）実測YT作図HS

図68 譲摩堂 斬面図（s:1/150）実測HS OS作図OS

図69 オカリヤの 平面図と断面図（s:1/150）（平面）実測NT作図（断面）HS 実測NT STA 作図HS

図70 オカリヤ・奥社本殿付近の配図図（s:1/700）実測OS 作図OS

- 図 71 奥社本殿 平面図 (s:1/150) 実測 SH 作図 HS
- 図 72 奥社本殿 断面図 (s:1/150) 実測 HS OS YT UK HY 作図 OS
- 図 73 奥社宮殿 平面図 (s:1/50) 左:中央宮殿 右:左右宮殿 (中央)
実測 HS 作図 OS (左右) 実測 TH 作図 OS
- 図 74 愛染宮 平面図 (s:1/50) 実測 HS 作図 HS
- 図 75 善導院配置図 (s:1/700) 実測 OS FH 作図 OS
- 図 76 善導院雄松 平・断面図 (s:1/150) 実測 YT 作図 HS
- 図 77 善導院本堂と庫裏の平面図 (s:1/150) 実測 HS PS 作図 HS YT OS
- 図 78 善導院本堂 新面図 (s:1/150) 実測 HS OS 作図 HS OS
- 図 79 善導院般若堂 平面図 (s:1/150) 実測 HS YT 作図 HS
- 図 80 善導院般若堂 新面図 (s:1/150) 実測 TT 作図 OS
- 図 81 本地堂跡地 (s:1/150) 実測・作図 岐阜市教育委員会 リライ
ト MS
- 図 82 石垣隣室全図 (s:1/5000) 作図 OS
- 図 83 パンパ石垣立面図 (s:1/60) 作図 OS
- 図 84 里宮参道西の石垣立面図 (s:1/60) 作図 OS
- 図 85 発掘石垣立面図 (s:1/60) 実測・作図 岐阜市教育委員会 リラ
イト OS
- 図 86 小菅発掘遺構の分布 (s:1/3000) 作図 HS
- 図 87 小菅寺建築における管理主体のうつりかわり (神仏分離令を
契機として) 作図 HS
- 写真 24 内堀ふみの家住宅物置小屋 撮影 ST
- 写真 25 達沢界家住宅物置小屋 撮影 HY
- 写真 26 仁王門 全景 撮影 OS
- 写真 27 仁王像 撮影 HS
- 写真 28 昭和初期の仁王門 岐阜市教育委員会埋蔵文化センター所蔵
- 写真 29 里宮本殿 全景 撮影 HS
- 写真 30 里宮本殿 内陣 撮影 HS
- 写真 31 里宮境内にたつ神高殿と神御殿 撮影 HS
- 写真 32 御旅所 全景 撮影 HS
- 写真 33 粗朧をはった御旅所 撮影 HS
- 写真 34 桂松紫雲神事直前の風景 撮影 HS
- 写真 35 大壇體の桂松都と苔石 撮影 HS
- 写真 36 屋の大正櫻 撮影 HS
- 写真 37 夜の大正櫻 撮影 HS
- 写真 38 仁王門前の桜 撮影 HS
- 写真 39 発掘調査にて検出された石碑 撮影 HS
- 写真 40 大塔の苔石 撮影 TN
- 写真 41 祭礼の禮堂 撮影 HS
- 写真 42 雪の中のオカリヤ 撮影 OS
- 写真 43 奥社本殿 全景 撮影 HS
- 写真 44 奥社の雪囲い 撮影 YT
- 写真 45 奥社宮殿三基 撮影 HS
- 写真 46 蒲原良典氏造 奥社宮殿の屋根板 撮影 HS 実測 OS 作図 OS
- 写真 47 愛染宮と愛染岩 撮影 HS
- 写真 48 善導院 全景 撮影 HS
- 写真 49 善導院佛堂 全景 撮影 HS
- 写真 50 善導院般若堂 全景 撮影 HS
- 写真 51 発掘石壁 撮影 岐阜市教育委員会
- 写真 52 飛のさや発掘遺構 撮影 OS
- 写真 53 本地堂跡地の発掘1 撮影 OS
- 写真 54 本地堂跡地の発掘2 撮影 OS
- 写真 55 八幡宮跡地1 撮影 HS
- 写真 56 八幡宮跡地2 撮影 HS

写真

- 写真 1 真崎ふじ子家北正面 撮影 YT
- 写真 2 真崎ふじ子家南面 撮影 TT
- 写真 3 蒲原良典家住宅全景 撮影 TT
- 写真 4 蒲原良典家住宅咲咲窓 撮影 TT
- 写真 5 蒲原良典家住宅南西面 撮影 YT
- 写真 6 真崎一雄家住宅南西面 撮影 YT
- 写真 7 真崎一雄家住宅全景 撮影 YT
- 写真 8 丸山幸次家住宅東面 撮影 YT
- 写真 9 丸山幸次家住宅南面 撮影 YT
- 写真 10 吉原信家住宅北面 撮影 HS
- 写真 11 小林清和家住宅北面 撮影 HS
- 写真 12 小林清和家住宅南東面 撮影 HS
- 写真 13 市村文昌家住宅全景 撮影 TT
- 写真 14 市村文昌家住宅北西面 撮影 TT
- 写真 15 市村まち家住宅南面 撮影 UK
- 写真 16 市村まち家住宅西面 撮影 TT
- 写真 17 夢葺き屋根を修理する吉原正則氏 撮影 NT
- 写真 18 小林牧高家住宅全景 撮影 YT
- 写真 19 小林和季氏造奥社板壁 (左) および型板 (右)
- 写真 20 中島一家住宅北東面 撮影 TA
- 写真 21 中島一家住宅西面 撮影 TA
- 写真 22 真島昭一家住宅車庫 撮影 HY
- 写真 23 広瀬喜春家住宅物置小屋 撮影 HY

古絵図

【史料 1-2】 - 【史料 1-13】 リライト : HS

古文書

【史料 2-1】 - 【史料 2-4】 翻刻 : HS

【史料 2-5】 翻刻 : 菊本正治, TT, HS, YT

【史料 2-6】 - 【史料 2-27】 翻刻 : HS

編集: 土本俊和 梅干野成央 同木茂 松田真一 古川晴之

第4章 小菅の庭とみどり

用語について

この章では、飯山市瑞穂の小菅地区にある庭とみどりを扱う。さらに、集落のみどりの景観についても触れていく。

最初に、用語の定義だが、まず第一にあげられるのは、「にわ」である。「にわ」と聞いて頭の中に思い浮かぶイメージは、池があったり、そこに滝が落ちていたり、石が組まれていたり、あるいは花にあふれているような場所であろう。いわば、庭らしい「にわ」である。ところが、農村では、母屋の前にはなにげない広い空間があるだけという場合が多い。作業庭、つまり農作業を行っていた場所である。また、家のそばの土地を畠にし、野菜を育てている場合もよく見られる。菜園である。さらに古い資料などには、母家の中の土間に「ニハ」と記されていることもよくみかける。これも、土間が農作業をする場所であったからと考えられる。このように、いろいろなケースがあるのだが、ここでは建物の周りの空間はすべて「にわ」とみなして、話を進めることにする。そして、庭と漢字で表していく。

次に、「みどり」という用語である。よく使われるわりにあいまいであり、またその点がこの用語を使いやすくしているともいえる。さしあたり、植物がある場所とその植物の両方を示す言葉として用いることとする。

第1節 大聖院庭園

佐々木邦博

1 場所と概略

小菅では最も大きな庭園であり、さらに、推定だが、最も古くからあった庭園の一つと考えらる。元隆寺大聖院は、かつて、小菅の中心をなす寺院であった。小菅の集落の山際にある。小菅では中心となる道路が東西に伸びている。この中心の道はかなり斜度がある登り道である。西が低く、かなり下には千曲川が流れ、東には山々が連なっている。そして東の端の住宅が終わる場所には鳥居が立ち、そこから杉木立の中を参道の石段が小菅神社奥社へと向かって登っていく。大聖院はこの鳥居の南側、住宅地よりも一段高い場所にある。

ここ現状の概略を示した配置図が図1-1である。敷地には護摩堂があり、そして大聖院の建物が建てられていた場所がその礎石とともに残されている。この二つの場所と参道にはさまれた場所に池がある。その背後は斜面であり、水が引かれ、滝となって池に落ちている(写真1-1)。ここが大聖院庭園である。

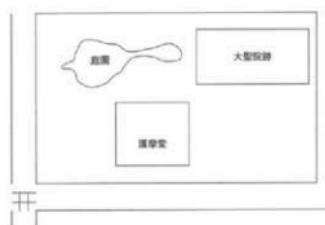


図1-1 大聖院敷地概略図



写真1-1

2 大聖院の敷地にある謎

次に、建物と庭園の位置関係を見ていく。まず大聖院の建物の跡地だが、この場所は池と接している。建物の北端が池の南端のすぐそばである。池の南端の護岸には平石が据えられ、人が立つことができる。さらにその横には、石の上部にへこみがある、手水鉢にもなりそうな石が置かれている。かつてあった建物のすぐ隣なので、大聖院の建物と池、つまり池を中心とした庭園とが明らかに結びついていたと判断することができる。大聖院の建物からは北側に池を眺めることができた。さらに池の奥にある滝も眺められただろう。

護摩堂だが、ここに謎がある。何かというと、庭園とこの建物がそぐわないということである。護摩堂の建物は南向きに建てられていて、訪れる人はぐるっと回りこまなければならない。すなわち、鳥居の前をいったん南に曲がり、石垣の下の道を進んでから左手にある石段を登り、東に行くのだが、登り終わったらあとに大聖院の建物跡地の前をまた左に、つまり北に進んで、護摩堂にいたるのである（写真1-2）。池庭は護摩堂の背後の右手側、つまり北東にある。

護摩堂の建物からは庭園が見えないのである。護摩堂には外を眺める窓はない。開口部は南側であり、他の三方は壁である。建物内部からは池を見ることはできないのである。また、東側の壁には通用口のような入り口がつくられ、そこを出ると飛石が池に向かって延びている。その先には、池際に札拌石がある。しかし、そこに向かう飛石はまっすぐに打たれ、単調で、しかもあとでつけたような感じであり、護摩堂と飛石の関係も不自然である。つまり、庭園と建物が別々にあるのである。

結論的にいって、建物と庭園は別個に造られた可能性が強い。護摩堂が先にあり、次に庭園が整備されたのか、あるいは庭園が先に存在し、護摩堂があとで建立されたのか、可能性は二つある。庭園に関しては、建物と無関係に、建物を考慮しないで、庭園を造ることはまずない。よって、護摩堂の建立は江戸時代中頃の寛延3年（1750）なので、それ以前から庭園が造られていたと推察される。

想像をふくらませるなら、次のようになる。昔、護摩堂建立以前に、庭園と整合性を持つように、庭園を眺められるように、建物が建設されていたのだが、何らかの事情で建物が失われ、庭園だけになり、そしてその跡地に今度は護摩堂が建立された、そのような可能性がある。

また、別の謎が生まれている。平成15年に地元の方々に草取りをしていただいた時、石垣が崩れた跡が発見された。場所は護摩堂の裏側の鳥居よりのところである。鳥居付近から南側に、南北に延びていた。発掘を行ったわけではないので、詳しいことは明らかになっていない。ただ、大聖院の敷地の入り口はずいぶん南側にある。小音の中心的な存在であったはずなのに、中心の道である参道からはいる入り口が今はない。石垣が崩れた（崩された？）入り口はあるのだが、正式なものではない。この石垣跡が敷地へのかつての入り口の一部を構成していた可能性がある。もし仮にそうであったなら、この入り口は鳥居側から直接に入り、護摩堂の裏に向うことになる。正面ではない。よって、護摩堂建立以前の入り口の可能性が生じるのである。今後の調査が待たれるところである。

3 池を中心とした庭園

平成15年に池を中心に測量した。それが図1-2である。その後、管理として、池の北にあるスギを2本伐採したり、斜面の下草や低木を刈りはらったり、また池の中島に生えていた木も、かつて無かつ



写真1-2

たものは切り取ったりした。この点だけが、現状とこの図と異なるところである。

庭園の部分だが、ほぼ平地である。そして東側は急な斜面となっている。

中心となる池は南北に、斜面沿いに長く伸びた形をしている。南北約28m、そして北側の一番ふくらんでいるところでは、東西約15mある。池から見ると、西側には護摩堂があり、南側には大型院の建物があった。すでに説明したように、護摩堂からは礼拝石に向かって飛石が打たれ、大型院と接する南端には平石と手水鉢のような石が据えられている。

池の護岸だが、石が巡らされている。池の北東に位置する滝の石組みは大ぶりの石により組まれており、その周辺の護岸にはわりに大きな石が用いられている。そして池の北側にも同様に大きな石が用いられている。それに対して滝がある場所の反対側である西側の護岸には、小ぶりの石が用いられている。

他とは異なるので、後年の改修によるものだろう。

池の南では大ぶりの石や、動かすことができなそう

な大きな岩がある。岩はもともとあったのを活用したのである。また、東側の斜面の下にある石は傾いたり、転げてしまったりしているものもある。

池の中に落ちている石もある。池の底は、水漏れしないように、20年ぐらい前にコンクリートが打たれた。その上にのっている石はその後に落ちた石である。

水の流れだが、斜面の上から滝の上までパイプで水が流され、滝となって池に入る。池からの水の出口だが、池の西側にコンクリート製の真四角の排水溝が造られている。小ぶりの石が並ぶ護岸に設置されている。もう一つは池の南端にある。ここから大型院の建物跡地に沿って、護摩堂の前を南にまっすぐ伸びる堀へと水が流れ出る。後者が主な出口である。

4 樹木

この庭園にはけっこう大きな木がある。池の北側にはスギが多くあり、カツラやケヤキも、本数は少ないが、ある。樹林の端にあるせいか、わりと目立って存在している。また池の護岸沿いには大きなモミジがあり、池の上に枝を大きく張り出している。この姿は秀逸であり、秋の紅葉の季節には日に美しく映えるのである。池の東側斜面は樹林となっている。スギ、モミ、カツラ、カエデ、サクランボなどがある。このような木が池を見る時に見える背後の樹林を形成している。昨年、池の縁に育っていたスギを二本伐採した。その結果、池が明るくなり、池の広さが実感できるようになった。

池の西側だが、低木が植えている。イヌツゲ、ハギ、カエデ、サツキである。西側から池を見るので、高木はない。池が狭くなっているところに生えているカエデが少しだけ大きくなっている程度である。

樹木の特徴だが、小さな木は種から生まれた、つまり実生のものが多いためと思われる。高木は、意図的に植栽された樹木もあるだろうが、かなりの木が意図せずに実生で生えてきた木ではないかと思われる。池の縁には大きなスギの木があるが、大木になるスギを池の縁には植えるのはまれである。みごとなカエデがあるが（写真1-3）、風情を醸し出すように池のそばにうえられる場合もあるし、また池のそばは明るいので、種子から生えてきたのかもしれない。

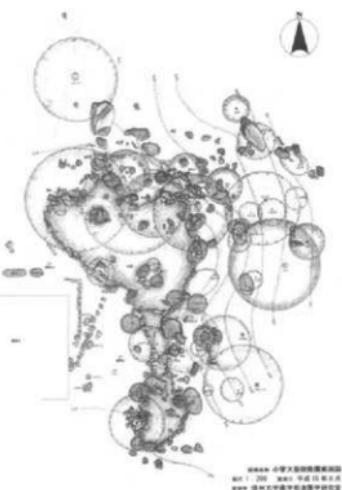


図1-2 大聖院庭園測量図

ただ、作庭された年代が不明である。仮に護摩堂建立以前と考えるなら、すでに250年以上が経過している。そうすると、当初の木はすでに巨樹や老木となっているはずなので、作庭当初からの樹木はないと考えられる。

5 石と石組み

まず滝石組みがある(写真1-4)。水が落ちる真ん中の部分は石が横に置かれて段を形成している。現在は水を出すためのパイプが少し前の方に突き出ており、パイプから池の水面に一筋の水となって落ちている。しかし、もともとは一段一段水が下る段落ちではなかったかと思われる。しかし、段をなす石は左が落ちるように傾いており、今水を流しても左に偏って流れてしまうだろう。かつては水平だったのだろう。次に、その両側に石だが、左側に石が3個あり、いずれも傾いてしまっている。かつてはまっすぐに立っていたのだろう。右側には石が立っているが、スギの大木が石を押さえているように見える。スギが石を圧倒している。

池の中島は2島ある。昨年、木や草をかりはらって形がはっきりした(写真1-5、1-6)。石で囲まれた中島である。二つの島というと、鶴島と亀島の組み合わせが有名である。片方の島には亀の頭や手足の石を起き、もう片方の島には石を立てたり松を植えてツルの羽を形どるものである。そう見えないこともない。鶴亀を瑞祥として庭に表すことは特に江戸時代に流行している。江戸時代にこの庭園が造られたのなら、その時からあるのか、あるいは庭園が古くからあり、後の改修を受けた時に鶴島亀島として整えられたのか、二通りの考え方ができるが、この点は庭園の成立年代に関わる問題であり、現在では不明である。

石に関するこの庭の特徴だが、滝の向こう側に石が置かれ、さらにその上の斜面には大きな石が立てられていることがあげられる。また、池の北側には大きな石がいくつも置かれていることもあげられる。

石に関する疑問はこれらの点にある。まず立石の方だが、高さがゆうに2mを超える大きな長い石が池の東側斜面の中腹にまっすぐに立てられている。どうして立てられているのか、どうして池から離れたこの場所なのか、不明である。池の礼拝石からみると、木々の中に見えないこともない。池の東側斜面には、



写真1-3



写真1-4



写真1-5



写真1-6

かつて天神さまが祭られている祠があった。この場所に行くと、正面に見える（写真1-7）。つまり、かつて祠があったなら、祠の裏に立石が見えただろう。また、池の南端にある平石からも見える。意図的にこの石を立てたことは明らかなのだが、この大石を立てた理由や、どうしてこの場所に立てたのかという点については、不明である。

次に、池の北側にあるいくつかの大石だが、大きい石は長さ3m、幅2mもある。このような石が4個以上あり、しかも無造作に置かれているように見える。池の札押石付近から見ると、一部分が見えるだけである。池付近から見せるために置いたとは考えにくい。よって、設置した理由は不明である。かつて池の北側に何かがあり、その名残りである可能性もある。



写真1-7

6 大聖院庭園のまとめ

この庭園の一番重要な場所をあげるなら、滝である。現在でも柱松祭の時に行われる禊に使われている場所である。この滝を中心としてこの庭園が整えられたのではないかと考えられる。

この庭園は小さな庭園ではない。池の大きさは、細長いのだが、南北約28m、そして北側の一番ふくらんでいるところでは、東西約15mある。京都の名園とは比較できないが、集落の庭園としては規模が大きく、また大石も用いている。集落を越えた、もっと広い地域における信仰の中心地として整えられたと想定するのが、この庭園成立にふさわしいと考えられる。

7 庭の形による歴史的検討

石に着目すると、次の2点の特徴があげられる。まず、滝が複雑な石組みで構成されていること、そして池の護岸にはすべて石が並べられていることである。

まず、平安時代に造られた滝だが、代表的なものを取り上げると、京都の太秦の近く、双ヶ丘の東南にある法金剛院があげられる。大治4年（1129）に鳥羽上皇中宮侍賢門院璋子が御堂の建立を定め、庭園を造った寺院であり、青女の滝と呼ばれる滝が残されている。二個の巨石を積んだ高さ約4mの滝である。また、岩手県平泉町に残る観自在王院跡庭園にも滝がある。奥州藤原氏二代基衡の妻がおこした寺院である。舞鶴が池と呼ばれる中心の池に造水が注いでいるが、注ぐところが小さな滝になって池に落ちている。高さはあまりないが、水が岩の上を幾筋かに分かれて落ちている。いずれも、造りとしてはシンプルである。

複雑な滝石組みは室町時代に入ってから造られるようになるといわれており、京都市嵐山にある天龍寺庭園を始めとして造られるようになる。後醍醐天皇の冥福を祈るために、暦応2年（1339）に、足利尊氏と直義が造った寺院である。庭園は後に改修を受けているが、滝石組み付近はこの時に庭園を整備した夢窓疎石による作庭當時そのままの姿ではないかと考えられている。石を複雑に組み合わせた滝石組みである。

護岸だが、平安時代には州浜がよく使われていた。こぶしぐらいかより小さめの丸石をまるで砂浜をようにはぎ詰める。そして、州浜とともに、荒磯と呼ばれる岩の岸をアクセントのように造る。当時は庭の池を海と見なしていた。護岸として石を並べるようになるのはやはり室町時代からといわれている。

これらのことから、この池が作庭された時からそれほど変化していないなら、大聖院庭園は室町時代以前に造られたと推定される。

8 作庭書の図からの検討

庭造りのマニュアルである作庭書、特に図を検討していく。

中世の主要な作庭書をあげるなら、次の3冊である。

『作庭記（写）』 正応2年（1289）

『嵯峨流古法秘伝乃書（写）』 応永2年（1393）

『山水並野形圖（写）』 文正元年（1466）

まず『作庭記』だが、平安時代の末頃に成立した、現存する日本最古の作庭書である。寝殿造り庭園の庭づくりマニュアル書だが、残念ながら図はなく、また池の護岸が州浜を中心に説明されているので、大型院庭園とは関係なさそうである。

次に『嵯峨流古法秘伝乃書』だが、この本には庭坪地形取図（図1-3）があり、このように造るべきとされている。正面に中心となる石（三尊石であり、守護石という）を立て、その前に池がある。左手には主人島、右手には客人島をおいている。島ではなさそうな感じもすが、島と呼ばれている。池の中には中島をおき、手前の池際には礼拝石をおいている。このような地割りの図である。大型院庭園では礼拝石の正面は滻であるし、当てはまらないようである。

この作庭書にはさらに「真」「行」「草」の3タイプの庭の図が示されている。「真」の図（図1-4）にはたくさん石が表されているが、気にかかるのは右上の山頂石である。まっすぐにすっと石が立てられている。大型院庭園の滻の裏側にある立石と関連性があるのかという点に関しては、この作庭書にはこの図だけしかなく、本文にも山頂石の説明が無いので、残念ながら不明である。

『山水並野形圖』には陰陽五行説が説明され、その内容は難しく、わかりにくいものである。図だが、12枚描かれており、いずれも石、樹木、池などの部分図で、簡単なものである。池を表した最初の図（図1-5）を取り上げると、池の周りに石をおき、石に名前を記したものである。他の池の図も同様である。大型院庭園と結びつきそうなことは、残念ながら見いだせなかった。



図1-3 嵯峨流古法秘伝之書



図1-5 山水並野形圖

図1-4 嵯峨流古法秘伝書

9 江戸時代の作庭書

大聖院庭園は江戸時代に整備された可能性もある。次に江戸時代の作庭書を検討していく。

江戸時代には、特に後半に多くの作庭書が書かれ、出版されている。庭造りがブームになった、庶民の関心を呼んだといつてもよい。代表的な書物をいくつか上げると、以下のようなになる。

『余景作り庭の図』 延宝8年(1680)

『築山山水伝』 享保年間?

『築山庭造伝』 享保20年(1735)

『築山庭造伝(後編)』 文政11年(1828)

この中で全国に流布し、挿絵が詳しく、評判になったものは、『築山庭造伝(後編)』である。そこで、この書を取り上げよう。この書では庭を3タイプに分ける。池があり、小山を造った「築山」、平らな庭である「平庭」、そして「茶庭」である。「築山」と「平庭」については、さらに面積により3タイプに分ける。「真」「行」「草」と呼ばれている。「真」はすべて備わったもの、「草」は簡略化したもの、「行」はその中間である。大聖院庭園には池があるが、「築山」の図をとりあげる。

図1-6が「真之築山之全圖」である。『築山庭造伝(後編)』ではこのような具体的で詳細な図を示し、解説している。

この図は最も大規模な庭園の図例である。役石や役木に番号を付けて示し、説明しながら作庭の仕方がわかるように解説している。滝だが、左手にあり、右へと水を流していくのは大聖院庭園と同じ構図である。滝石組みは、左右に石を対として添えている。右側には大きな石を立てているが、守護石と呼ばれ、庭の中心となる石である。大聖院庭園の滝石組みでは右側には石が三個あり、倒れている。この図に合わない。滝が大きいので、滝の大きさに合った大きな石が使えなかったという理由が考えられる。しかし、一方で、池の北では大きな石をおいている。

また、六と記された石だが、庭洞石と呼ばれ、滝口がしっかりとしない時には守護石をおく場所と説明されている。大聖院庭園に当てはめて考えると、この場所は東側斜面の中腹になる。あの立石が思い浮かぶが、少し上にありすぎるようを感じる。礼拝石から見て滝に近くてそれほど上ではない場所に置かれる石であろう。しかし、細長く立っている石であることは確かである。

この図には樹木の説明もあるが、樹木の寿命を考えると、江戸時代に植えられた木はここには残っていないだろう。山にも番号を付け、説明しているが、大聖院庭園の場合は滝の向こうが斜面になっており、異なる。

全体を見渡すと、水の流し方、池を右手から渡る園路など、共通する点も見受けられるが、異なる点が多い。

10まとめ

今まで見てきた図を通して大聖院庭園をもう一度考えてみると、同一だとはなかなか言い切れない。図を根拠として作庭された年代の手がかりを得るのは、この場合は難しいようである。

また、大聖院庭園の北側にあるいくつもの巨石や東側斜面の北にある立石は、どうして据えられたのかわからない。この点も作庭書からは解明できなかった。一般的には、このような大きな石を庭に用い



図1-6 築山庭造伝真之築山全圖

たのは特に室町時代であり、江戸時代には扱う石がそう大きくはない、と考えられている。よって、これららの石が庭に関係して据えられたなら、室町時代に作庭された可能性があるが、それ以上のことは見つからなかった。

庭園はしばしば改修される。もともとは室町時代に造られた庭園が、江戸時代に大幅な改修を受けた例は、銀閣寺など、数多い。むしろ、手を入れられ続けているのがふつうである。たとえば大聖院庭園の起源が古くても、江戸時代に、例えば護摩堂を建立した時にでも、池などが改修された可能性は大いにある。明治時代以降でも同様である。必要があれば改修される。したがって、現在見ることのできる庭園の姿は、改修を受け続けた姿なのである。部分的には古い場所もあるだろうが、今それを知ることは、新しい資料が発見されない限り、困難である。

第2節 民家の庭

昨年、小菅で民家の庭を、全部で67軒、実際に訪れて調査した。結果は以下の通りである。

1 全体的な特徴

その特徴だが、どの家でも母屋の前に何もない場所を持っていることがあげられる。それは、かつて農作業の場所として使った作業庭である。二つ目は多くの家では菜園を持ち、熱心に野菜などを育てていることである。また、敷地の入り口などに花を植えている場合も多く見られた。

2 作業庭

作業庭は59戸で確認された。主に玄関の前や母屋の南側に広がっている。51戸では舗装されていて(表1)、現在は駐車場として使われていたり、あるいは豆などの農作物を干す場所として使われている。

表1 作業庭の状態

作業庭形態	戸数
舗装	51
土	5
石敷き	3

3 菜園と果樹

菜園だが、58戸で確認された。作付けした野菜を聞くと、非常に数が多い。聞き始めると、だいたいまず5、6種はあげてくれる。トマト、キュウリ、大豆、トウモロコシ、ナスなどである。ところが、菜園を見せてもらうともっとある。さらに、収穫を終わったものや秋に植え付けるものを聞くとさらに増える。また、菜園が小さな場合は、家からちょっと離れた畠地でも自分の家で食べるような野菜を栽培していた。聞いた時にはそれらと一緒に回答してくれるのである。その理由は、自分の家で食べる野菜は自分でつくるのが基本ということによる。その結果、栽培種は豊富なことになる。栽培している野菜の種類数を表したのが表2である。少なく答えてくれた場合が多いが、実際はもっとあると思われる。最高は29種類なので、そのぐらいまでであろう。

果樹だが、調査結果を表3に表す。多く見られたのはカキである。36戸にあった。昔からある木といえる。次に多く見られたのがブドウとクリである。それ以外に、ナシ、ウメ、イチジク、キウイ、モモなどが見られた。伝統的な果樹だけではなく、数は少ないが、キウイやブルーベリー、プラムもあった。

表2 栽培している野菜の数

野菜の種数	戸数
1~5	21
6~10	19
11~15	13
16~20	2
21~25	0
26~30	2

表3 果樹の栽培

果物	栽培している戸数
カキ	36
ブドウ	17
クリ	16
ナシ	7
ウメ	7
イチジク	7
ブルーベリー	5
キウイ	5
モモ	5
リンゴ	3
プラム	3
ブルーン	3
スモモ	2
サクランボ	2
クルミ	2
カリン	2
スマミットウ	1
グミ	1
ザクロ	1
アケビ	1

4 水と池

小菅集落には水路が巡り、かつては飲み水を供給していたものである。61戸で池を持っていた。複数の池を所有している場合もあった。水路は今も集落中を巡っているのである。

池の形は、49戸で四方形である(表4)。中には円形とか日本庭園風の不定形の池も見られるが、四角形が基本といえる。そして48戸の池がコンクリート製であった(表5)。実用的な作りであることは明らかである。水深は、40cmから50cmが多いようである(表6)。

現在の利用だが、冬の消雪が多く、農具を洗うのに水を使うことが多い。また3割の家では魚(特にコイ)を飼っている。さらに、野菜を洗ったり、夏には飲み物などを冷やすために池を利用したり、花壇に水をやったり、この水を利用したりしていることがはっきりとした。

水路だが、石積みの古い水路とコンクリートの水路が半々ぐらいである(表7)。

表4 池の形

池の形	戸数
四方形	49
不定形	8
円	6
多角形	3

表5 池の護岸

池の護岸	戸数
コンクリート	48
石	18
杭	0
その他	0

表6 池の深さ

池の深さ(cm)	戸数
0~10	3
11~20	17
21~30	15
31~40	17
41~50	14
51~60	1
61~	1

表7 水路の形態

水路の形態	戸数
石積み	23
コンクリート	22
素掘り	12
その他(暗渠)	7
(パイプ)	5

5 神

その他に見られたものには、神がある。3軒にしか見られなかったが、何か気にかかるものである。

6 まとめ

全体的に見ると、小菅の民家の庭はいたって実用的な庭である。作業場や菜園が多い。特に菜園では自ら食する野菜をつくっている。また、カキに代表される果樹などの樹木が庭にある。水路が通り、池も四角形で実用的なものである。和風庭園というと、飛石をうつたり、灯籠を置いたり、蹲踞を据えたりすることが多いのだが、このような装飾は少ない。その意味では簡素な庭である。しかし、このような形態は昔から存続してきた農村の庭そのものである。あまり作り込まれていないこれらの庭が多い小菅は、日本の伝統的な農村風景を維持してきたことが明らかといえる。

また、庭の一部に花を植え込んでいたり、小規模ながら花壇の区画を造っている場合も多い。確かに古くからある実用的な庭でありながらも、花が植えられている庭、これが現代の小菅の庭の特徴である。

第3節 集落のみどりと水路

1 みどり

今度は庭ばかりではなく、集落全体のみどりを考えてみよう。例えば、空から小菅を見たとする。小菅集落の周囲の山は樹林で覆われ、森となっている。そして森に挟まるように、集落と田畠がある。後述する土地利用図を見るとそれが明らかである。

集落の中心的道路だが、東西に延びている。東には山々が連なっているが、道の奥には奥社へ登る石段の入り口に鳥居がある。西を見下ろすと、千曲川左岸の山々の上に妙高山が見える（写真3-1）。妙高山に向かって道がのびているといつてもよい。このように、東も西もみどりに覆われているのだが、この道沿いにもみどりが多い。かつては道がもっと狭く、家屋が道に接するように張り出していたようだが、現在は拡幅され、庭の樹木や花が道を彩っている。南北にも何本か道があるが、北側も南側も山の尾根が見え、みどりにあふれた景観を造っている。

森はスギを中心だが、ブナなどもある。スギは集落の中にもあり、小菅神社里宮の森もスギ林である。また、かつての農地だったところにも植林されており、祠の周りにも植えられておりしている。また、集落の端に植えられている場合も多いのかもしれない。残念ながら調査はそこまで進んでいない。

農村風景の代表的な木であるカキとクリだが、減少している。道路の拡幅にしたがい切ったなど、集落を調査していくしばしば切った話をうかがった。新たに植え直した場合もあるようだが、ほとんどが切りっぱなしである。理由だが、利用しなくなった、つまり、カキがたくさんあって食べきれないで、落ちたままになってしまう、それがべたべたする、というような話をよくかがった。景観的には、赤くなつたカキの実は農村の秋を彩る代表的な風物詩なのだが、カキの木がある家では、実をとらないとやっかいなものになるのである。



写真3-1

ここで気をつけなければならないことは、農村のみどりは変化するということである。樹木が生長することによっても変化する。特に屋根よりも高く育つてみると格段に目立つようになる。また、カキの木の例のように、無くなったり、あるいは別な場所に植えられたりすることもある。私たちは農村がみどり豊かなところだとイメージしているだけである。しかし、実際には絶えず変化している、それが農村のみどりなのである。小菅もその例にもれない。

2 水路

今度は小菅の流れる水路である。小菅は庭に水路が通っている住宅がほとんどであり、また、棚田にも当然ながら水路が流れている。それらが整然と二系統に分かれているのではなく、一体化したままであることが小菅の特徴である。

調査結果を図3-1に示した。この調査にあたって、棚田を詳細に記した大きな地図がなかったので、1/2500の飯山基本図をもとに書き入れた。棚田の形状が正確ではなかったので、誤差があることをあらかじめお断りしておく。さらに、ここは棚田を形成する石垣から水がしみ出しており、その水が直接田に入らないように空溝を掘っている。また、パイプを使って水を離れている水路へと流していた



図3-1 小菅水路図

場合もある。それらを書き入れることはできなかった。一方で住宅地でも暗渠が使われている。それらもこの図に書き入れることができなかった。さらに未調査や未確認の部分も残されている。これらの制約をふまえて、図を参照していただきたい。

図3-1には水路が実践で、住宅の池が黒丸で示してある。図を見てすぐに気がつくのは、集落中を網の目のように流れている水路の形状である。黒丸は池だが、多くの家にあることがわかる。池に水が入ったら、必ず出口がなければならないが、つまり、2本の線がなければならない。そうでない場合は暗渠化された水路がある。

水は、この図では上から下に流れている。集落の上に位置する鳥居付近を見てみると、鳥居の右手に水が流れしており、そこから住宅地へ流れしていく。大鳥居の左側、つまり北側には、上流は未確認だが、2本の水路が住宅地に流れしていく。鳥居の右側、つまり南側には大聖院があり、その南に1本の水路が西へと流れている。大聖院の池の水や大聖院跡の東側を流れる水はこの水路に落ちる。そしてさらに南に行くと、もう1本の水路が流れている。つまり、鳥居前で南北に線を引くと、5本の水路が西へ流れていっている。鳥居のところとその北の3本の水路は住宅地にはいるが、南側の2本の水路は棚田に入る。

住宅地に入った水路は西へと住宅地を下るが、一部は南側の棚田の方に流れしていく。また、棚田に入った2本の水路は途中にある住宅の庭を経由してその下の棚田（写真3-2）へと流れしていく。そして湿地である南竜湖（写真3-3）まで流れ、そしてその下にある田を潤していく。

小菅には湧水がある。特に南側だが、桂清水など、何カ所か名付けられている湧水があるが、それ以外にも湧き出ている場所もある。また、石垣からしみ出している場合も多い。これらの湧水からの水も水路に入していく。その結果、複雑な水路網を形成している。

また、小菅の中心の道路に沿って、側溝に水が流れているが（図には書き入れていない）、二、三カ所で水をせき止められるようになっている。火災の場合、せきとめて、消防作業に使うためである。

さて、水路の形態だが、コンクリートで造られた側溝もあれば、昔ながらの石積み水路も残されている（写真3-4、3-5）。特に棚田において残されているが、それを示したのが図3-2である。石積み水路を太線で示した。集落の南に広がる棚田では、ほとんどの水路が石積みのままであることがわかる。棚田も石垣で成り立っており、景観はすばらしい。

小菅の水路の特徴は、主に3点ある。まず、小菅中に水路が張り巡らされ、残っているだけでなく、活用されていることがある。次に、ほとんどの住宅で水路網から水を引いて池を造り、何らかの形で利用していることである。最後に、住宅の水路と棚田の水路が分けられていないことである。近代以降なら、用途別に水路を考えるところだが、その形態ではない。昔の、おそらく古くからの水路網が全体として保全されてきていると考えられる。そこに価値がある。



写真3-2



写真3-3



写真3-4



写真3-5



図3-2 石積み水路

1 目的と調査範囲

この調査は、集落の形態の変化、集落とその周辺の農林地との関係とその変遷を知る手がかりにするという目的で行った。そのため、集落内で人家が密集している場所を中心に据え、その周辺の農林地まで調査範囲とした。具体的には、東側を大聖院跡・護摩堂周辺、西側をかつて集落の入り口であった仁王門周辺、南側を南竜湖跡周辺、北側を小菅神社里宮周辺というように範囲を設定した。

2 方法

現在用いることができる資料は、明治27年作成の1/600地籍図と平成2年測量、平成11年修正の1/2500の飯山基本図である。まず、明治の地籍図の土地利用を読み取り、土地利用ごとに色を塗り分けた。次に、平成2年の飯山基本図を用いて明治の地籍図と同様の作業を行った。また、飯山基本図を用いて現地調査を平成16年5月23日・28日の二日間にわたって行い、現在の土地利用との違いを地図に書き込んだ。これらの結果を基に、明治・平成2年・平成16年相互間における集落の形態の変化や農林地との関係の変遷を読み取った。

3 結果

(1) 明治28年：図4-1

※ この図は明治の測量技術なので、標高が高くなるところ、面積が小さいところなどは、現在の地図と比べると大きなゆがみが生じている。そのため、現在の1/2500地図上に写すときにある程度の誤差が生じてしまっていることを書き添えておく。また、明治地籍図上で山地として表記されている場所は山林として考える。

① 集落全体

図1から、仁王門～奥社入り口の鳥居を通る小菅の中心道路は現在とほとんど変化しておらず、この道を中心にして住宅地が広がっている。「広い範囲では小菅神社奥社へと集落から続いていく集落形態、狭い範囲では小菅神社里宮が地理的に中心にある集落形態」であり、集落が信仰と深く関わりをもっている。また、集落の中心に小菅神社里宮と住宅地があり、その周りに農地（畑や水田）、さらにその周りに山林がある形態ということがわかる。

② 住宅地

東側の端は大聖院までである。これより東は畠地と原野となる。西側の端は仁王門である。南側



図4-1 明治27年の小菅

の端は南竜湖の北側から西側である。南竜湖を挟んで南側は多くが山林になっているため住宅地は見られない。北側は小菅神社里宮が境になっており、これより北側に住宅地は見られない。

③ 農地

図4-1（ただし、平成2年、平成16年と比較できるように調査範囲を同じにした）における畠地の総数は約140枚、総面積は約5.6haである。畠地は大きく二つのパターンに分類される。一つは、住宅地に隣接する面積がそれほど大きくない小規模な畠地。もう一つは、住宅地が密集している集落の中心部から少しあなれたところ（主に大型院の南東側）に位置し、面積が大きい畠地である。

図4-1における水田の総数は約220枚、総面積は約10.9haである。畠地と比べると総数、総面積とも圧倒的に上まわっている。水田は畠地と比べると標高の低いところに位置している。また、その性格から水の得られる場所（小菅ではカワと呼ばれる水路が流れているところ）の周辺に多くが集中している。大きさや形は多種多様で、区画が整備されてはいないことが見て取れる。数は現在と比べるとかなり多い。また、現在では南竜湖跡地になっている湿地帯が明治的地籍図上ではいくつもの水田になっている。稲作が集落にとって重要な位置を占めていたことが明らかである。

畠地と水田を見比べてみると、住宅地に隣接する畠地を除いてほとんどが畠地は畠地で集中し、水田は水田で集中しているのがわかる。これは、集落を流れる水を効率よく水田に利用するためではなかつたかと考えられる。

④ 山林

図1上で山地として表記されている場所は主に、集落北東側、小菅神社里宮周辺、南竜湖の南西側、大聖院の西側である。現在の小菅を頭に浮かべ明治期の山林に目を向けたときにまず気が付くのは、大聖院東側の小菅神社奥社へ向かう参道両側に針葉樹林が広がっていないことである。現在針葉樹（主にスギ）に覆われているこの場所は、明治期において広範囲に原野であった。

（2）平成2年：図4-2

※ この地図は平成2年に測量され、平成11年に修正されている。しかし、修正時には通常細かい土地利用の変化を対象としないので、今回使用している地図の具体的な土地利用は平成2年のものとみなして分析を進める。

① 集落全体

仁王門横～奥社参道入り口の鳥居まで続く直線的な道が小菅の中心道路になっており、ここを中心として住宅地が広がっているのは明治期と変わらない。集落内にある小菅神社里宮へもこの中心道路から入っていくし、菩提院も中心道路沿いにある。奥社へもこの中心道路の先にある鳥居をくぐり向かう。これらのことから、平成に入っても集落の形態というのは明治期と比べてもほとんど変化しておらず、信仰とのつながりが深いことがうかがえる集落形態は変化していない。また、集落の中心に小菅神社里宮と住宅地があり、その周りに田畠などの農地、さらにその周りに山林があるという形態も明治期から大きな変化はしていないことが見て取れる。

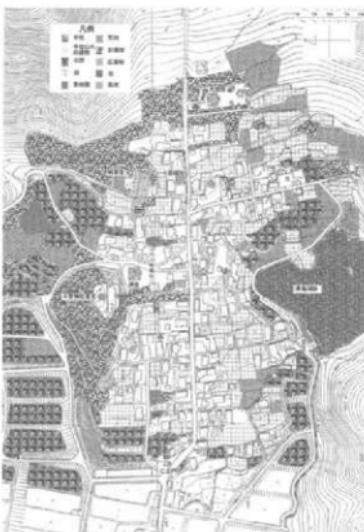


図4-2 平成2年の小菅

② 住宅地

東側の端は明治期と異なり、大聖院跡の西側にある。西側の端は仁王門横に見られる（今回の調査範囲内を考慮しない場合、仁王門より西側に数件住宅地が見られる）。南側の端は南竜湖跡地の西側に見られる。北側の端は小菅神社里宮以北に住宅地は見られず、明治期と同様に里宮が住宅地の境界となっている。

③ 農地

図4-2における畠地の総数は約120枚、総面積は4.6haである。畠地の総数、面積とも明治期と比べると減少している。総数は20枚しか減少していないが、面積は1haも減少している。明治期に二つのパターンに分類できた畠地だが、平成2年においては、多くの畠地が住宅地の隣や裏などに隣接する小規模なものである。

図4-2における水田の総数は約60枚、総面積は3.7haである。水田は明治期に比べると総数は約70%、総面積は約65%も減少している。一番大きな原因として考えられるのは、現在の南竜湖跡地（約2.5ha）にあった水田が今はないことである。この他の水田は面積が縮小したのではなく、農地整備により水田の区画が整えられ明治期に多種多様な区画をしていたものが形の整ったものに変化して水田の数を減らす一因となっている。また、水路が流れている場所、湧水が染み出していると考えられる場所にあった水田がなくなっている。小菅の水路を流れる水・湧水は冷たく稻作に不向きなことから、上記のような環境下にある水田が減反の候補地として最初にあがったのではないかと思われる。さらに、水田面積が小さいもの、急傾斜地のものも稻作が行われなくなっている。これらの理由から、湿地などの悪条件に見まわれる場所での土地利用がなくなり荒地の表記になっていると推測される。

図2における果樹園の位置は、小菅神社里宮の東側である。

④ 山林

調査範囲内の山林はそのほとんどが針葉樹林である。明治期と比較して、山林の一番の変化は大聖院東側にスギ林が広がったことである。つまり、明治期に原野の表記だった場所はその大部分が針葉樹林の地図記号に置き換わっている。また、畠があったところにスギが植えられている場所が地図から見て取れる。戦後の拡大造林により長野県では特にカラマツが植えられたが、小菅はスギを中心に植林されたようである。

小菅神社里宮の周囲の林は変化がない。林が神社を抱きかかえるように存在している様子は嚴かな信仰の地としての姿を変わらず示していると言える。

③ 現在一平成16年5月時点ー：図4-3

※ 平成16年5月23日、28日の二日にわたり調査した結果である。

① 集落全体

中心道路を中心として住宅地が広がっていることや小菅神社里宮が集落の中心に位置していることなど集落形態を構成する、道路、住宅地の配置、神社などの施設は、明治期、平成2年と比較しても大きな変化はない。地図上の土地利用分類からはわからないが、細かく現地を歩いて目を向けてみると、住宅地の建物自体は存在していても人が生活していない所があることに気づく。集落の人口減少や高齢化が影響しているのではないかと思われる。

② 住宅地

住宅地の範囲は平成2年のものと変わりはない。東側の端が大聖院跡の西側、西側の端が仁王門横、南側の端が南竜湖跡地の西側、北側の端が小菅神社里宮の北側となっている。

③ 農地

図4-3における畠地の総数は110枚、総面積は3.8haである。畠地は明治期と比べても、平成2年と比べても総数、総面積とも減少している。総数は大幅に減少していないが、総面積は約2haが減少して

いる。面積が大きい畠地はほとんどが姿を消したり、規模が縮小したりしている。しかし、住宅地の隣や裏に隣接する小規模な畠地は耕作が続けられているものがほとんどである。これらのが総面積減少の割合が総面積減少の割合に比べて小さい理由であると考えられる。

住宅地に隣接している畠の中でも比較的規模の大きい畠では写真4-1のようにアスパラガスを栽培しているところが多く見られた。聞き取りによると、このアスパラガスは自家消費だけではなく所有者の収入源になっている。この他は、今回の調査内に存在する畠地のほとんどが写真4-2のようにナスやネギなど自家消費用に一つの畠で複数の作物を栽培していた。

特殊な畠地利用として、写真4-3のようなタラノキを栽培している場所、写真4-4のようにワサビを栽培している場所なども見られる。

図4-3における水田の総数は40枚、総面積は2.9haである。明治期と比べると総数は約82%、総面積は約74%も減少している。平成2年と比べても総数が約34%、総面積が約22%減少している。

畑に比べると、水田の減少は大きいことがこれらの値からわかる。

平成2年の地図を用いて現地調査を行ってみると小菅で見られる水田の形態には二種類がある。一つは写真4-5のタイプで、傾斜が急なところにある面積が小さいもの。もう一つは、写真4-6のような区画が整備された面積が大きいものである。小面積のものは平成2年に比べてはそれほど変わらないが、明治期には今現在小規模水田が存在している場所周辺にたくさんの水田表記があり、小規模水田の数が多かったことがわかる。面積の大きい区画整備された水田に目を向けてみると、平成2年に比べると区画はそのままでも稲作を行っていない土地が見られる。このことから、わずか10年強の間にも減反が進んでいることがわかる。

減反によって稲作が行われなくなった土地は畠になったり、そのまま何も使われずに耕作放棄され、荒地になったりしている場所もあるが、写真4-7のように稲の苗を栽培する場所として使って水田とのつながりを保ったままのところも見ることができる。

果樹園は明治期と比べてもわからないが、平成2年と比べると果樹園表記の場所がわずかではあるが増えていることが見て取れる。各家庭でも多種多様の果樹を住宅敷地内に植えているようだが、果樹園として小菅の集落内に存在しているもの多くは写真4-8のようにブルーベリーである。

ブルーベリーの品種の中で、ハイブッシュ・ブルーベリーはリンゴやモモの適地と同じような比較的冷涼多雨の気候を好む。日本でいうと中部以北である。これを考えると、小菅はブルーベリーの栽培に適しているといえる。

果樹園というほどの規模ではないが、写真4-9や写真4-10のように集落内にはクリやウメなどが単体や2~3本単位で植えられている場所があり、果樹と人の生活の結びつきが大きいと考えられる。

④ 山林

今回の調査範囲内における平成2年からの山林の変化はほとんどない。山林が、集落を取り囲むよう



図4-3 平成16年の小菅

に一番外側に存在しているという状況は明治期から変わらない。また、小菅神社里宮を取り囲む山林も同様に変化していない。平成2年と比べて唯一変化しているのは、荒地だった場所が数ヶ所針葉樹林になっていることである。その例として写真4-11を挙げておく。



写真4-1 アスパラガス



写真4-4 ワサビ田



写真4-2 多種の作物が栽培されている畑地



写真4-5 急傾斜で小面積の水田



写真4-6 区画整備された水田



写真4-3 タラノキ畠



写真4-7 耕の苗床



写真4-8 ブルーベリー畑



写真4-10 ウメ



写真4-9 クリ



写真4-11 針葉樹が植えられている場所

4まとめ

小菅神社里宮が集落の中心に位置しているなど、信仰とのつながりが古くから強い集落といえる。小菅集落の土地利用は、前記してきたように細かい点では変化が見られているが集落の骨格を成す形態というのはほとんど変わっていない。中心道路をからいくつかの社寺と集落内のほとんどの住宅地が存在し、その周囲に田畠などの農地が広がり、そのさらに外側に山林が広がっている。この形態を模式図で表すと図4-4のようになる。

農地の形態をまとめてみる。畠地の多くは住宅地に隣接している小規模なもので、面積が大きいものは今回の調査範囲の外側に位置している。聞きとり調査によると、住宅地に隣接する畠地では主に自家消費用の作物を栽培している。明治時代に今と同様に自家消費作物を作っていたかどうかは、地籍図（図4-1）からだけでは判断できない。

水田が過去に比べ区画が整備されたり数が減ったりしているが、集落からそう遠くないところに位置していることが多い。また単数であったり複数であったりするが、果樹が集落の中に多く見られる。過去と現在を比較したときに、農地の位置づけは大きく変化していない。さらに、住宅地に隣接する畠地やいたる所に点在する果樹などから、農業が人々



図4-4 小菅集落の形態模式図

にとって生活の一部として続けられているといえる。

山林は、小菅神社奥社へ続く参道横のスギ林を除けば明治時代からの大きな変化はない。聞き取りによると、参道横のスギ林は牛馬のためなどに使う茅を探取する場所であったとか、雑木などを利用した炭焼き小屋があったということである。これは戦後の拡大造林期の前の話であるが、茅や炭の利用が生活に必要不可欠であったという話から、この場所は茅場などに利用されていたのではないかと思われる。小菅神社を取り囲む林や集落外側の山林の存在は、自然と信仰がつながりあってきたことや、人々の暮らしに自然が寄与してきたことを物語っている。また、集落東側に広がる小菅山周辺の山林や小菅神社里宮周辺の林は、過去からの大きな変化が無かったり、面積も広かつたりすることから、小菅を象徴する里山景観構成要因の中でも重要な位置を占めると思われる。

第5節 祭りと植物（祭りの実態調査）

1 背景と目的

現在、伝統的な里山景観の構成要因である集落・農地・山林の関係が薄れつつある。多くの地域が山林の整備不足や放置、農業の衰退など様々な問題を抱えている。小菅では、人々の暮らしと農林業との関係がまだ続いているが、その結びつきは決して強いとは言えず、しだいにつながりが希薄化している。しかし、小菅の集落と農地、農地と山林、山林と集落を結ぶ関係の上には集落内で行われている祭りや年中行事が介在している。つまり、小菅の里山景観を構成する要素において祭りや年中行事は重要な役割を担い、精神的側面として作用しているのではないかと考えられる。

この調査では、祭りや年中行事が集落の中でどのように行われているのかを調べていく。また、祭りや年中行事内で使われている植物に注目し、それらと農地や山林などの自然環境とのつながりも調べていく。

2 方法

祭りや年中行事が小菅の中でどのように行われているのかを調べるために、調査項目を大きく三つに分類した。一つ目は、3年に一度行われている長野県無形民俗文化財に指定されている柱松柴燈神事を含む祇園祭である。この祭りについて実態調査と聞き取り調査を行った。二つ目は、柱松柴燈神事以外に年間を通じて小菅で区として行われている祭りである。これらについて実態調査と聞き取り調査を行った。三つ目は、年中行事である。これらについて聞き取り調査を行った。さらに、祭り・年中行事と農地・山林などの自然環境とのつながりをつかむ上で、祭りや年中行事に使用されている植物に注目して調査を進めた。

3 柱松柴燈神事

※ ここでは、柱松柴燈神事を大きく三つに分類して結果報告を行う。(1)、(2)では、柱松柴燈神事の準備段階についてまとめ、(3)では祇園祭と神事当日についてまとめる。(4)では、(5)から(3)についての考察とまとめを行う。

(1) ヤマブドウ蔓採り（準備 1）

ヤマブドウの蔓は、柱松の粗朶を束ねたり柱松を支えたりするのに使われる。小菅周辺の集落にも柱松柴燈神事とつながりがあり、それぞれ分担が決まっている。ヤマブドウの蔓は、野沢温泉村の前坂区が貢納することになっている。2004年度の蔓採りは、7月6日に行われた。採取場所は毎回違う山林で、

今回は写真5-1の野沢温泉村前坂（北竜湖の北に位置する）にある葦谷地という私有林である。蔓取りを行うメンバーも固定されておらず、毎回都合の良い人が行う。今回は前坂区在住の3名の男性がメンバーとなっている。

ヤマブドウの蔓は通常、林内が芽吹く前に見つけておき根元を伐っておいて実際に回収するときに伐りやすいようにしておく。写真5-2のように樹木の上に伸びてしまった蔓は堅く、写真5-3のように地べたに張っている蔓の方が柔らかくて使いやすいようである。ただ、太くて立派な蔓はそう多くないため目に付いた立派なものは採取していた。

蔓を採取する量は特に決まりが無い。過去の経験から大雑把に使用する量を考えて採っている（10本弱くらい）。伐った蔓は写真5-4のように林道に引っ張り出し、必要なない葉や枝を切り落とす。次に写真5-5のように丸め、写真5-6のようにトラック一台に載せる。

作業が開始してから、蔓をトラックに積み込んで終了するまでの時間は約2時間30分だった。トラックに積まれた蔓は前坂から小菅に向かい、写真5-7のように講堂の軒下に下ろされた。

この調査から、柱松祭燈神事が小菅のみではなく周辺集落の協力により支えられていることがわかる（前坂の人は祭り当日の行事等には参加しない）。



写真5-1 前坂の葦谷地



写真5-2 上に伸びた蔓



写真5-3 地べたの蔓を伐る作業



写真5-4 枝葉の切り落とし



写真5-5 丸められた蔓



写真5-6 トラックに載せられた蔓

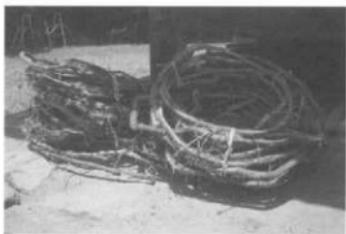


写真5-7 講堂の軒下に下ろされた蔓

参考として、ヤマブドウがどんな植物であるかにふれておく。山と渓谷社の「山渓ハンディ図鑑4樹に咲く花 猿弁花2」を参考にすると、分布は北海道、本州、四国の山地帯で、山地の林縁や沢沿いに生育する。樹形は落葉性つる性木本で、巻きひげで他物にからみついてよじ登る。用途としては果実を生食するほか、果実酒、ジュース、ジャムなどにする。

(2) 番屋普請・柱松柴燈神事準備

祭りの中で植物がどう使われ、それらが周囲の自然とどうつながっているのかを知るために、主に祭りに向けた清掃作業である番屋普請、柱松柴燈神事で重要な役割を持つ松子作成に焦点を当て、実態調査や聞き取り調査を行って、それをまとめた。調査日は2004年7月11日である。

○番屋普請（準備2）

番屋普請とは、祭りに向けて清掃を行うことである。清掃は、伍長組ごと（全11組）に集落を幾つかに分けて行う。昔はくじ引きで決められたが、今は人数を考えて小菅区長が割り振りを行う。2004年度の番屋普請の行われる場所は以下の通りである。

東から順に

- ・小菅神社奥社参道（黒門～船石） 1、3、9組
- ・大聖院周辺 2、8組
- ・講堂 6、7組
- ・社務所～小菅神社里宮 5、10組
- ・仁王門周辺 4、11組

というふうに振り分けられている。

図5-1にこれらの場所を示す。

清掃場所ごとに時間（開始と終了）、人数、道具、手順についてまとめる。道具の（ ）内は、道具の数を表す。

【小菅神社奥社参道】

この日行われたのは、参道中腹にある船石から奥社参道入り口の鳥居までである。船石から奥社までは11日以前に清掃を終えていた。

時間：7:30くらいから人が集まり徐々に作業を始める。実際は8:00集合。

終了は9:00くらい

人数：男性10人 女性9人

道具：かま（複数）、ビーバー（1）、熊手（複数）、長柄のかま（1）

手順：主にかまで参道と林縁の境界部の草を刈る。この際、アジサイなどこの時期花が見られる植物についてはなるべく残すようにしている。刈った草は熊手で集め、参道の隅や林の中へ寄せる

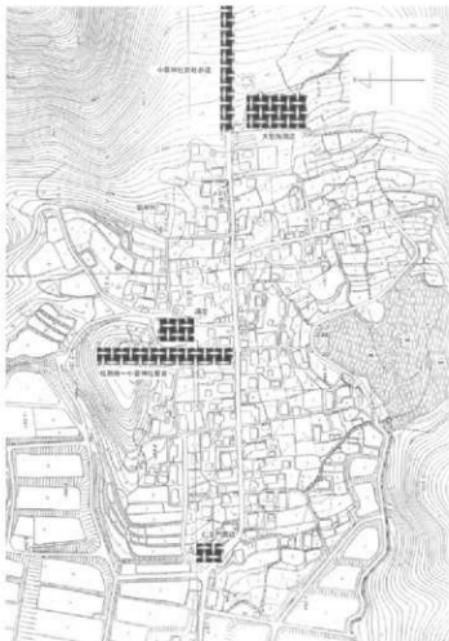


図5-1 番屋普請の場所

(写真5-8、5-9)。ビーバーは鉄の刃ではなくナイロンの紐を使っている。これは、より安全であるとともに、参道の石を傷つけないようにするための工夫である。主に男性が参道の上の方を掃除していた。

この作業が行われた夏ごろになると、奥社への参道は様々な草が生長し荒れたような状況になってくる。柱松柴燈神事のための番屋普請は、参道沿いや参道の伸びた草を刈ったり、清掃をしたりすることから、小菅をきれいに保つ働きもしている。また、春から初夏にかけて見られる植物たちにあっても陽の光が当たる環境にしてくれる清掃作業は必要なものである。参道の清掃は、小菅の景観を維持し、祭りと山林を結びつける上で重要であると考えられる。



写真5-8 奥社参道清掃の様子(1)



写真5-9 奥社参道清掃の様子(2)

写真5-10は、清掃によりきれいになった参道である。

【大聖院周辺】

庭の池の周囲は11日以前に老人会によってすでに行われていた。

時間：8:00～およそ9:30

人数：男性8人、女性3人

道具：かま（5）、ビーバー（5）

手順：ビーバーは参道の周囲と護摩堂西から始まる。

女性2人がかまを持ち石段の下から草取りを始める。石段脇の草取り。護摩堂前東のカエデ下枝掻い。刈った草はまとめられ片付けられる。石垣の間に生えている草類もビーバーで刈り取る。草類の掻除後、鳥居前の側溝の泥取りと植え込み（イトザクラの周り等）の剪定を行う。

写真5-11は清掃によってきれいになった大聖院庭園の池。写真5-12は大聖院の石段である。これらの場所も清掃によって手入れされることで、庭や石段としての役割が十分に発揮される。

また、池の周辺には春になると多くのカタクリが姿を現す。カタクリ（写真5-13）などの春植物は、暖かい光が射し込むことで貯蔵期間に貯め込んでいた貯藏物質を使って急いで芽を出し、葉を広げ、林床に届く十分な光を利用して光合成をする。したがって、草が茂っていると十分な光が得られず、カタクリは成長することができないわけである。番屋普請や年に何度も行われている大聖院の池周辺の清掃は、見た目をきれいにするだけではなく、きれいな植物の出現をも手助けしている。

夏に行われている柱松柴燈神事は春に現れる植物ともつながりを、結果としてかもしれないが持っている。

【社務所～小菅神社里宮】

時間：7:50～9:30過ぎ

人数：男性7人、女性2人

道具：かま（2）、ビーバー（6）、熊手（3）、み

（2）



写真5-10 きれいになった参道



写真5-11 きれいになった池周辺



写真5-12 石段の清掃



写真5-13 カタクリ

手順：鳥居付近、里宮の階段、本殿付近に分かれて作業をし、終わった人からまだ終わっていないところの手伝いへ向かう。階段付近は下から始め、両脇と階段の草取りを行う。この際、植栽されたと考えられる植物は残す。神輿運御時（講堂裏から神輿殿横）の通り道の両側の樹木の枝を掃う（主にサクラン）。この枝は柱松の材料として使われる。

写真5-14は作業をしている写真で、写真5-15は作業後の写真である。作業後、いかにきれいに手入れされたかが見て取れる。

【講堂周辺】

時間：7:50～8:50

人数：男性8～10人、女性2人

道具：かま（1）、ビーバー（7）、熊手（3）、一輪車（1）

手順：講堂東の御旅所付近の草刈りと講堂付近の草刈りから始まり、集めた草は山にして御旅所脇の空き地に積まれる。講堂付近の草は、一輪車にて講堂西の木の元に積まれる。



写真5-14 里宮の清掃



写真5-15 清掃後の状態

【仁王門～大鳥居】

時間：7:55～8:05

人数：男性5人、女性3人

道具：かま（複数）、ビーバー（4）、竹箒

手順：女性がかま、男性がビーバーを使い草刈りを行う。仁王門横が終わり次第、小菅の登り口にたつ大鳥居にも草刈りに行く。仁王門から大鳥居までの区間は主に三ヶ所掃除する。その区分けは、仁王門、追分（庚申塔がある）、大鳥居である。

○柱松柴燈神事準備（準備3）

【粗朶伐り】

粗朶とは伐り取った木の枝のことで、通常は薪などにして使用する。小菅の柱松柴燈神事では、粗朶は柱松の材料として利用される。小菅に暮らしている人は、1戸につき粗朶1束を集めることになっている。今回の調査では、粗朶のサイズは根元径約3.5cm～7cmが多かった。

時間：正確な時間は決まっていない。番屋普請終了後、伍長組ごとに採取場所へ向かい作業を行う。

場所：例年、北竜湖周辺の大菅共有林や社寺林、もしくは民有林に行き採取している（写真5-16、5-17）。ただし、しっかりとした決まりではなく、柱松柴燈神事のときはどの山林からでも伐つていいという無礼講の形を取っている。

道具：チェーンソー、鉈、鋤、ロープなど。

手順：作業の始めと終わりに札押のような特別な所作はない。山林内に入り、写真5-18のように手ごろな樹齢の粗朶を伐っていく。基本的に男性が木を伐り、女性が集めるという分担になっていた。伐り出して道の上に置かれた粗朶はロープなどで縛り、写真5-19のように軽トラックへ積み込んで祭りが行われる講堂前の広場へ運ぶ。運ばれた粗朶は写真5-20のように柱松作

成を行いやすいように講堂前広場に何箇所かに分けて積まれる。

伐る場所の粗木を全部伐るのではなく、3年後の祭りに使用できそうな細い粗木は残していた。

祭りの準備のために山林に入り粗朶を採取することは、柱松作成のために必要不可欠であると同時に、普段あまり手入れのなされていない山林をきれいにする効果もある。粗朶を伐り出す範囲はそれほど広いものではないが、写真5-21、写真5-22のように粗朶の伐り出しを行わない場所と粗朶の伐り出しを行った場所では明らかに違うことがわかる。粗朶を伐り出すところの多くは、持ち運びが簡単にできるように道路沿いに面している。粗朶を伐ることによって人の目に付きやすい山林がきれいに保たれることになる。これにより、鬱蒼とした感じの山林がすっきりとする。さらに、この粗朶伐りによってもたらされる効果は景観面だけではない。現在、小菅では山林に入って何か作業をするという機会が減ってきている。しかし、粗朶を伐るという柱松柴燈神事の準備を通して人々は山林に入り作業をする。この点において、小菅にとっては柱松柴燈神事と同様に、その準備も重要な意味を持ってくる。

また、このときに柱松の上部に使われるスギの枝葉（写真5-23）や柱松を支えるスギの杭が小菅神社里宮周辺の社寺林などから採取されて、用意される。

樹種だが、次の種が主に含まれていた。ハシバミ、ブナ、ミズナラ、クヌギ、カシワ、ケヤキ^①、クリ、ヤマグワ、クロモジ、アブラチャン、サクラ spp.、ナナカマド、イロハモミジ、ウリハダカエデ、ハウチワカエデ、ミズキ、ケアオダモ、リヨウブ、トネリコ、オオカメノキなど20種以上の粗木である。ヤマウルシなどはかぶれるため、注意して軽トラックに積み込まないようにしていた。また、ヤマザクラも花が咲くため、できるだけ伐らないようにしている場合もあった。

※1 ケヤキ 小菅の中心道路に対して菩提院の反対側にある大きなケヤキから採取（写真5-24）。毎回このケヤキから枝を切り落としている。ここで採取したケヤキの枝は柱松の材料として使われるのではなく、御旅所（祭り当日に御神輿が置かれるところ）の周りに取り付けられる（写真5-25、5-26）。このケヤキの粗朶は、神様と一般人との間に境界を設けるという意味を持つ。ケヤキの場所を図5-2に示す。



写真5-16 粗朶の伐採場所(1)



写真5-17 粗朶の伐採場所(2)



写真5-18 粗朶の伐採



写真5-19 軽トラックに積まれた粗朶



写真 5-20 演習前に山積みされた粗朶



写真 5-21 粗朶伐りをしていない場所



写真 5-22 粗朶伐りをした場所



写真 5-23 柱松上部に使われるスギの枝葉



写真 5-24 ケヤキの枝払い



写真 5-25 御旅所前に置かれたケヤキの粗朶



写真 5-26 御旅所の周りにつけられたケヤキの粗朶



図 5-2 菩提院横のケヤキの場所

○【柱松建て】(準備4)

柱松には、上(東側)と下(西側)の二つがある。この柱松が、小普で行われる柱松祭燈神事において重要な役割を担う。それぞれの違いについて表5-1にまとめる。

時間：13:30～16:30

場所：講堂前広場

人数：上、下とも15～20人

道具：チェーンソー、鋸、鉈、レバーブロック、木槌、サスマタ、ロープ

材料：粗朶(雜木の枝葉)、スギの枝葉、芯棒(スギ)、杭(スギ)、丸太(スギ)、鉄線、ヤマブドウ蔓(事前に野沢温泉村前坂区の人が用意したもの)、繩

手順：作成手順と作業時間に多少の誤差があるが、上の松子、下の松子ともに基本的に作成手順、作業時間は同じである。作成のための説明書などは無く、小管の人たちの記憶をたどりながら、前回以前の松子を想像して建立を行う。

- a. 土台となる8本の丸太(スギ)を平行に並べ、ロープを準備し丸太の間に置く(この際も上は9本、下は7本のロープを使う)。写真5-27参照。
- b. 芯棒(スギ)を丸太の上に乗せ、大きさを把握したら心棒を外し、両端に粗朶の根元がくるように乗せる(写真5-28)。枝が広がりすぎているものは擣って使う。粗朶の端はチェーンソーで切って整える。
- c. 粗朶がある程度並べた後、根元を繩で縛る(写真5-29)。繩の拘っている部分を解き、そこに粗朶の根元を入れていく。結んでいくところは根元より約100ミリ。結ぶと粗朶を乗せる作業を繰り返す。
- d. 粗朶の根元を結んだ後、真ん中に芯棒(スギ)を乗せる。さらに、芯棒の上に粗朶を調節しながら乗せていく(写真5-30)。
- e. 土台の間に配したロープの両端に1名ずつつき、ロープを引っ張り(写真5-31)、粗朶の束を転がしながら丸めていく(写真5-32)。柱松の上に乗ってジャンプして柱松に体重をかけたり、完成した柱松を想像したりなどして太さや形を整える。
- f. ロープで縛る(写真5-33)。その後、レバーブロックを使いロープをさらにきつく締める。補強のため鉄線を使い締める。
- g. ロープで締めていた辺りに、ヤマブドウの蔓を巻いていく(上は9ヶ所、下は7ヶ所)。蔓はねじりながら巻く(写真5-34)。この結び方はエンボウ結びという。
- h. チェーンソーで柱松の両側を切りそろえる(写真5-35)。柱松の縱向き(前後2ヶ所)に、横向きの蔓に絡ませながら蔓をつけていく。
- i. 柱松を支える蔓を固定するためのスギ杭の穴を4ヶ所開け、それらの杭に固定する長い蔓を柱松に結びつける(写真5-36)。
- j. スギ杭(1300ミリ)を斜めに開けた穴へ木槌で打つ(写真5-37)。
- k. 柱松を人力とサスマタを使って立て、4本の蔓をスギ杭に縛り柱松を固定する(写真5-38～写真5-40)。柱松の下に小石を入れバランスを調整する。
- l. 火が移らないようにするため、柱松上部の端にスギの枝葉を押す(写真5-41)。
- m. 人が登る足がかりとして、柱松の側面にスギの杭を3本挿す(写真5-42)。
- n. 周囲の4本のスギ杭にロープを掛け、各辺に2枚ずつ紙垂をつけ、作業工程全て終了(写真5-43)。

表5-1 二つの柱松の違い

	上(東)	下(西)
作成者	小管の人たち	関沢、針田、笹沢の集落の人たち 中心となる
繩掛け数	9本	7本
大きさ	高さ約4m(下よりやや大きめ)、 周囲約2.5m	高さ約4m、周囲約2.5m



写真5-27 柱松作成時の上台



写真5-28 粗朶を土台に載せる



写真5-29 粗朶の根元を縄で縛る



写真5-30 粗朶の上に芯棒を載せる



写真5-31 ロープ引っ張る



写真5-32 粗朶の束を丸める



写真5-33 粗朶の東をロープで縛る



写真5-34 萎をねじりながら乾てる



写真5-35 チェーンソーで端を切りそろえる



写真5-36 長い萎を柱松に結びつける



写真5-37 杖を打つ



写真5-38 柱松を起こす(I)



写真5-39 柱松を起こす(II)



写真5-40 柱松を起こす(III)



写真 5-41 スギの枝葉を柱松上部に挿す



写真 5-42 スギの杭を柱松側面に挿す



写真 5-43 柱松完成

【ヤマブドウの蔓】

時間：13:30～14:40

場所：講堂前広場

人数：女性中心に約15人

道具：木槌、鋸、鉈

手順：前もって野沢温泉村前坂区の人が採ってきたヤマブドウの蔓を使用する。

丸く束ねてある蔓を伸ばし、木槌で叩き柔らかくする（写真 5-44、5-45）。この際、叩く人と蔓を支える人に作業を割り振って協力しながら行う。余分な部分は切る。作業が終わったら蔓は柱松に使う。柱松作成と同時に作業が開始され、柱松作成側で蔓を必要とする段階までには作業が終わっていた。



写真 5-44 ブドウ蔓を伸ばす



写真 5-45 ブドウ蔓を叩いて柔らかくする

(3) 柱松柴燈神事当日

2004年度の柱松柴燈神事を含む祇園祭は7月17日、18日に行われた。

ここでは、祭りの実態と祭りの中で使われている植物に注目して捉えていく。そこから、祭りと自然環境のつながりや祭りと集落のつながりなどを考えていく。

祭りの時間的流れをつかみやすくするため、表5-2、表5-3(1)、表5-3(2)に時間、行事、場所、内容、使用植物、使用植物の利用方法、採取場所についてまとめた。

○一日目：7月17日（土）

一日目に行われる行事は、尾花作成、松神子禊、柱松柴燈神事祈願報告祭、松神子奥社参籠、献燈祭、夜宮祇園行列である。それぞれについて、表5-2にタイムテーブルを示す。

表5-2 祇園祭一日目（7月17日）

時 間	行 事	場 所	内 容	使 用 植 物	利 用 方 法	採 取 場 所
13時	尾花作成	大聖院跡護摩堂	ススキの穂を束ねて尾花の火口を作る。	ススキ・竹	尾花	各戸それぞれ
15時	松神子禊	大聖院跡護摩堂	護摩堂庭園の池で松神子が身体を清める。	イチイ	御幣	宮司宅
15時30分	松神子等奥社へ	奥社への参道				
16時15分	柱松柴燈神事祈願報告祭・松神子奥社参籠	奥社	祝詞、玉串奉奠、御神酒。	イチイ	御幣・玉串	宮司宅
	獻燈祭（夜宮）	講堂祭式場	祭事部若衆による村内触れ太鼓（3回） 獻燈役割発表。			
21日寺20分	夜宮祇園行列	講堂祭式場～社務所～里宮神楽殿	獅子舞：舞を講堂前、社務所前、里宮神楽殿（拝殿）の3ヶ所で行う。			
			猿田彦の注連切り：舞の後、里宮鳥居に張った注連縄を切る。	アサ	松明	野沢温泉村
			神事：祝詞、玉串奉奠。	イチイ	玉串	宮司宅
一日目終了後	直会	講堂	労をねぎらい、酒を飲む。			

【尾花作成】

この日は、まず尾花作成が護摩堂で行われる。時間は午後1時頃。尾花とはススキの花穂のことである。この作業では、ススキの穂を束ねて柱松柴燈神事に使われる尾花の火口が作られる（写真5-46）。ススキの穂は、各家庭で前年の8月に行われた御射山祭りで採取され神棚に上げられていたものを使う。これらのススキを竹の棒に括りつける。

各家庭がススキを前の年から用意しておいて祭りに提供するということは、集落の人々が祭りと深いつな



写真5-46 ススキの穂を束ねて尾花を作る

がりを持っていることである。スキだけを見てみると単なる植物であり大きな意味は見出せないが、小菅にとっては柱松柴燈神事を行う上で欠かせない植物である。

【松神子禊】

午後3時頃になると、大聖院跡庭園の池で柱松柴燈神事に参加する松神子の禊が行われる。小菅神社奥社に一晩籠る松神子の身体を清めるのである。この際に直接使われている植物はないが、池の滝口のところにあるスギの幹にイチイで作られた※2 御幣が取り付けられている(写真5-47)。イチイの御幣だけではなく、松神子が禊をする池端のすぐ横には祭りの中で柳(サカキ)※3の代用として使われるイヌツゲが植えられている(写真5-48)。

※2 御幣は細長い木に、細長い白紙などを切って挟んだもののことと神主がお祓いをするときに使ったり、神前に供えたりする。

※3 柳は、古くは神事に用いられる常緑樹の総称であるが、柳には通常ツバキ科サカキが使われる。しかし、「小菅の里物語」によると小菅権現が鬼にツバキを持って妨害され片目を失明したことから小菅山のツバキをすべて抜いたとされている。小菅において、柳にサカキを使わず他の常緑樹を使用している理由がここにある可能性もあると考えられる。



写真5-47 スギにつけられたイチイの御幣



写真5-48 サカキの代用としてのイヌツゲ

【柱松柴燈神事祈願報告祭・松神子奥社参籠】

禊を終えた松神子は、小菅神社奥社へ向かい参道を登っていく(写真5-49)。参道はスギの大木がそびえ、その他の植物もたくさんあり、大きな岩などもある。たくさんの自然物に囲まれた道を奥社を目指して進む。奥社に到着すると柱松柴燈神事の祈願報告祭が行われる。神職により祝詞が読まれ、イチイで作られた玉串が神前に納められる。この報告祭が終わると、松神子はその保護者とともに奥社に一晩籠る。



写真5-49 参道を奥社へ向かって進む

【献燈祭（夜宮）】

祭事部若衆による村内触れ太鼓が三回あり、それまで各自自宅に戻っていた人たちが講堂前の祭式場に集まってくる。そこで、献燈役割が発表される。

【夜宮祇園行列】

夜宮祇園行列は講堂前祭式場をスタートし、社務所を経て小菅神社里宮へ向かう。その中で獅子舞が講堂前、社務所前、里宮押殿の三ヶ所で舞われる。まず、講堂前で獅子舞が舞われ、行列がスタートするわけである。行列が社務所前に着くと、獅子舞が舞われた後、猿田彦の注連切りが行われる。これは、猿田彦が舞を舞った後、里宮鳥居に張られた注連縄を切る行事である。猿田彦はアサを束ねたものを

持つており、それに火がつけられ舞が始まる（写真5-50）。この松明として使われるアサは野沢温泉村のほうからいただいているという話である。

猿田彦によって注連縄が切られないと、行列が先に進めない。アサの束に火をつけて猿田彦が舞い、松明で注連縄を少しづつ焼き、刀で切る行為は祭りの進行上欠かすことができないものである。

行列が里宮に到着すると、本殿で神事が行われる。ここでは神職により祝詞が読まれ、イチイで作られた玉串が神前に納められる。この後、拝殿で獅子舞が舞われ、夜宮が終わる。

【直会】

一日目の最後に講堂で直会が行われる。これで一日目が終わる。

○二日目：7月18日（日）

二日目に行われる行事は、松子若衆12人禊、松子火口焼神事、上・下くじ引き神事、例祭行列、例祭の儀（大祭式）、御神輿渡御・祇園行列、柱松行列、柱松柴燈神事、御神輿還御である。それぞれについて、表5-3(1)、表5-3(2)に示す。

表5-3(1) 祇園祭二日目（7月18日）

時間	行事	場所	内 容	使用植物	利用方法	採取場所
7時	松子若衆12人禊	大型院跡護摩堂	松子若衆が禊を行い身体を清める。松樹、燧金、柱松補助縄他準備。	カツラ	松樹	護摩堂裏など
	松子火口焼神事		神職の前で炭に火をつけ、ブナをのせて粉炭を作る。	ブナ	粉炭	小曾神社奥社付近のブナ林
	上・下くじ引き神事		松子若衆のそれぞれの担当が柱松の上か下かを決める神事を行い、御神酒を飲む。			
10時10分	例祭行列	大型院跡護摩堂～里宮本殿	里宮で例祭の儀を行うために行列で移動する。			
10時30分	例祭の儀（大祭式）	里宮本殿	宮殿の扉を開く、献饌、祝詞、玉串奉焼、撒餽。	イチイ	玉串	宮司宅
13時	御神輿渡御・祇園行列	里宮神輿殿前	神事：祝詞、御幣で御祓い、御神酒。	イチイ	御幣	宮司宅
		里宮～社務所前～御旅所（講堂近く）	祇園行列（イスツゲの神は二人で担ぐ）の後、神輿が出現し、石段を下り押し合いをしながら社務所前まで進む。その後、神輿は天王石で休憩し柱松の間を抜け御旅所へ抱えられる。	イスツゲ	辯	護摩堂庭の池横
		御旅所	御祓い、獻饌。			



写真5-50 アサの松明を持つ猿田彦

表5-3(2) 祇園祭二日目：柱松柴燈神事（7月18日）

時 間	行 事	場 所	内 容	使 用 植 物	利 用 方 法	採 取 場 所
15時	庭儀「柱松柴燈神事」					
	・柱松行列	大型院跡護摩堂～講堂前～御旅所	猿田彦の後ろに赤白の松樹、その後ろに尾花と続く。松太鼓（くねり山伏）の合図に従い進む止まるを繰り返し講堂前へ進む。	カツラ・スキ・イヌツゲ・ス	松樹・尾花・柳・玉串	表3(I)参照
	・柱松柴燈神事	講堂前	松太鼓の合図で柱松の上に松樹、尾花、火口と壇石の順に上げられ、柱松の準備が整う。	カツラ・スキ	松樹・尾花	表3(I)参照
		御旅所	神職がスギの玉串で御祓いを行い、柱松祭の安全祈願をする。その後、玉串奉斎（イチイ）を行う。	スギ・イヌツゲ・イチイ	柳・玉串	スギは社寺林などから採取・後は表3(I)参照
		講堂前	松神子が持っていた御幣（ここでは拂に紙をつけたもの）を松子若衆が預かり柱松へ。松太鼓の演技が始まり、太鼓を叩いたら松神子を柱松の上へ上げ籠金で火種を作り、御幣に火をつけた後、尾花に火をつける。早く火がついたほうが勝ちやすい。尾花に火がつくと柱松に乗っていた人たちが下に降り、柱松が倒される。見物人たちが倒れた柱松から、松樹や尾花などを奪い合う。	カツラ・スキ・スギ・約20種の雜木・ヤマブドウ葉	松樹・尾花・柱松・縄	表3(I)及び柱松柴燈神事の項参照
		十王堂跡	松子若衆に背負われた松神子が、十王堂跡にある休み石の上に下ろされた時点で勝ち負けが決定する。			
16時15分	御神輿還御	御旅所～講堂裏～里宮神輿殿	神輿は石段をあがらずに、講堂の背後を通り神輿殿へ戻される。この時神輿殿から持ってきたイヌツゲの拂は神輿殿へ戻され、護摩堂から持ってきたイヌツゲの拂、スギの御幣は護摩堂へ戻される。	イヌツゲ・スギ	柳・御幣	表3(I)参照
祭終了後	直会	大型院跡護摩堂	労をねぎらい、酒を飲む。			

[松子若衆12人様]

柱松柴燈神事で松子神を助けて行事を進める12人の松子若衆が、大型院跡庭園の池で禊を行う。禊で身を清めた後、柱松柴燈神事で重要な役割を担う松榾の作成に移る。この祭りで使われる松榾は、マツやサカキではなくカツラである。護摩堂裏にあるカツラの木から手ごろな大きさの枝を伐り（写真5-51）、赤と白の御幣がつけられる（写真5-52）。

カツラもススキと同様に、柱松柴燈神事において重要な役割を持つ植物である。

カツラに御幣をつける作業が終わると、縦金や柱松に登るためのロープである柱松補助綱も準備される。松榾は作成後、護摩堂内の祭壇の前に置かれる（図5-3）。

護摩堂の祭殿に、図5-3のようにカツラの松榾以外にも植物から作られたものが置かれている。これを見ても、祭りの中で植物が重要な位置付けをされているということがわかる。



写真5-51 松榾用のカツラの枝伐り



写真5-52 松榾に御幣をつける

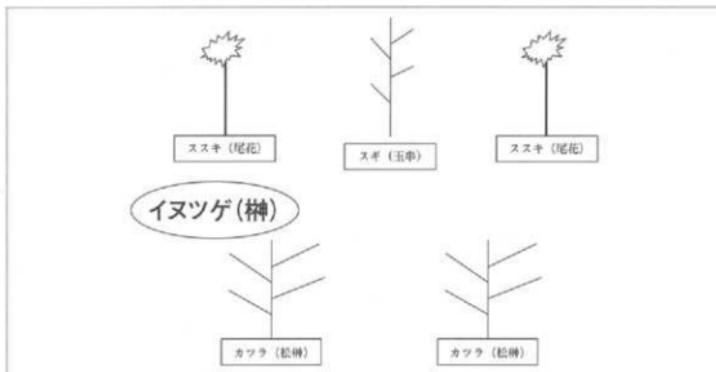


図5-3 護摩堂祭殿前の植物配置模式図

[松子火口焼神事]

松子若衆が禊と松榾作成を終えた後、護摩堂の横で火口（瓶で打ち出した火を移しとるときに使う消し炭の粉）を作る（写真5-53）。火口の材料となるのはブナである。このブナは小菅神社奥社付近のブナ林から採取してきたものを使う。

作り方の手順としては、最初に炭に火をつけ、そこにブナの枯れ木をのせおこす。次に、黒い部分がなくなって真っ赤になったところで周りの灰を吹き飛ばし



写真5-53 火口焼神事

壇箱の中に入れてすり潰す。これを一定量できるまで繰り返す。

【上・下くじ引き神事】

松子若衆が松神子を助けてくじを引き、柱松の東西（上・下）の担当を決める神事を護摩堂内で行う。

【例祭行列・例祭の儀】

午前10時過ぎに例祭行列が護摩堂から出発し、小菅神社里宮本殿へ向かう。

行列が里宮に到着すると、例祭の儀が里宮本殿で行われる。この時に本殿内部にある宮殿の扉は開かれる。この例大祭以外には、春祭りと秋祭りにしか宮殿の扉は開かない。献饌所から供え物が運ばれ、祭殿前に供えられる。この後、神職により祝詞が読まれ、神職や区長、氏子総代会長などからイチイで作られた玉串が納められる。玉串奉奠が終わった後、供え物が撤饌され、宮殿の扉が閉められると例祭の儀が終了する。

【御神輿渡御・祇園行列】

午後1時になると、里宮の神輿殿の前で御神輿渡御・祇園行列前の御事が行われる。神職により祝詞が読まれ、イチイの御幣で御祓いがなされる。この時、行列で担がれるイヌツゲの榊は写真5-54のような状態で神輿殿のすぐ近くに置かれている。

この榊として利用されるイヌツゲは、大型院庭園の池のほとりにある木から刈り取ったものである。イヌツゲの榊は、祇園行列時に二人で担がれる。

神事が終わり、御神酒をいただくと、祇園行列が始まる。行列におけるイヌツゲの榊の位置は、前から6番目で猿田彦、手力雄、錦女といった役者の後に続く。榊は本来、神の依代とされたり神域を表示したりするためか、丁重に扱われていた。

祇園行列の後に神輿が出発する。石段を降りた神輿は、小菅神社里宮参道を押し合いしながら社務所前の里宮鳥居まで進む（写真5-55）。

社務所前まで来ると押し合いが終わる。その後、天王石で休憩をし、2本の柱松の間を抜け、御旅所へ据えられる。御旅所に神輿が着くと、神職によってお祓いや獻饌などが行われる。イヌツゲの榊は御旅所に向かって左側に置かれる。

【庭儀「柱松柴燈神事」】

午後3時に護摩堂から柱松行列が出発する。この行列には、カツラの松榊、ススキの尾花、ツゲの榊、スギの玉串が加わる。行列におけるこれら植物の位置は、カツラの松榊が前から5番目で猿田彦の後ろ。ススキの尾花が前から6番目で松榊の後ろ。ツゲの榊は前から16番目で、スギの玉串は17番目である。写真5-56は行列の中におけるカツラの松榊、写真5-57はスギの玉串の様子である。

行列は、松太鼓（くねり山伏）という役者の合団に従い進む止まるを繰り返しながら講堂前へ進む。そ



写真5-54 イヌツゲの榊



写真5-55 御輿の押し合い

こで、松太鼓の合図で柱松の上に松榊、尾花、火口と燧石の順に上げられ柱松の準備が整う。この後、御旅所にて神職がスギの玉串で御祓いを行い柱松祭の安全祈願を行う。また、松神子らの玉串奉焼（イチイ）が行われる。

安全祈願が終わると、いよいよ柱松を使った神事が始まる。

小菅の柱松柴燈神事では、上（東側）と下（西側）というふうに二本の柱松が使われている。この二本の柱松にはそれぞれ意味がある。上の柱松の松榊には赤の御幣がつけられ、天下泰平を表す。一方、下の柱松の松榊には白の御幣がつけられ、五穀豊穰を表す。どちらの柱松が先に倒れ、松神子が十王堂跡の休み石までたどり着くかで勝敗が決まる。上が勝てば五穀豊穰に、下が勝てば天下泰平になるといわれている。

松神子が持っていた御幣（ここでは棒に紙をつけたもの）を松子若衆が預かり、柱松へ向かう。松太鼓の演技が始まると太鼓を叩いたら、松子若衆が仲取と手をつないでいた松神子の手を引き、柱松へ走る。松神子を柱松の上へ上げ、燧金で火種を作り、御幣に火をつけた後、スキの尾花にその火を移す。写真5-58の状態の尾花に火をつけると写真5-59のようになる。柱松そのものに火をつけるのではなく、尾花のみに火をつける。尾花の周辺につけられているスギは、飛び火を防ぐためのものである。



写真5-56 行列中の松榊（カツラ）



写真5-58 火をつける前の尾花



写真5-57 行列中の玉串（スギ）



写真5-59 火をつけた後の尾花



写真5-60 松榊や尾花の奪い合い

[御神輿還御]

柱松柴燈神事終了後、神輿は石段を上がらずに、講堂の背後を通り神輿殿へ戻される。この時、神輿殿から持ってきたツゲの榊は神輿殿へ戻され、護摩堂から持ってきたツゲの榊、スギの玉串は護摩堂へ戻される。

[直会]

護摩堂にて直会が行われ、祭りが終了する。

(4)まとめ

柱松柴燈神事を含む祇園祭りや、柱松柴燈神事の準備の中では様々な植物が使われている。これらの植物の、樹種、利用方法、採取場所について表5-4(1)、表5-4(2)にまとめる。植物が採取されたり、使われたりする順番になっている。

表5-4(1) 植物一覧

植物名	利用方法	採取場所
ヤマブドウ	柱松を縛る・支える	野沢温泉村前板区
ハシバミ	柱松の材料	共有林・社寺林・民有林
ブナ1	タ	タ
ミズナラ	タ	タ
クヌギ	タ	タ
カシワ	タ	タ
クリ	タ	タ
ヤマグワ	タ	タ
クロモジ	タ	タ
アブラチャン	タ	タ
サクラsp	タ	タ
ナナカマド	タ	タ
イロハモミジ	タ	タ
ウリハダカエデ	タ	タ
ハウチワカエデ	タ	タ
ミズキ	タ	タ
ケアオダモ	タ	タ
リョウブ	タ	タ
トネリコ	タ	タ
オオカメノキ	タ	タ
ケヤキ	御旅所を囲む	菩提院南側
スギ1	柱松の芯棒	社寺林など
スギ2	丸太	タ
スギ3	杭	タ
スギ4	柱松上部	タ
スキ	尾花	各家
タケ	尾花	不明

表5-4(2) 植物一覧

植物名	利用方法	採取場所
イチイ 1	御幣（池のスギにつける）	官司宅
イチイ 2	御幣	◆
イチイ 3	玉串	◆
アサ	松明	野沢温泉村
カツラ	松樹	大聖院庭園池の北側
ブナ 2	粉炭	小菅神社奥社付近のブナ林
イヌツゲ	柳	大聖院庭園池の横
スギ 5	玉串	社寺林など

以上のように、多くの植物が祭りの中で使われている。

柱松の材料として山林内にヤマブドウの蔓を採りにいくことや、柱松の材料となる粗朶を探取するために山林内に入っていくことも、祭りと自然をつなげている。現在では、普段の生活の中で山林内に入って作業をしたり、何かを探取したりすることが少なくなってきた。小菅で行われている柱松柴燈神事は、山林での作業や楽しみとのつながりが希薄化してきている人々と、山林という自然環境を結びつけている祭りだといえる。

奥社参籠のために、スギ並木や広葉樹林に囲まれた参道を歩くという行為も自然と強いつながりがうかがえる。このような行為は、祭りに参加する人が自然の中に身を投じていくように感じられる。参道を歩くことは祭りを一種の媒体として、人と自然とを信仰により結びつけていると考えられる。

柱松柴燈神事に使う火口を作るためには、集落の東側にある小菅山内に入り、小菅神社奥社付近まで行ってブナを探ってこなくてはならない。ブナは通常、燃えにくい樹木とされている。しかし、小菅のブナ林は奥社付近の神聖な森の中に存在している。燃えにくいブナをわざわざ使用する理由は、奥社付近にブナ林があるという立地条件が関係しているのではないかと考えられる。

柱松柴燈神事には、五穀豊穣という農業と関連する祈願が込められている。実際、上の柱松か下の柱松かの勝負で五穀豊穣か天下泰平が決まるので、神事が終わるまで五穀豊穣か天下泰平かはわからない。しかし、五穀豊穣という言葉が出てくることで農業との関連性がある祭りだということがわかる。また、倒れた柱松から畑の虫除けになると言って、ツラの松脂やススキの尾花などを奪い合ってまで持つて帰るという行為もある。ここでも、農業との関連性がうかがえる。祭りという精神的なものを通して、小菅に暮らす人々と農業が結びついていると考えられる。

4 年間を通じて行われている区としての祭り

* ここでは柱松柴燈神事以外に、年間を通じて小菅区として行われている10種類の祭りについて取り上げる。

ここでも目的にあるように、祭りの実態と祭りの中で使われている植物、農業との関連性について見していく。最初に、区として年間を通じて行われている祭りについて表5-5にまとめておく。まとめた内容は、祭名、2004年度の実施日時、参加者、実施場所、祭りの主な内容、祭りに使用されている植物とその採取場所についてである。

表5-5 年間を通じて区として行っている祭り

祭名／日時等	日時(2004年)	参加者	場所	主な内容	使用植物	採取箇所
元旦祭	1月1日	区長、代理区長、氏子総代会、権宜、宮司	里宮本殿	祝詞→玉串奉奠 村の平安	イチイ	宮司宅
お日待ち	2月11日	区長、代理区長、宮司	里宮本殿	祝詞→玉串奉奠 区内安全、就任報告	イチイ	宮司宅
建国祭	2月11日	区長、代理区長、氏子総代会、宮司	里宮本殿	祝詞→玉串奉奠 村の平和	イチイ	宮司宅
春祭り	4月15日	区長、代理区長、氏子総代会、宮司、権宜、手伝いの神主、伶人、来賓他	里宮本殿	お宮の扉開く→祝詞→玉串奉奠→お宮の扉閉じる 五穀豊穣の祈願祭	イチイ	宮司宅
斎田祭	5月23日	区長、代理区長、氏子総代会、宮司	宮司の田圃	祝詞→田植え→玉串奉奠	イチイ、竹、福の苗	宮司宅
大祓	6月30日	区長、代理区長、氏子総代会、宮司、松神子の保護者	里宮本殿裏 宮拝殿	祝詞→玉串奉奠→拝殿にて祝詞→きりぐさをまく 祭事の祈り	イチイ	宮司宅
風の神様	7月25日	区長、代理区長、宮司	風切岬の祠	祝詞→玉串奉奠 区内安全	イチイ	宮司宅
弁天様	7月25日	区長、代理区長、宮司、北竜湖水番	北竜湖弁天岬	祝詞→玉串奉奠 水害防止祈願	イチイ	宮司宅
秋祭り	11月24日	区長、代理区長、氏子総代会、宮司、権宜、手伝いの神主、伶人、伍長、来賓他	里宮本殿	お宮の扉開く→祝詞→玉串奉奠→お宮の扉閉じる 収穫感謝、勤労感謝	イチイ	宮司宅
大祓	12月29日	区長、代理区長、氏子総代会、宮司	里宮本殿	祝詞→玉串奉奠 大祓の神事 祝詞→きりぐさをまく 一年の罪等を祓い新年を迎える準備	イチイ	宮司宅

① 元旦祭

大晦日の夜11時45分に参加者（区長などの集落の代表者で各戸ごとに参加するわけではない）が社務所に集まり、日付が変わる時間に小菅神社里宮に行き神事を行う。宮司によって祝詞が読まれ、玉串奉奠が行われる。年間を通じた区の祭りで玉串に使われるのはイチイである。このイチイは宮司の住居に植えてあるものから採取される。小菅ではイチイのことを、トガヤトガノキと呼んでいる。

元旦祭では主に新年一年、村が平和であるように祈願される。写真5-61は小菅神社里宮の鳥居につけられた松飾りである。神に関するものには奇数が重宝される。写真では少しわざりにくいか、この松飾りも三段になっている。この他松飾りは、小菅神社奥社参道入り口の鳥居、護摩堂、講堂、仁王門、二の鳥居などにつけられる。飾り付けは氏子総代会によって大晦日の日に行われる。



写真5-61 三段の松飾り

② お日待ち

2月11日に行われる。参加者は区長、区長代理、宮司の三人で、里宮本殿で行われる。宮司により祝詞が読まれ、イチイの玉串が納められる。お札をお宮の本殿に祀って、区内の安全が祈願（火事などの災いを避ける祈願）され、神前で区長と代理区長の就任報告も行われる。神事が終わった後お札を詰め所、農業生活改善センター、区長宅へ祀る。

③ 建国祭

2月11日、お日待ちが終わった後に行われる。ここでは、お日待ちの参加者に加え、氏子総代会も参加する。宮司により祝詞が読まれ、イチイの玉串が納められる。建国祭では集落の平和が祈願される。

④ 春祭り

4月15日に行われる。春祭りは五穀豊穣の祈願祭である。この日、神事が行われる前の早朝6時から区長、代理区長、氏子総代会、各伍長によって小首神社里宮の参道が清掃される。春祭りは小首神社信仰圏における範囲の広い祭りであり、参加者が多い。区長、代理区長、氏子総代会、宮司といった通常の参加者に加え、福宜、柏尾からの手伝いの神主、伶人、多くの来賓者が参加する。供え物も7つと建国祭の5つと比べ多い。里宮の鳥居のところにも写真5-62のように幟が立てられる。

神事は里宮本殿で行われる。まず、宮殿の扉が開かれる。宮殿の扉が開かれるのは春祭り、例大祭、秋祭りの3回だけ、他の祭りでは開かれない。次に宮司により祝詞が読まれ、宮司や参加者がイチイの玉串を神前に納める。最後に宮殿の扉が閉じられ神事が終了する。



写真5-62 春祭りの幟

⑤ 斎田祭

斎田祭は田植のこと、5月の下旬から6月の初旬に苗の出来栄えや田植えの状況によって実施日が決められた。2004年は5月23日に行われた。場所は宮司が所有する田んぼで行われる。写真5-63のように神事を行う場所が田んぼの一角に設けられる。

真ん中にあるのはイチイで作られた御幣で、その四方を竹で囲む。この前に供え物が置かれる。神事はまず、宮司によって祝詞が読まれる。その後に、宮司によって準備されていた稻の苗（品種に決まりはない）を参加者が御幣の周りに植える（写真5-64）。

田植えが終った後に、イチイの玉串が納められ斎田祭が終了する。斎田祭で植えられた稻から取れた米は、宮司が収穫のときに別にし、乾燥して、白米にし、祭りで使われる供え物にする。



写真5-63 斎田祭の準備



写真5-64 斎田祭での田植え

(6) 大祓

6月30日に行われる。2004年は三年に一度の柱松柴燈神事が7月にあるため、通常の参加者に加え松神子の保護者が出席した。宮司によって祝詞が読まれ、イチイの玉串が神前に納められる。この神事では、7月の祇園祭に対してお祈りがされる。小菅神社里宮本殿での神事が終わった後、里宮の拝殿に移り大祓の儀式が行われる(写真5-65)。祝詞が読まれた後、きりぐさ(内山紙[※]、とアサを切ったもの)を拝殿でよく。



写真5-65 里宮拝殿での大祓神事

※4 かつて内山紙は、小菅の中でも多くの家で作られていた。今でも紙すきを行っていた小屋や紙すきのための窓が残っている家も見られる。

(7) 風の神様

7月25日に行われる。参加者は、区長、代理区長、宮司である。神事が行われる場所は小菅集落の南にある風切崎にある祠である。宮司によって祝詞が読まれ、イチイの玉串が納められる。ここでは区内の安全が祈願される。

(8) 弁天様

風の神様と同日に行われる。参加者は、区長、代理区長、宮司、北竜湖水番二人である。神事が行われる場所は北竜湖の弁天岬である(写真5-66)。

神事の内容は、宮司により祝詞が読まれ、イチイの玉串が納められる。ここでは、水害防止の祈願が行われる。



写真5-66 北竜湖弁天岬

(9) 秋祭り

11月24日に行われる。秋祭りは4月に行われた春祭りと対を成している。春祭りが五穀豊穰の祈願祭だったのでに対して、秋祭りは収穫感謝と勤労感謝の祭りである。この日は、神事が行われる前の午後1時から春祭りと同様に区長、代理区長、氏子総代会、各伍長によって小菅神社里宮の参道が清掃される(写真5-67)。

秋祭りも春祭りと同様に参加者が多い。区長、代理区長、氏子総代会、宮司といった通常の参加者に加え、播磨、手伝いの神主、伶人、来賓者が参加する。さらに、春祭りには参加していなかった各伍長が参加する。参加者は一人一人奉納米として米を一升ずつ納める。供え物は春祭りと同様に7つ。また、春祭りと同様に里宮の鳥居のところに轍が立てられる。

神事は里宮本殿で行われる。まず、宮殿の扉が開かれる。次に宮司により祝詞が読まれ、宮司や参加



写真5-67 秋祭り直前の小菅神社里宮参道清掃

者がイチイの玉串を納める。最後に宮殿の扉が閉じられ神事は終了する。

⑩ 大祓（年末）

12月29日に行われる。6月の大祓の時とは異なり、参加者は区長、代理区長、氏子総代会、官司という通常の参加者である。場所も小菅神社の拝殿は使用せず、本殿のみで行う。官司により祝詞が読まれ、イチイの玉串が納められる。その後、大祓いの神事として祝詞が読まれ、きりぐさ（内山紙とアサを切ったもの）がまかれる。ここで一年の罪や汚れが祓われ、新年を迎える準備をする。

まとめ

年間を通じて区として行われている祭りには、農業と関連性を持つものがいくつか見られる。

五穀豊穣を祈願する春祭りは、小菅の農業と深く関係があると考えられる。実際の目で見えるつながりというものはない。しかし、神様に農業がうまくいってたくさんの収穫が得られるように願うことは、信仰を通した精神的なつながりが祭りと農業、それを行う人々の中にあることを示していると考えられる。また、この祭りが春先の農業を始める時期にあることで、集落の人は農業の始まりを意識させる。

稲作とつながりをもつ斎田祭も、区の祭りの中では農業とつながりが深い。小菅で行われる祭りの神前へ供える米の苗を斎田祭の中で植え、収穫して利用することは、農業、特に稲作に対する意識が高いと考えられる。

収穫感謝の秋祭りも春祭りや斎田祭と同様に農業と深く関係している祭りである。実際に参加者が奉饌米という形で米を神前に納めることからも、農業がうまくいったことを神様に感謝していることがわかる。五穀豊穣の祈願から始まり、収穫感謝の祭りを行うという側面からも祭りと農業の結びつきの強さがうかがえる。

これらのように、小菅では祭りと農業はきっともきれない強い関係がある。農業という普段の生活の営みとつながりを持っている。農業が始まる時期には、五穀豊穣の春祭り。田植えの時期には、斎田斎。農業の収穫の時期には、秋祭り。というように、農業の折節に行う農業信仰の側面が大きい。

5 年中行事

ここでは小菅で年間を通じて行われている年中行事についてまとめる。年中行事は各家庭で行っているものがほとんどなので、実際に拝見させていただく調査ではなく、聞き取り調査を行った。聞き取り調査の対象者は、小菅氏子総代会長の蒲原良典さんである。年中行事の実態と行事内で使われている植物に注目して調べていく。

年中行事については、昭和55年発行の「新編瑞穂村誌」を基に、元瑞穂村の中でも小菅で行われているとされる年中行事とその内容をピックアップし、聞き取り項目を作成した。その聞き取り項目を基に蒲原さんに話を伺った。その結果を表5-6にまとめた。表の内容は、行事、日時、内容等、それからその行事が過去におこなわれていたか、また現在行われているか、最後に備考という形で示してある。過去の状況に関しては蒲原さんの記憶の範囲のことである。「新編瑞穂村誌」は昭和13年に発行された「瑞穂村誌」を基にしているため、蒲原さんの経験にないことも記されていてそれを断つておく。その行事が行われていれば○が、行われていなければ×がついている。ただし、あくまでも一人を対象とした聞き取り調査であるため小菅の各家庭全てが行っているとはいえない。○がついていても行っている家庭と行っていない家庭がある可能性があることを付記しておく。

表5-6 小菅の年中行事

行 事	日 時	内 容 等	過 去	現 在	使 用 植 物 と 標 告
① 元日	1／1	氏神様籠：お供えにオヒネリ（米）を持参。	×	×	賽銭のみ、ヒネリなし。
		マスを食べる。	○	○	サケやマス。
		おかげ交換する。	×	×	
		先を競う氣風。	×	×	
② 鎮神様の祭り	1／3	おにぎりを3つ作り、カズカラ（コウゾの茎）の棒を折って押す。大釜の蓋の上に供える。	○	×	コウゾ 蓋を盛って割り箸を押した。
③ 七草	1／7	七草粥を作り、食べる。	○	×	
		松飾りを取り外す。	○	○	外したマツは造祖神に使われる。
④ 蔵開き	1／11	おかげりを下げて、雑煮にして食べる。	○	○	
⑤ ものづくり	1／14	米の粉で団子を作る。	○	○	稻作の成功を願う。
		団子を飾り付ける	○	○	団子の木（ミズキ）。
⑥ 造祖神	1／15	造祖神の構造：芯木に5～6本の木。小菅では男の子の生まれた家で出す。秋のうちに伐っておく。女の子の場合は豆腐10丁。	○	×	
		芯木を覆う材料はしめ松、茅穂、豆ガラである。	○	○	今は稚葉、豆ガラ。2005年は2004年の柱松祭で使われたソダも使用。芯木はスギ。
		造祖神の火のつけ方：火付け役は大人、火消し役は子供。大人はオガラのたいまつ、子供はスギやマツの枝や棒に藁を巻きつけたものに水を含ませて消す。	○	×	今はこのような役割分担は無い。
		造祖神の燃えた後は餅や団子を焼く。	○	○	健康との関連性がある。
⑦ 節分	2／3	豆撒きをする。	○	○	
⑧ 初午		お稻荷さんに小豆飯、天ぷら、油揚げを供える。旗に字を書いて供える。	○	○	お稻荷様を祀っている家のみ。
⑨ 山の神祭り	2／12	山仕事している人たちが集まり、山の神様へ特酒を供え山仕事の無事を祈る。	○	○	神棚に赤飯。山仕事はしない。
⑩ ヤショウマ	2／15	ヤショウマは米の粉にゴマや大豆を入れたり食紅で色付けをしたりしてこね蒸し、円柱状に形作った後、輪切りにしたもの。	○	○	お寺（菩提院）へ行く。
⑪ ひな祭り	3／3	新しく女の子が生まれた家では、ひなをくれた親族や知人を呼んで、お茶や甘酒を飲む。	○	×	
⑫ 宵節句	5／4	ショウブとモグサを戸間口や窓、軒端へ持す。	○	○	ショウブ、モグサ。
		菖蒲湯に入る。	○	○	ショウブ
⑬ 農休み	6月下旬	田植えが終ったところで、一齊に休む。	○	×	
		籠餅をつく。	○	×	
⑭ マンガ洗い		馬糞を洗って物置などへ納める。	○	×	
		おはぎを作り田植え仲間へ配る。	×	×	

		田植え仲間を家へ呼ぶ場合は、ニシン昆布巻、ご飯にキナコをかけてふるまう。	○	×	やっていた家とやってない家がある。
⑩ お盆	8/1	ウラボン：墓地の清掃。	○	○	日にちは今ではそれぞれ。
	8/7	盆の七日目：道路の草刈り。	×	×	
	8/9	九万八千日：お寺へお参りする。	×	×	
	8/13	迎え盆：山からハギ、キキョウ、オミナエシを取ってきて供える。お墓と門先で火を焚く。	○	○	ハギ、スキを仏前に（宗派による）、迎え火は門先のみで、麦・穀わらに付ける。
	8/14	麦粉で皮を作り、おやきを作る	○	○	中身はあんこ
	8/16	送り盆：盆火を門先で焚き、お墓でも焚く。	○	○	門先のみで焚く。
⑪ 御射山	8/27	スキの籠を12~13本切ってくる。神棚へ。	○	○	スキ 柱松祭と関連あり。
⑫ カカシアゲ	11/15	家でできる範囲の御馳走を作り、神棚に供える。	○	×	
⑬ 年の暮れ		松飾りをする。	○	○	マツをとってくる場所は決まっていない。
		上組、中組、下組の三ヶ所に棒を両側に二本立て、その上にスギの芯木を結びつけ、横は竹の棒を使ってそこにゴボウジメを吊るし、房、ゴマメを七、五、三につける。	×	×	
⑭ 年取り		年取りの食べ物は、マス、サケ。	○	○	餅は二段重ね。早めにつく。

① 元日

氏神様脂では、過去と現在ともに賽銭のみで、オヒネリを持っていって供えるようなことはない。また、おかざりの交換や小菅神社里宮へ早く行くほど運がよいといった先を競う気風もない。ますます繁盛するという意味から、この日にマスやサケを食べるといったことがされている。

② 釜神様の祭り

これは1月3日の行事で、大釜の蓋の上に飯を盛って割り箸を挿したものをお供えたそうであるが現在は行われていない。「新編瑞穂村誌」では、おにぎりを三つ作り、カズカラ（コウゾの茎）の棒を折って挿したものを大釜の上に供えたとある。釜神様のお祭りの意味は、一年中お世話をなったお釜に感謝の意を表すためのものである。

③ 七草

1月7日の行事で、昔は七草粥を作り食べた。現在は作っていない。

また、この日に正月の松飾りを取り外す。取り外した松飾りのマツは15日に行われる道祖神に使われる。

④ 蔵開き

1月11日に行われる。正月のおかざりを下げて、雑煮にして食べる。これは現在も行われている。

⑤ ものづくり

これは、1月14日に米の団子を作る行事である。米の粉で、まゆ、豆、カボチャなどの農作物に関係あるものを形どって作り、団子の木と呼ばれるミズキに挿す。また、ミズキは晩秋になると枝が赤くなるのでアカンボノキとも呼ばれる。

ものづくりは、稻作などの農業の成功を願うという意味で行われる行事である。米の粉で作ることから、農業でも特に稻作との強いつながりがわかる。

⑥ 道祖神

1月15日に行われる。小菅では男の子が生まれた家で芯木となる5~6本の木を提供したそうであるが、今ではそのような風習はない。道祖神の芯木となるのはスギで、それを覆う主な材料はしめ松、茅蘋、豆ガラであった。現在は主に稻藁が材料として使われている。2005年の道祖神には2004年の柱松柴燈神事で使われた雑木の粗朧も使用されている。ここでも行事と行事につながりがあることがわかる。過去に道祖神にはいろいろな役柄があった。しかし、現在、役割分担などはない。道祖神の燃えた後で焼いた餅や団子を食べると病気にならないといわれている。

写真5-68は、2005年的小菅の道祖神で、写真5-69は内部に使われているスギである。



写真5-68 小菅の道祖神

⑦ 節分

2月3日に豆撒きを行う。

⑧ 初午

2月最初の午の日に行われる。小菅では、お稲荷様を祀っている家庭のみ行っている。お稲荷さんに小豆飯、天ぶら、油揚げを供える。昔は、旗に字を書いて供えたりもした。



写真5-69 道祖神内部のスギ

⑨ 山の神祭り

2月12日に行われる。山の仕事をしている人たちが集まり、山の神様へお神酒を供えて山仕事の無事を祈る。神棚に赤飯を供えたりもする。この日は山仕事をしない。林業とのつながりがある祭りである。

⑩ ヤショウマ

ヤショウマは2月15日（お転婆様が入誠された日）に供えられる。ヤショウマとは米の粉にゴマや大豆を入れたり食紅で色付けをしたりしてこね蒸し、円柱状に形作った後、輪切りにしたもの。小菅で菩提院に行ったりする。

⑪ ひな祭り

3月3日に行われる。昔は、新しく女の子が生まれた家でひなをくれた親族や知人を呼んで、お茶や甘酒を飲んだ。また、おひな様が飾ってある家に行き雛人形を見せてもらった。現在、このようなこと

は行われていない。

⑫ 青節句

5月4日に行われる行事で、ショウブの節句とも言う。ショウブとモグサを戸間口や軒端へ挿す。これは、蛇が家の中に入っこないようにするおまじないである。また、この日に菖蒲湯へ入ると山へ行つても蛇や毒虫に噛まれないといわれている。このことは、小菅に暮らしている人が山林の中に入つて仕事をしたり、キノコや山菜といったものを採つたり頻繁に山へ入ったことと密接に関係している。

⑬ 農休み

農休みとは、6月下旬の田植えが終わつたところで一斉に休んだというものである。今では行われていない。笹餅をついて親類に配つたということも過去に行つていた。

⑭ マンガ洗い

期日は各家で異なるが、田植えの終わりが馬鍔の使い終わりなのでこの時期に馬鍔を洗つて物置などへ納めた。また、田植え仲間を家へ呼んでニシンの昆布巻きなどをだしてふるまつた。

この行事は農業に馬を使つていた時のもので、家畜を農業に使わなくなつた現在では行われていない。

⑮ お盆

8月1日のウラボンに始まり、16日の送り盆で終わる。ウラボンでは墓地の清掃を行うが、現在では8月1日というふうに日にちは決まっておらず、各家庭が都合のよい日にそれぞれ行つている。迎え盆ではハギやスキを山から採つてきて仏前に供える。ただし、供える植物は宗派によつて異なる。迎え火は門先で焚き、麦や稻藁に火をつける。お盆の最中に麦粉でおやきを作つたりもする。このおやきは今でも作られている。送り盆でも迎え盆と同じように門先で火を焚く。これは送り火である。

⑯ 御射山

8月27日に行われる。この行事は、諏訪神社に神へ貢進する食料を狩り供えて、崇り神を封じる儀式である。スキの穂を12~13本切つて神棚へ供える。また、スキの茎で箸を作り赤飯を食べる。この御射山で使われるスキは、柱松柴蘆神事に尾花として利用される。

⑰ カカシアゲ

家でできる範囲の御馳走を作り、神棚に供える。現在では行われていない。

⑱ 年の暮れ

松飾りを作る。松飾りに使われるマツを探つてくる場所は決まってはいない。「新編瑞穂村誌」によると、小菅では上組、中組、下組の三ヵ所に棒を両側に二本立て、その上にスギの芯木を結びつけ、横は竹の棒を使ってそこにゴボウジメを吊るし、炭、ゴマメを七・五・三につけると書かれていたが、現在は行われてなく詳細は不明である。

⑲ 年取り

年取りの食べ物は、マスやサケである。

まとめ

過去において、小菅では数多くの年中行事を行っていた。そのうちのいくつかは現在行われていないが、それでもなお、たくさんの行事が残っている。年中行事の中には、植物が利用されているものが多く含まれる。利用されている植物の一覧を表5-7に載せる。

稻作の成功祈願をするものづくり、林業に関係する山の神祭り、小菅で行われている祭りとのつながりも持つ道祖神や御射山、といったように年中行事の中には信仰はもちろんのこと、農林業とつながりが深いものがある。信仰、農業、林業、人の暮らし、それぞれがなんらかの関係性やつながりを持っていることがわかる。小菅の人々にとって、祭りを含む行事というのは重要であると考えられる。

表5-7 年中行事で使われる植物一覧

植物名	利用行事
コウゾ	姫神様の祭り
ミズキ	ものづくり
スギ	道祖神
雑木の粗朶（表4参照）	＊
マツ1	＊
茅薙	＊
ショウブ	宵節句
モグサ	＊
ハギ	お盆
ススキ1	＊
ススキ2	御射山
マツ2	年末年始の松飾り

参考文献

- ・飯山市教育委員会 いいやま博物館友の会「柱松シンポジウム発表資料」2004年
- ・飯山市振興公社編「飯山風土記 信濃の宝石いいやま」飯山市振興公社 2003年
- ・いいやま博物館友の会編「奥信濃文化 第二号」いいやま博物館友の会 2002年
- ・いいやま博物館友の会編「奥信濃文化 第二号」いいやま博物館友の会 2002年
- ・鷲尾恒久編「小菅の里物語」小菅むらづくり委員会 1994年
- ・新郷瑞穂村誌刊行会編「新郷瑞穂村誌」新郷瑞穂村誌 1980年
- ・鷲尾恒久著「小菅の里 その自然」小菅むらづくり委員会 2001年

第6節 みどりの景観

佐々木邦博

小菅全体を振り返ってみると、みどり豊かな集落といえる。そこには森のみどり、農地のみどりがあり、また社寺境内のみどりや民家の庭のみどりがある。大型院には古くからある庭園が残り、古い建物が多い民家には、農村らしい作業庭や菜園がある。そこには、カキやクリが植えられ、また集落のところどころにはスギやクルミなどの高木がみえる。

農地は棚田からなる。現在では、畑地として使われている区画もある。棚田を造っている石垣は空積みで、昔のままであり、石垣沿いにはすばりで造られ、石を両側に積まれた水路が走っている。昔ながらの景観である。

そこには、住民の生活が息吹き、祭りや年中行事を行い続けている。そしてこの景観を保ち続けていく。

昔ながらの景観、日本の農村の伝統的といえる景観がこれほどまとめて残っているところは、そう多くはない。この良さ、すばらしさは、かけがいのないものである。